



健康保険・船員保険 被保険者実態調査報告

令和 6 年 10 月



まえがき

この報告書は、令和6年度に実施した健康保険・船員保険被保険者実態調査の結果をまとめたものである。

健康保険・船員保険被保険者実態調査は、健康保険及び船員保険の被保険者について、年齢、標準報酬月額、標準賞与額、所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄等を調査し、健康保険制度及び船員保険制度の健全な発展を期するための基礎資料を得ることを目的として実施している。

この調査は、昭和41年度から健康保険被保険者実態調査として、全国健康保険協会管掌健康保険(一般被保険者)及び健康保険組合管掌健康保険の被保険者を対象に実施されている。平成21年度からは平成20年10月に全国健康保険協会が発足したことに伴い、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者(健康保険法第3条第2項被保険者)を、平成22年度からは平成22年1月に船員保険を全国健康保険協会が管掌することとなったことに伴い、船員保険の被保険者を対象に加えている。

調査結果は、健康保険及び船員保険の被保険者や被扶養者の実態を示すものであり、受診動向や医療費の状況等を分析する際に欠かすことのできない基礎的統計である。

この報告書が、制度運営の基礎資料として広く各方面に利用されるならば誠に幸いである。

最後に、この調査の実施にあたり、ご協力をいただいた全国健康保険協会、健康保険組合の担当者の方々及び関係者各位に対し、深く感謝の意を表する。

令和7年11月

厚生労働省保険局調査課長

江郷 和彦

統計表の符号の用法は次のとおりである。

- ・ 統計項目のありえない場合
- … 計数を表章することが不適切な場合
- 計数のない場合

目 次

第1章 調査の概要 7

第2章 調査結果の概要（健康保険被保険者実態調査） 12

1. 加入者の年齢構成	12
2. 被保険者の年齢構成	14
3. 被扶養者の年齢構成	17
4. 年齢階級別扶養率	21
5. 標準報酬月額別扶養率	26
6. 総報酬額階級別扶養率	30
7. 年齢階級別平均標準報酬月額	31
8. 年齢階級別平均標準賞与額	34
9. 年齢階級別平均総報酬額	38
10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合	41
11. 年齢階級別、被保険者期間別構成等	42
12. 業態別被保険者構成割合、扶養率等	45
13. 規模別被保険者構成割合、扶養率等	46
14. 被保険者数の推移について	47
15. コーホートによる続柄別扶養率の分析について	59
(参考) 事業所の業態別・規模別事業所数、被保険者数の構成割合	63

第3章 調査結果の概要（船員保険被保険者実態調査） 65

1. 加入者の年齢構成	65
2. 被保険者の年齢構成	67
3. 被扶養者の年齢構成	68
4. 年齢階級別扶養率	70
5. 標準報酬月額別扶養率	72
6. 総報酬額階級別扶養率	74
7. 年齢階級別平均標準報酬月額	75
8. 年齢階級別平均標準賞与額	77
9. 年齢階級別平均総報酬額	80
10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合	82
11. 年齢階級別、被保険者期間別構成等	83
12. 規模別被保険者構成割合、扶養率等	86
13. 被保険者数の推移について	87

第4章 統計表

1. 全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）（全数統計） 91

第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額 及び平均総報酬額	93
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	94
第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	100
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	106
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	113
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	117
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	121
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	124
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者数、 及び平均年齢	130
第10表	事業所の業態別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢及び被保険者数の構成比	136
第11表	被保険者の年齢階級別・事業所の規模別・性別、 被保険者数及び平均年齢	142
第12表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	149
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	150
第14表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	152
第15表	標準報酬月額別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準報酬月額、被扶養者数	158
第16表	標準賞与額階級別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準賞与額、被扶養者数	164
第17表	被保険者-被扶養者別・年齢階級別・性別、新規加入者数	170
第18表	被保険者-被扶養者別・年齢階級別・性別、脱退者数	171
参考表	事業所の業態別・規模別事業所数及び被保険者数	172
2. 組合管掌健康保険 (抽出率 1/100)		177
第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額 及び平均総報酬額	179
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	180

第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	186
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	192
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	199
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	203
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	207
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	210
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者数 及び平均年齢	216
第10表	事業所の業態別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢及び被保険者数の構成比	222
第11表	被保険者の年齢階級別・事業所の規模別・性別、 被保険者数及び平均年齢	228
第12表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	235
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	236
第14表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	238
第15表	標準報酬月額別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準報酬月額、被扶養者数	244
第16表	標準賞与額階級別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準賞与額、被扶養者数	250
第17表	被保険者-被扶養者別・年齢階級別・性別、新規加入者数	256
第18表	被保険者-被扶養者別・年齢階級別・性別、脱退者数	257
第19表	被保険者一年齢階級別・加入前制度別、新規加入者数	258
第20表	被保険者一年齢階級別・脱退後制度別、脱退者数	259

3. 全国健康保険協会管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）（全数統計）——261

第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数及び扶養率	263
第2表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	264
第3表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	271
第4表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	272
第5表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	274
4. 船員保険（全数統計）		281

第1表	被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数、 被扶養者の性別、被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、 平均標準賞与額及び平均総報酬額	283
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、 被保険者数及び平均標準報酬月額	288
第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、 被保険者数及び平均標準賞与額	230
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、 被保険者数及び平均総報酬額	302
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	305
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数 及び平均標準賞与額	307
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数 及び平均総報酬額	309
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	310
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別、被扶養者数 及び平均年齢	312
第10表	被保険者の年齢階級別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、 被保険者数及び平均年齢	314
第11表	被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	316
第12表	被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別・続柄別、被扶養者数	320
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別 ・船舶種別、被扶養者数	322
第14表	標準報酬月額別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、 被保険者数、平均標準報酬月額、被扶養者数	324
第15表	標準賞与額階級別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、 被保険者数、平均標準賞与額、被扶養者数	326
第16表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別・性別・船舶種別、 新規加入者数	328
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別・性別・船舶種別、脱退者数	329

なお、船員保険については、第1表、第2表、第11表を除き船舶種別及び男女別に係る分を報告書に掲載していないが、政府統計の総合窓口（e-Stat）（URL <https://www.e-stat.go.jp>）にて公表している。

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、健康保険及び船員保険について、被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況等を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の対象及び調査客体

- (1) 組合管掌健康保険の被保険者（以下「組合健保」という。）については、令和6年10月1日現在の被保険者並びに令和6年10月中に被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届により異動した者（以下「異動者」という。）を調査対象者とし、健康保険組合（支部を有する健康保険組合にあっては支部）ごとに被保険者は100分の1（平成24年調査までは500分の1）、異動者（任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格取得者を除く。）については50分の1で系統抽出した者を調査客体とする。
- (2) 全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）（以下「協会（一般）」といふ。）については、令和6年9月30日現在の被保険者並びに令和5年10月から令和6年9月の間の異動者を調査対象者とし、その全数を調査客体とする。なお、結果の概要における一部の図・表では10月1日時点の被保険者として表章している。
- (3) 全国健康保険協会管掌健康保険（健康保険法第3条第2項被保険者）（以下「法第3条第2項被保険者」といふ。）については、令和6年9月30日現在の被保険者を調査対象者とし、その全数を調査客体とする。
- (4) 船員保険の被保険者については、令和6年10月1日現在の被保険者並びに令和5年10月から令和6年9月の間の異動者を調査対象者とし、その全数を調査客体とする。

（参考）健康保険の加入者（被保険者及び被扶養者をいう。以下同じ。）は、平成20年4月に後期高齢者医療制度が施行されたことにより、後期高齢者広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者等はそれまで加入していた健康保険の加入者の資格を喪失し、後期高齢者広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者になった。そのため、平成20年度調査より75歳以上の加入者は原則健康保険からいなくなる。

ただし、外国に住所を有する加入者は引き続き健康保険の加入者となることから、75歳以上の加入者も若干存在する。

また、船員保険の被保険者については、75歳以降の職務外の給付は後期高齢者医療から、職務上の給付は船員保険から給付されるため、75歳以上の被保険者も存在する。なお、船員保険の被扶養者については、健康保険と同様、原則75歳以上の者は船員保険からはいなくなる。

3. 調査時点

被保険者は、組合健保及び船員保険は令和6年10月1日現在、協会（一般）及び協会（法第3条第2項被保険者）は令和6年9月30日現在である。異動者は、組合健保は令和6年10月中、協会（一般）及び船員保険は令和5年10月から令和6年9月までの間とした。

4. 調査票及び調査事項

組合健保における調査票は次頁に掲げる様式とした。調査事項は調査票に記載のとおりである。また、協会（一般）及び法第3条第2項被保険者については、「健康保険被保険者実態調査 調査項目」に掲げる事項とし、船員保険については、「船員保険被保険者実態調査 調査項目」に掲げる事項とした。なお協会（一般）の異動者については当該調査事項によらず全国健康保険協会より集計表の提出を受けた（全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）第17表、18表）。

5. 集計及び解析

集計及び解析は厚生労働省保険局調査課において行った。

年齢階級については、令和6年9月30日現在の年齢に基づいて集計している。

「前期高齢者」は、「65歳以上74歳以下の者」及び「75歳以上の者（船員保険を除く）」を集計している。

なお、健康保険の75歳以上被保険者については、制度上は存在しているものの少数であるため、本調査での主な分析対象にはしていない。



令和6年度 健康保険被保険者実態調査調査票

政府統計

統計法に基づく國の統計
調査です。調査票情報の
秘密の保護に万全を期し
ます。

健康保険組合名 _____

適用区分	1. 強 制		2. 任 意		3. 任意継続		4. 特例退職												
事業所	都道府 県 番号		業態番号		事業所の 被保険者数				人										
被 保 険 者	性 別	1. 男 2. 女	生 年 月	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和		年	月	被保険者等の区分				1. 被保険者 2. 加入者 3. 脱退者							
	資格取 得時期	1. 令和5年9月以前 2. 令和5年10月以降			標準報 酬月額			千円	標準 賞与額		千円								
	介護保険	1. 該当 2. 適用除外 ()			基準収入額適用申請				1. 該当 2. 不該当										
	加入者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳																	
	脱退者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳 7. 死亡 8. 後期高齢者																	
被 扶 養 者	性 別	生 年 月						統 柄		扶養開始時期				介護保険					
	1	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 3. 子	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和5年9月以前 2. 令和5年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()							
	2	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 3. 子	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和5年9月以前 2. 令和5年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()							
	3	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 3. 子	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和5年9月以前 2. 令和5年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()							
	4	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 3. 子	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和5年9月以前 2. 令和5年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()							
	5	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 3. 子	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和5年9月以前 2. 令和5年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()							
	6	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 3. 子	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和5年9月以前 2. 令和5年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()							
	7	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 3. 子	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和5年9月以前 2. 令和5年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()							
	8	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 3. 子	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和5年9月以前 2. 令和5年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()							
事業所番号					調査客体番号														

- 注) 1. 数字を選択する箇所については、該当数字及び文字を○で囲むこと。
2. 数字を記入する箇所については、算用数字で右詰めに記入すること。

健康保険被保険者実態調査 調査項目

以下の項目について、調査を行った。

【協会（一般）】

(被保険者の状況)

- | | | |
|------------|-------------|--------------|
| ①適用区分 | ②事業所の都道府県番号 | ③事業所の業態番号 |
| ④事業所の被保険者数 | ⑤性別 | ⑥生年月 |
| ⑦被保険者等の区分 | ⑧資格取得時期 | ⑨標準報酬月額 |
| ⑩標準賞与額 | ⑪介護保険の該当有無 | ⑫基準収入額適用申請有無 |

(被扶養者の状況)

- | | | |
|---------|------------|-----|
| ①性別 | ②生年月 | ③続柄 |
| ④扶養開始時期 | ⑤介護保険の該当有無 | |

【法第3条第2項被保険者】

(被保険者の状況)

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| ①適用区分 | ②事業所の都道府県番号 | ③事業所の業態番号 |
| ④事業所の被保険者数 | ⑤性別 | ⑥生年月 |
| ⑦被保険者等の区分 | ⑧資格取得時期 | ⑨介護保険の該当有無 |

(被扶養者の状況)

- | | | |
|---------|------------|-----|
| ①性別 | ②生年月 | ③続柄 |
| ④扶養開始時期 | ⑤介護保険の該当有無 | |

船員保険被保険者実態調査 調査項目

以下の項目について、調査を行った。

- ① 適用区分
- ② 船舶所有者の都道府県番号
- ③ 船舶所有者の使用する船員の数
- ④ 被保険者等の性別
- ⑤ 被保険者等の生年月
- ⑥ 被保険者等の区分
- ⑦ 被保険者等の資格取得時期
- ⑧ 被保険者等の標準報酬月額
- ⑨ 被保険者等の標準賞与額
- ⑩ 被保険者等の介護保険の該当有無
- ⑪ 被保険者等の基準収入額適用申請有無
- ⑫ 被扶養者の性別
- ⑬ 被扶養者の生年月
- ⑭ 続柄
- ⑮ 被扶養者の扶養開始時期
- ⑯ 被扶養者の介護保険該当の有無

なお、強制適用被保険者については、再掲として船舶種別でも調査を行っている。船舶種別の内容については以下のとおり。

- 汽船等……船舶の種類が、漁船以外の船舶（汽船（A船）及び機帆船（B船））をいう。
- 漁船（い）…船舶の種類が旧船員保険法第34条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する漁船（母船式漁業に従事する漁船に作業員として乗組む場合を除く。）（C船）をいう。
つまり、直接漁業に従事しない漁船をいう。
- 漁船（ろ）…船舶の種類が旧船員保険法第34条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれにも該当しない漁船（母船式漁業に従事する漁船に作業員として乗組む場合を含む。）（D船）をいう。
つまり、直接漁業に従事する漁船をいう。

第2章 調査結果の概要（健康保険被保険者実態調査）

本調査では、協会（一般）及び法第3条第2項被保険者については全数、組合健保については100分の1の抽出率で抽出した被保険者（協会（一般）25,576,854人、組合健保169,505人、法第3条第2項被保険者11,855人）について集計を行った。また、協会（一般）については全数、組合健保については50分の1の抽出率で抽出した異動者（協会（一般）9,897,887人、組合健保8,763人）について集計を行った。

なお、令和6年9月末日現在の毎月事業状況報告書の被保険者数①と調査客体数②を比較すると、次表のとおりである。

	被保険者数①	調査客体数②	抽出倍率 (①／②)
協会（一般）	25,576,854	25,576,854	1.0
組合健保	16,931,563	169,505	99.9
法第3条第2項 被保険者	11,855	11,855	1.0

（注）被保険者数については速報値である。

1. 加入者の年齢構成

健康保険の加入者の年齢構成について、わが国の総人口及び75歳未満総人口をそれぞれ100%とした場合の年齢構成と比較したものが表1及び図1である。

協会（一般）及び組合健保の加入者の年齢構成は、総人口及び75歳未満総人口の年齢構成と比較すると60歳未満までの割合が高く、さらに60歳未満における組合健保の年齢割合は、協会（一般）よりも概ね高い。また、法第3条第2項被保険者の加入者の年齢構成は40歳以上の割合が高い。

後期高齢者医療制度の導入に伴い、原則75歳未満の者のみ健康保険の加入者になりうることから、75歳未満総人口と比較してみると、協会（一般）及び組合健保については、20歳未満では、75歳未満総人口の18.7%に対して協会（一般）20.4%、組合健保23.2%とともに高く、20～39歳でも、75歳未満総人口の25.3%に対して協会（一般）27.5%、組合健保30.3%とともに高い。同様に、40～64歳でも、75歳未満総人口の41.0%に対して協会（一般）43.7%、組合健保42.8%とともに高いが、65～74歳では、75歳未満総人口の15.0%に対して協会（一般）8.3%、組合健保3.7%とともに低い。

また、年齢構成を年齢階級別にみてみると、協会（一般）及び組合健保については60歳未満まで、75歳未満総人口を上回っている。

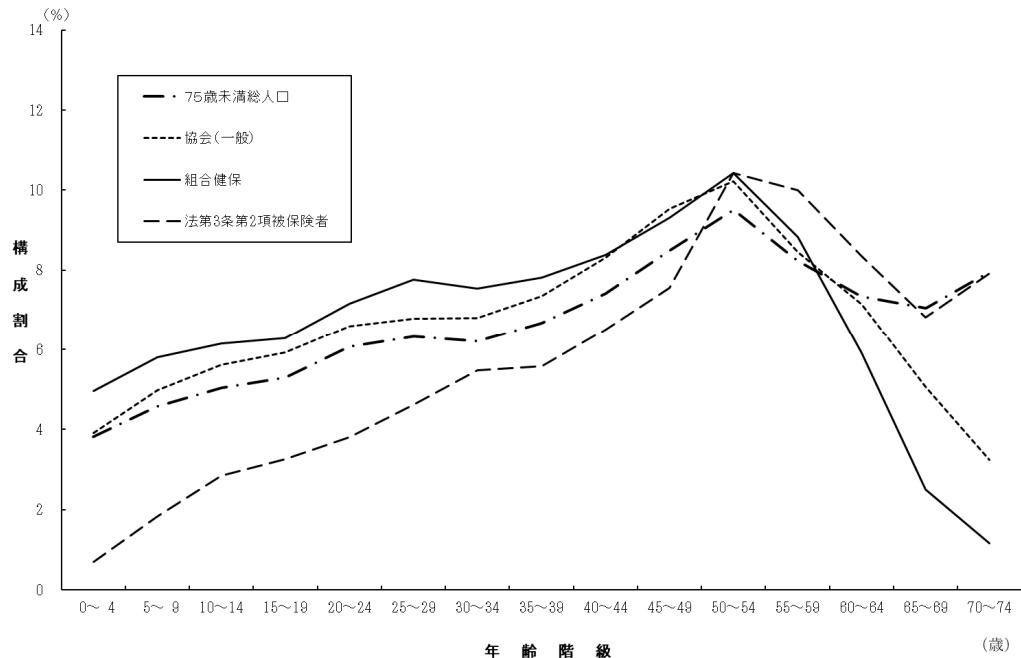
表1 総人口及び健康保険加入者の年齢構成（令和6年10月1日現在）

(単位：%)

年齢階級	総人口	75歳未満 総人口	健 康 保 険		
			協会(一般)	組合健保	法第3条第2項 被保険者
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	3.2	3.8	3.9	5.0	0.7
5～9	3.8	4.6	5.0	5.8	1.8
10～14	4.2	5.0	5.6	6.2	2.8
15～19	4.4	5.3	5.9	6.3	3.3
20～24	5.1	6.1	6.6	7.2	3.8
25～29	5.3	6.3	6.8	7.8	4.6
30～34	5.2	6.2	6.8	7.5	5.5
35～39	5.5	6.7	7.4	7.8	5.6
40～44	6.2	7.4	8.3	8.4	6.5
45～49	7.1	8.5	9.5	9.3	7.6
50～54	7.9	9.5	10.2	10.4	10.4
55～59	6.9	8.2	8.5	8.8	10.0
60～64	6.1	7.3	7.1	5.9	8.3
65～69	5.9	7.1	5.1	2.5	6.8
70～74	6.6	8.0	3.2	1.2	7.9
75歳以上	16.8	•	0.1	0.0	14.3
(再掲)					
0～19	15.6	18.7	20.4	23.2	8.6
うち未就学児	4.3	5.1	5.3	6.6	1.0
20～39	21.0	25.3	27.5	30.3	19.5
40～64	34.1	41.0	43.7	42.8	42.8
65～74	12.5	15.0	8.3	3.7	14.7
平均年齢(歳)	...	41.6	39.1	36.3	51.0

(注) 「総人口」は、総務省統計局「令和6年10月1日現在推計人口」を用いている。

図1 加入者の年齢構成（令和6年10月1日現在）



2. 被保険者の年齢構成

被保険者の年齢階級別構成割合及び平均年齢について、令和元年～令和6年までの調査結果を示したものが表2である。

20歳未満の構成割合は、協会（一般）、組合健保はほぼ横ばいとなっており、令和6年には協会（一般）0.5%、組合健保0.6%である。また、法第3条第2項被保険者については、令和2年年から令和3年まではほぼ横ばいとなっていたが、令和4年から減少傾向となっており、令和6年は0.3%である。

20～39歳の構成割合は、協会（一般）、組合健保ともに減少傾向となっており、令和6年には協会（一般）33.7%、組合健保39.9%である。法第3条第2項被保険者についても減少傾向であり、令和6年は15.8%である。

40～64歳の構成割合は、協会（一般）、組合健保ともに増加傾向にあり、令和6年には協会（一般）56.4%、組合健保55.2%である。法第3条第2項被保険者については減少傾向にあり、令和6年には49.6%である。

65～74歳の構成割合は、協会（一般）、組合健保ともに増加傾向にあり、令和6年には協会（一般）9.4%、組合健保4.2%である。法第3条第2項被保険者については、令和6年は17.5%である。

次に、令和6年の年齢構成を男女別にみると、協会（一般）の男性で最も割合が高いのは50～54歳の13.5%であり、続いて45～49歳の12.6%である。協会（一般）の女性で構成割合が最も高いのは50～54歳の13.4%、続いて45～49歳の12.5%である。一方、組合健保の男性では50～54歳の割合が最も高く13.7%、次いで45～49歳が12.4%である。組合健保の女性では25～29歳の割合が最も高く13.9%、次いで50～54歳が12.8%である。また、法第3条第2項被保険者の男性では75歳以上の割合が最も高く14.4%、続いて50～54歳の12.6%、法第3条第2項被保険者の女性では75歳以上の割合が最も高く36.1%、続いて70～74歳の11.2%であり、65歳以上で全体の半分以上を占めている。

最後に、被保険者の平均年齢は、協会（一般）、組合健保ともに上昇傾向にあり、令和6年には協会（一般）46.3歳、組合健保43.9歳である。また、法第3条第2項被保険者の平均年齢は57.5歳である。男女別の平均年齢は、協会（一般）の男性が47.3歳、女性が45.0歳、組合健保の男性が44.8歳、女性が42.2歳、法第3条第2項被保険者の男性が56.6歳、女性が65.3歳である。組合健保の方が協会（一般）よりも男女間の年齢差が大きく、法第3条第2項被保険者は男性よりも女性の平均年齢の方が高い。

表2 被保険者の年齢構成（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

(単位: %)

年齢階級	令和元年	2年	3年	4年	5年	令和6年		
						総数	男性	女性
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
20～24	6.2	6.0	5.9	5.9	5.9	5.9	5.0	7.2
25～29	9.1	9.0	9.0	9.0	9.1	9.2	8.2	10.6
30～34	9.6	9.4	9.2	9.0	9.1	9.1	8.6	9.7
35～39	10.6	10.4	10.2	9.9	9.8	9.5	9.5	9.5
40～44	12.3	11.9	11.5	11.2	11.0	10.8	10.9	10.6
45～49	13.4	13.6	13.6	13.4	13.0	12.6	12.6	12.5
50～54	11.2	11.5	12.2	12.7	13.1	13.4	13.5	13.4
55～59	9.7	10.0	9.9	10.3	10.5	10.9	10.9	10.8
60～64	8.7	8.8	8.8	8.9	8.6	8.7	9.3	8.0
65～69	5.6	5.6	5.7	5.7	5.7	5.8	6.8	4.5
70～74	2.9	3.2	3.5	3.5	3.6	3.6	4.3	2.6
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
(再掲)								
20～39歳	35.5	34.7	34.2	33.8	33.9	33.7	31.3	37.0
40～64	55.3	55.7	56.0	56.4	56.2	56.4	57.1	55.3
65～74	8.5	8.9	9.1	9.2	9.3	9.4	11.0	7.1
平均年齢（歳）	45.5	45.8	46.0	46.2	46.2	46.3	47.3	45.0

(注)令和5年以前の数値は、男女総数のものである。

(2) 組合健保

(単位: %)

年齢階級	令和元年	2年	3年	4年	5年	令和6年		
						総数	男性	女性
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.8	0.8	0.7	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6
20～24	7.1	7.2	6.9	6.6	6.7	6.7	5.8	8.3
25～29	11.5	11.5	11.5	11.7	11.5	11.7	10.5	13.9
30～34	11.3	10.8	10.8	10.6	10.7	10.8	10.2	11.9
35～39	11.6	11.4	11.4	11.2	10.9	10.6	10.6	10.8
40～44	12.6	12.1	11.6	11.5	11.2	11.0	11.1	11.0
45～49	13.9	14.0	13.7	13.3	12.9	12.2	12.4	11.9
50～54	12.0	12.1	12.9	13.2	13.5	13.4	13.7	12.8
55～59	9.4	9.9	9.9	10.4	10.7	11.2	12.0	10.0
60～64	6.1	6.2	6.5	6.8	7.1	7.4	8.1	6.0
65～69	2.6	2.6	2.7	2.7	2.8	3.0	3.4	2.1
70～74	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.6	0.8
75歳以上	-	-	-	-	0.0	-	-	-
(再掲)								
20～39歳	41.5	41.0	40.7	40.1	39.9	39.9	37.1	44.9
40～64	53.9	54.3	54.6	55.3	55.4	55.2	57.3	51.7
65～74	3.8	3.9	4.0	4.0	4.1	4.2	5.0	2.8
平均年齢（歳）	43.0	43.1	43.4	43.6	43.8	43.9	44.8	42.2

(注)令和5年以前の数値は、男女総数のものである。

(3) 法第3条第2項被保険者

(単位: %)

年齢階級	令和元年	2年	3年	4年	5年	令和6年		
						総数	男性	女性
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15~19歳	0.5	0.6	0.6	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
20~24	1.9	1.9	2.2	2.2	1.1	1.6	1.6	1.5
25~29	5.0	4.5	3.8	3.4	1.9	3.2	3.4	2.0
30~34	5.6	5.4	5.4	5.6	1.4	5.3	5.7	1.5
35~39	6.5	6.8	6.0	5.8	2.1	5.7	6.2	1.9
40~44	7.7	7.3	7.4	7.2	3.6	6.7	7.1	3.1
45~49	11.3	11.4	10.5	9.7	8.2	8.2	8.3	7.6
50~54	12.1	11.9	12.4	12.4	8.6	12.3	12.6	9.1
55~59	9.9	10.4	10.9	11.5	9.7	12.4	12.6	10.4
60~64	9.9	9.0	8.8	9.2	7.7	10.1	10.5	6.9
65~69	11.2	10.0	9.3	8.7	9.6	8.1	8.0	8.4
70~74	10.4	11.2	11.7	11.0	12.1	9.4	9.2	11.2
75歳以上	7.9	9.6	11.0	13.1	33.7	16.8	14.4	36.1
(再掲)								
20~39歳	18.9	18.7	17.4	17.0	6.5	15.8	16.9	6.8
40~64	51.0	50.0	50.0	49.9	37.8	49.6	51.2	37.2
65~74	21.6	21.2	21.0	19.6	21.8	17.5	17.2	19.7
平均年齢（歳）	54.4	54.9	55.6	56.3	64.8	57.5	56.6	65.3

(注)令和5年以前の数値は、男女総数のものである。

3. 被扶養者の年齢構成

被扶養者の年齢階級別構成割合について、令和元年年～令和6年までの調査結果を示したもののが表3である。

被扶養者の20歳未満の割合は、協会（一般）、組合健保ともに増加傾向にあり、令和6年には協会（一般）56.7%、組合健保58.1%である。また、法第3条第2項被保険者については28.3%である。

20～39歳の割合は、協会（一般）、組合健保ともに減少傾向であり、令和6年には協会（一般）16.3%、組合健保15.4%である。また、法第3条第2項被保険者については増加傾向にあり、令和6年は28.2%である。

40～64歳の割合は、協会（一般）、組合健保ともに減少傾向であり、令和6年には協会（一般）20.5%、組合健保23.7%である。また、法第3条第2項被保険者については、26.7%である。

65～74歳の割合は、協会（一般）については概ね横ばいであり、令和6年は6.3%である。組合健保も概ね横ばいであり、令和6年には2.8%である。また、法第3条第2項被保険者については8.2%である。

表3 被扶養者の年齢構成（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

(単位: %)

年齢階級	令和元年	2年	3年	4年	5年	令和6年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	12.2	11.9	11.6	11.4	11.3	11.0
5～9	13.8	13.8	13.8	13.9	14.1	14.0
10～14	14.4	14.7	14.9	15.2	15.6	15.8
15～19	14.3	14.4	14.5	14.8	15.4	15.8
20～24	7.1	7.3	7.4	7.6	7.7	7.9
25～29	2.7	2.7	2.6	2.5	2.5	2.4
30～34	3.4	3.3	3.1	2.9	2.8	2.7
35～39	4.1	4.0	3.9	3.8	3.6	3.4
40～44	4.5	4.3	4.2	4.1	3.9	3.8
45～49	4.5	4.5	4.5	4.4	4.2	4.0
50～54	3.8	3.9	4.1	4.2	4.3	4.4
55～59	4.0	4.0	3.9	4.0	4.0	4.1
60～64	4.5	4.5	4.4	4.5	4.2	4.3
65～69	3.9	3.9	3.8	3.7	3.6	3.6
70～74	2.7	2.9	3.1	3.0	2.9	2.7
75歳以上	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
(再掲)						
0～19歳	54.7	54.7	54.9	55.2	56.3	56.7
うち未就学児	16.2	15.9	15.7	15.4	15.3	15.0
20～39	17.4	17.2	17.0	16.8	16.5	16.3
40～64	21.3	21.2	21.2	21.2	20.7	20.5
65～74	6.6	6.8	6.9	6.7	6.5	6.3

(2) 組合健保

(単位: %)

年齢階級	令和元年	2年	3年	4年	5年	令和6年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0~4歳	13.5	13.1	13.0	12.8	12.6	12.6
5~9	14.1	14.3	14.5	14.6	14.5	14.8
10~14	14.3	14.5	14.5	14.9	15.3	15.6
15~19	14.0	14.2	14.4	14.5	15.1	15.1
20~24	7.2	7.5	7.5	7.8	7.8	7.9
25~29	1.9	1.9	1.8	1.7	1.7	1.6
30~34	3.2	3.1	2.8	2.6	2.4	2.4
35~39	4.5	4.2	4.2	3.9	3.7	3.5
40~44	5.4	5.0	4.8	4.7	4.5	4.3
45~49	6.2	6.1	5.9	5.6	5.4	4.8
50~54	5.4	5.4	5.8	5.9	6.0	5.8
55~59	4.4	4.6	4.5	4.8	5.0	5.1
60~64	3.1	3.1	3.2	3.3	3.5	3.7
65~69	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.8
70~74	1.0	1.1	1.2	1.2	1.0	1.0
75歳以上	0.0	0.0	—	—	—	0.0
(再掲)						
0~19歳	56.0	56.1	56.3	56.8	57.5	58.1
うち未就学児	17.8	17.4	17.3	17.2	16.7	16.8
20~39	16.8	16.7	16.3	16.0	15.5	15.4
40~64	24.4	24.3	24.3	24.3	24.2	23.7
65~74	2.8	2.9	3.0	2.9	2.8	2.8

(3) 法第3条第2項被保険者

(単位: %)

年齢階級	令和元年	2年	3年	4年	5年	令和6年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0~4歳	5.1	3.8	3.0	3.0	2.4	2.3
5~9	8.7	8.6	8.7	7.7	6.8	6.2
10~14	9.7	9.7	9.8	10.1	10.2	9.6
15~19	10.5	10.6	10.4	10.2	10.0	10.3
20~24	8.8	9.2	9.2	9.2	9.4	9.1
25~29	6.0	6.3	7.0	7.4	7.5	7.9
30~34	5.2	5.4	5.3	5.4	5.7	6.0
35~39	6.2	5.7	5.3	5.1	5.4	5.2
40~44	6.0	6.2	6.4	6.3	6.1	6.0
45~49	6.3	6.3	6.2	6.1	6.0	6.0
50~54	4.2	4.6	5.0	5.4	5.7	6.1
55~59	4.1	3.9	3.8	3.9	4.3	4.4
60~64	4.8	4.6	4.2	4.2	4.1	4.1
65~69	5.3	4.9	4.6	4.1	4.0	3.8
70~74	5.4	5.6	6.0	5.7	4.9	4.4
75歳以上	4.0	4.6	5.1	6.2	7.4	8.5
(再掲)						
0~19歳	34.0	32.7	31.9	31.0	29.5	28.3
うち未就学児	7.5	6.5	5.7	4.4	3.7	3.3
20~39	26.2	26.6	26.8	27.1	28.0	28.2
40~64	25.3	25.6	25.6	26.0	26.2	26.7
65~74	10.6	10.5	10.6	9.8	8.9	8.2

次に、令和6年における被扶養者の続柄別の年齢階級別構成割合を示したものが表4である。

被扶養者全体に占める子の割合は、協会（一般）66.9%、組合健保67.1%、法第3条第2項被保険者56.6%である。また、協会（一般）及び組合健保の子の大半は20歳未満であり、20歳以上の子の割合は、協会（一般）が10.6%、組合健保が9.2%である。

配偶者の割合は、協会（一般）29.8%、組合健保31.7%、法第3条第2項被保険者39.8%であり、協会（一般）及び組合健保は50～54歳の階級が最も多い。法第3条第2項被保険者は75歳以上の階級が最も多い。

直系尊属の割合は、協会（一般）2.4%、組合健保0.9%、法第3条第2項被保険者1.6%である。いずれも60歳以上が大半を占めており、年齢の上昇とともに割合も増加傾向にある。

また、その他の被扶養者（兄弟姉妹等）の割合は、協会（一般）0.9%、組合健保0.3%、法第3条第2項被保険者2.0%であり、いずれも各年齢階級に広く分布している。

表4 被扶養者の続柄別年齢構成（令和6年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他	(単位:%)
総 数	100.0	66.9	29.8	2.4	0.9	
0～4歳	11.0	10.9	•	-	0.1	
5～9	14.0	14.0	•	-	0.1	
10～14	15.8	15.7	•	-	0.1	
15～19	15.8	15.7	0.0	-	0.1	
20～24	7.9	7.6	0.2	-	0.1	
25～29	2.4	1.5	0.9	-	0.0	
30～34	2.7	0.8	1.9	0.0	0.0	
35～39	3.4	0.5	2.9	0.0	0.0	
40～44	3.8	0.2	3.6	0.0	0.0	
45～49	4.0	0.1	3.9	0.0	0.0	
50～54	4.4	0.0	4.3	0.1	0.1	
55～59	4.1	0.0	3.9	0.1	0.1	
60～64	4.3	0.0	3.9	0.3	0.1	
65～69	3.6	0.0	3.0	0.6	0.1	
70～74	2.7	0.0	1.4	1.2	0.1	
75歳以上	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	
(再掲) 未就学児	15.0	14.8	•	-	0.1	

(2) 組合健保

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他	(単位:%)
総 数	100.0	67.1	31.7	0.9	0.3	
0～ 4歳	12.6	12.6	•	—	0.0	
5～ 9	14.8	14.7	•	—	0.0	
10～14	15.6	15.6	•	—	0.0	
15～19	15.1	15.0	0.0	—	0.1	
20～24	7.9	7.7	0.1	—	0.0	
25～29	1.6	0.9	0.7	—	0.0	
30～34	2.4	0.3	2.1	—	0.0	
35～39	3.5	0.2	3.3	0.0	0.0	
40～44	4.3	0.1	4.2	0.0	0.0	
45～49	4.8	0.0	4.8	0.0	0.0	
50～54	5.8	0.0	5.8	0.0	0.0	
55～59	5.1	—	5.0	0.0	0.0	
60～64	3.7	—	3.5	0.1	0.0	
65～69	1.8	—	1.5	0.3	0.0	
70～74	1.0	—	0.6	0.4	0.0	
75歳以上	0.0	—	—	0.0	—	
(再掲) 未就学児	16.8	16.8	•	—	0.0	

(3) 法第3条第2項被保険者

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他	(単位:%)
総 数	100.0	56.6	39.8	1.6	2.0	
0～ 4歳	2.3	2.3	•	—	—	
5～ 9	6.2	6.1	•	—	0.1	
10～14	9.6	9.5	•	—	0.0	
15～19	10.3	9.9	—	—	0.4	
20～24	9.1	8.8	0.0	—	0.2	
25～29	7.9	7.1	0.7	—	0.2	
30～34	6.0	4.1	1.7	—	0.1	
35～39	5.2	2.9	2.3	—	0.1	
40～44	6.0	2.4	3.5	—	0.2	
45～49	6.0	1.8	4.1	—	0.1	
50～54	6.1	1.2	4.8	—	0.1	
55～59	4.4	0.2	4.1	0.0	0.1	
60～64	4.1	0.2	3.8	0.0	0.1	
65～69	3.8	0.0	3.6	0.1	0.1	
70～74	4.4	—	3.9	0.3	0.1	
75歳以上	8.5	—	7.3	1.1	0.2	
(再掲) 未就学児	3.3	3.3	•	—	—	

4. 年齢階級別扶養率

まず、年齢階級別にみた被保険者1人当たり被扶養者数（扶養率）について、令和元年年～令和6年までを示したものが表5であり、令和6年の総数をグラフにしたものが図2である。

年齢階級総数の扶養率は減少傾向にあり、令和6年には協会（一般）で0.549、組合健保で0.648である。法第3条第2項被保険者においても減少傾向にあり、令和6年は0.423である。

年齢階級別に扶養率の最近6年間の動きを見ると、ピークとなる年齢階級は協会（一般）及び組合健保は40～44歳で毎年同じである。法第3条第2項被保険者においては、ピークとなる年齢階級は令和元年から令和4年までは45～49歳、令和5年は40～44歳、令和6年は50～54歳である。

また、令和6年の年齢階級別扶養率を男女別にみると、男性の扶養率のピークは、協会（一般）、組合健保ともに40～44歳であり、令和6年には協会（一般）1.327、組合健保1.508である。法第3条第2項被保険者については40～44歳で0.583である。それ以降は年齢の上昇とともに減少傾向にあり、平均扶養率は、協会（一般）0.815、組合健保0.944、法第3条第2項被保険者0.442である。

女性の扶養率は、全年齢階級で男性より低く、ピークは、協会（一般）及び組合健保は40～44歳でそれぞれ0.374、0.236、法第3条第2項被保険者は50～54歳で0.479である。平均扶養率は、協会（一般）0.186、組合健保0.123、法第3条第2項被保険者0.265である。

表5 被保険者の年齢階級別扶養率（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	令和元年	2年	3年	4年	5年	令和6年		
						総数	男性	女性
総数	0.631	0.620	0.606	0.587	0.571	0.549	0.815	0.186
15～19歳	0.021	0.022	0.020	0.017	0.015	0.014	0.018	0.008
20～24	0.072	0.068	0.063	0.055	0.048	0.043	0.068	0.019
25～29	0.217	0.211	0.203	0.193	0.182	0.168	0.264	0.068
30～34	0.567	0.542	0.515	0.489	0.464	0.435	0.659	0.165
35～39	0.908	0.891	0.866	0.833	0.803	0.762	1.096	0.303
40～44	1.012	1.004	0.992	0.972	0.960	0.933	1.327	0.374
45～49	0.906	0.900	0.892	0.876	0.873	0.855	1.246	0.314
50～54	0.685	0.678	0.671	0.662	0.662	0.651	0.973	0.208
55～59	0.513	0.502	0.486	0.472	0.468	0.455	0.696	0.125
60～64	0.476	0.459	0.444	0.426	0.408	0.391	0.580	0.091
65～69	0.508	0.498	0.487	0.470	0.445	0.427	0.597	0.079
70～74	0.474	0.471	0.466	0.455	0.436	0.426	0.589	0.057
75歳以上	0.308	0.296	0.313	0.321	0.296	0.280	0.410	0.034

(注)令和5年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

(2) 組合健保

年齢階級	令和元年	2年	3年	4年	5年	令和6年		
						総数	男性	女性
総 数	0.757	0.737	0.726	0.698	0.680	0.648	0.944	0.123
15~19歳	0.010	0.002	0.005	0.003	0.003	0.003	0.005	0.000
20~24	0.038	0.031	0.036	0.029	0.025	0.025	0.035	0.012
25~29	0.170	0.159	0.153	0.145	0.130	0.116	0.178	0.033
30~34	0.582	0.555	0.529	0.503	0.470	0.448	0.684	0.091
35~39	0.967	0.957	0.948	0.910	0.877	0.845	1.220	0.190
40~44	1.145	1.120	1.125	1.088	1.079	1.053	1.508	0.236
45~49	1.131	1.116	1.100	1.064	1.072	1.035	1.472	0.225
50~54	1.021	0.974	0.962	0.915	0.894	0.860	1.235	0.146
55~59	0.760	0.758	0.726	0.703	0.683	0.670	0.937	0.098
60~64	0.617	0.602	0.583	0.565	0.565	0.519	0.713	0.056
65~69	0.644	0.642	0.618	0.586	0.571	0.543	0.714	0.044
70~74	0.667	0.648	0.648	0.600	0.591	0.560	0.699	0.045
75歳以上	-	-	-	-	0.667	-	-	-

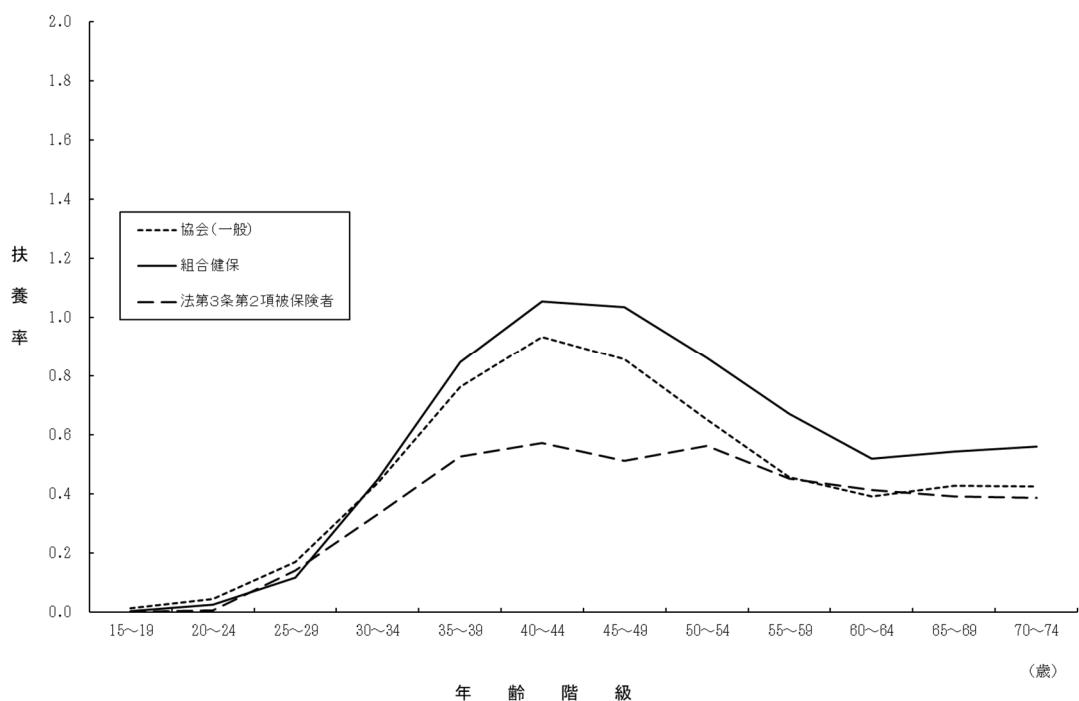
(注) 令和5年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

(3) 法第3条第2項被保険者

年齢階級	令和元年	2年	3年	4年	5年	令和6年		
						総数	男性	女性
総 数	0.450	0.443	0.446	0.439	0.433	0.423	0.442	0.265
15~19歳	-	-	-	-	-	-	-	-
20~24	0.109	0.064	0.075	0.040	0.014	0.005	0.006	-
25~29	0.265	0.271	0.240	0.214	0.233	0.141	0.151	-
30~34	0.451	0.404	0.441	0.418	0.373	0.330	0.330	0.316
35~39	0.532	0.510	0.528	0.537	0.536	0.525	0.541	0.083
40~44	0.572	0.583	0.577	0.541	0.559	0.572	0.583	0.375
45~49	0.630	0.615	0.636	0.634	0.555	0.512	0.532	0.330
50~54	0.519	0.507	0.528	0.530	0.542	0.562	0.570	0.479
55~59	0.464	0.444	0.445	0.440	0.469	0.451	0.460	0.361
60~64	0.404	0.426	0.421	0.429	0.408	0.412	0.420	0.303
65~69	0.400	0.422	0.413	0.402	0.397	0.391	0.415	0.204
70~74	0.391	0.387	0.391	0.389	0.378	0.385	0.392	0.333
75歳以上	0.315	0.316	0.321	0.331	0.339	0.337	0.383	0.182

(注) 令和5年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

図2 被保険者の年齢階級別扶養率（令和6年10月1日現在）



次に、令和6年における被保険者の年齢階級別扶養率を続柄別に示したものが表6である。

年齢階級総数における続柄別の扶養率をみると、子は協会（一般）0.368、組合健保0.435、法第3条第2項被保険者0.239、配偶者は協会（一般）0.164、組合健保0.205、法第3条第2項被保険者0.168、直系尊属は協会（一般）0.013、組合健保0.006、法第3条第2項被保険者0.007、その他は協会（一般）0.005、組合健保0.002、法第3条第2項被保険者0.009である。また、概ね組合健保が一番高く、法第3条第2項被保険者が一番低いが、直系尊属の扶養率は協会（一般）が、他の扶養率は法第3条第2項被保険者が一番高い。

被保険者の年齢階級別に続柄別の扶養率をみると、子については山型をなしており、ピークは、協会（一般）及び組合健保が40～44歳でそれぞれ0.726、0.812、法第3条第2項被保険者が50～54歳で0.377である。配偶者については、年齢の上昇とともに増加する傾向にある。直系尊属については概ね山型をなしており、ピークは、協会（一般）が40～44歳で0.033、組合健保が40～44歳で0.013、法第3条第2項被保険者は40～44歳で0.020である。

表6 被保険者の年齢階級別、続柄別扶養率（令和6年10月1日現在）

（1）協会（一般）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総 数	0.549	0.368	0.164	0.013	0.005
15～19歳	0.014	0.004	0.003	0.004	0.002
20～24	0.043	0.025	0.011	0.005	0.002
25～29	0.168	0.118	0.039	0.009	0.002
30～34	0.435	0.326	0.090	0.016	0.003
35～39	0.762	0.590	0.141	0.026	0.005
40～44	0.933	0.726	0.169	0.033	0.005
45～49	0.855	0.653	0.169	0.027	0.006
50～54	0.651	0.464	0.174	0.008	0.006
55～59	0.455	0.257	0.192	0.001	0.006
60～64	0.391	0.135	0.249	0.000	0.007
65～69	0.427	0.087	0.333	0.000	0.007
70～74	0.426	0.065	0.354	0.000	0.007
75歳以上	0.280	0.053	0.221	0.000	0.006

(2) 組合健保

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総 数	0.648	0.435	0.205	0.006	0.002
15~19歳	0.003	0.001	0.001	0.001	-
20~24	0.025	0.015	0.006	0.003	0.001
25~29	0.116	0.082	0.030	0.003	0.001
30~34	0.448	0.341	0.098	0.008	0.001
35~39	0.845	0.656	0.177	0.010	0.002
40~44	1.053	0.812	0.225	0.013	0.002
45~49	1.035	0.779	0.242	0.010	0.003
50~54	0.860	0.593	0.261	0.003	0.002
55~59	0.670	0.350	0.317	0.000	0.003
60~64	0.519	0.151	0.366	-	0.002
65~69	0.543	0.078	0.463	-	0.003
70~74	0.560	0.061	0.497	-	0.001
75歳以上	-	-	-	-	-

(注)組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

(3) 法第3条第2項被保険者

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総 数	0.423	0.239	0.168	0.007	0.009
15~19歳	-	-	-	-	-
20~24	0.005	0.005	-	-	-
25~29	0.141	0.097	0.042	0.003	-
30~34	0.330	0.226	0.096	0.005	0.003
35~39	0.525	0.361	0.155	0.004	0.004
40~44	0.572	0.382	0.152	0.020	0.018
45~49	0.512	0.346	0.154	0.009	0.002
50~54	0.562	0.377	0.169	0.015	0.001
55~59	0.451	0.273	0.160	0.010	0.008
60~64	0.412	0.218	0.180	0.004	0.009
65~69	0.391	0.189	0.195	0.002	0.005
70~74	0.385	0.159	0.199	0.002	0.025
75歳以上	0.337	0.103	0.220	0.001	0.013

5. 標準報酬月額別扶養率

標準報酬月額別にみた扶養率を示したものが表7及び図3である。男性についてみると、協会（一般）は概ね標準報酬月額20万円台から40万円台程度の間で、組合健保は概ね標準報酬月額20万円台から60万円台程度の間で、標準報酬月額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。

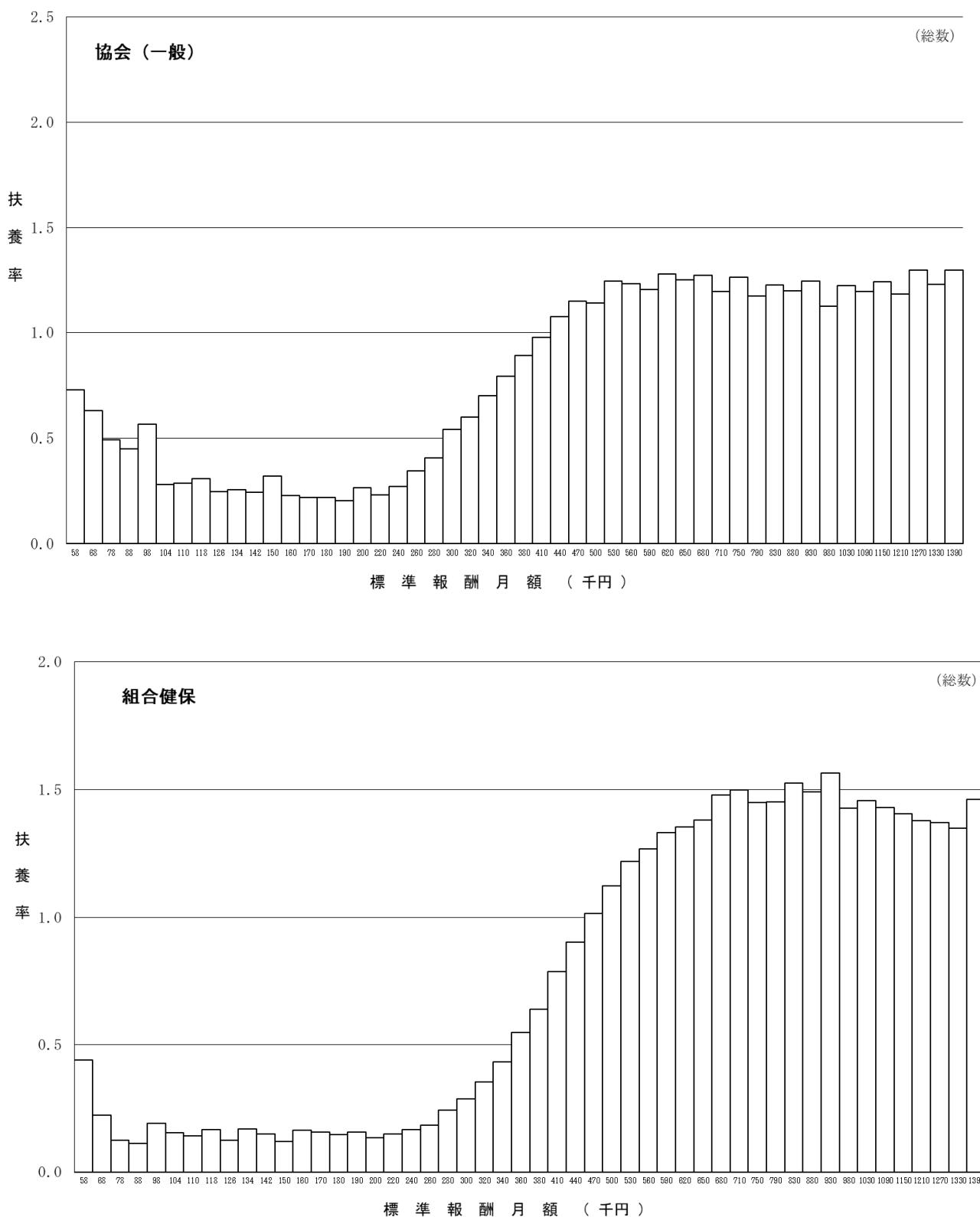
また、男性は標準報酬月額5万8千円から50万円の間における扶養率について、女性は標準報酬月額8万8千円から103万円の間における扶養率については、協会（一般）の方が組合健保よりも概ね高い。

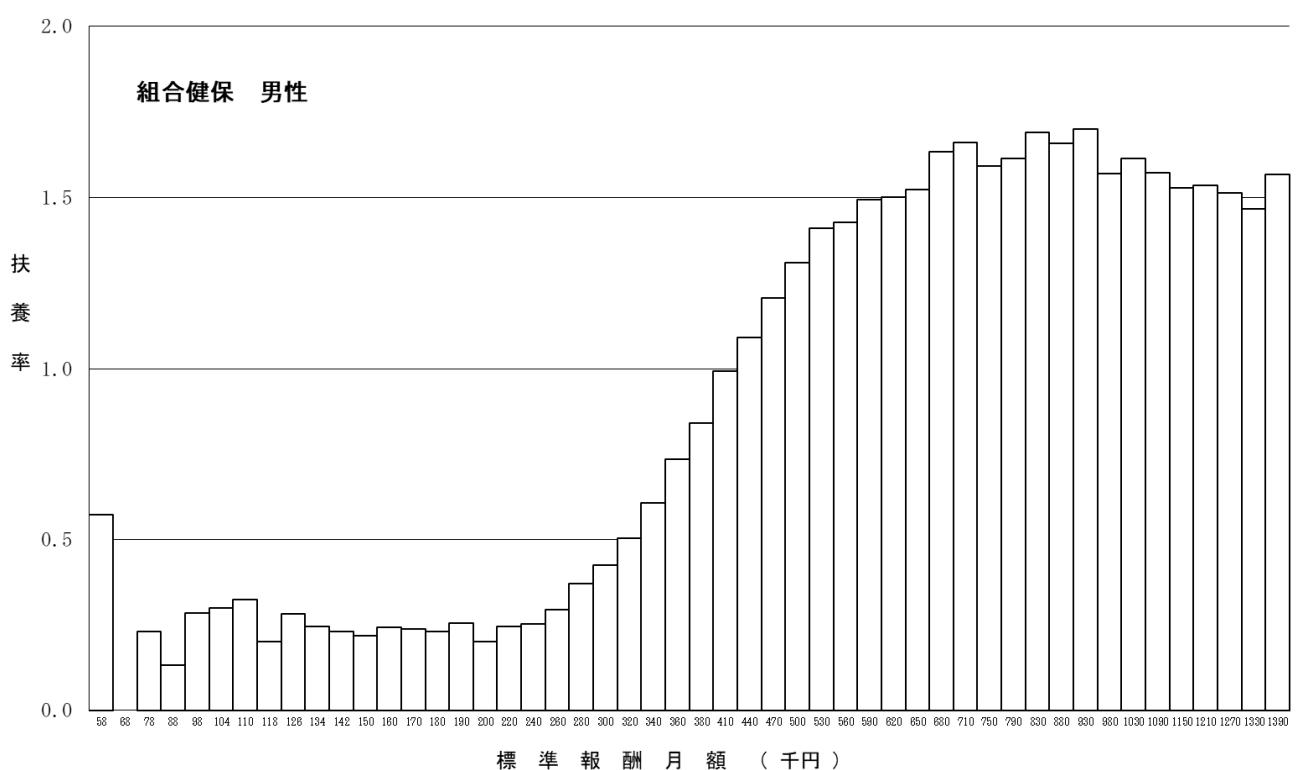
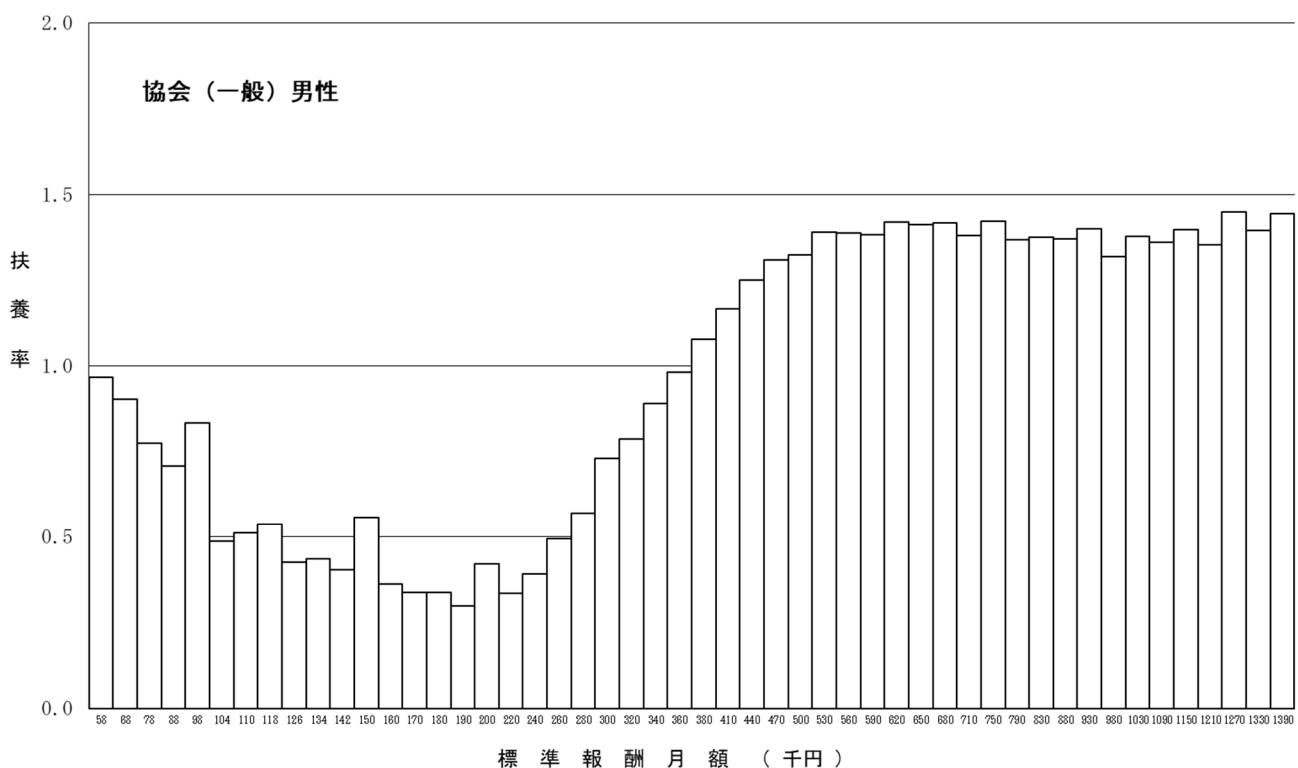
表7 標準報酬月額別扶養率（令和6年10月1日現在）

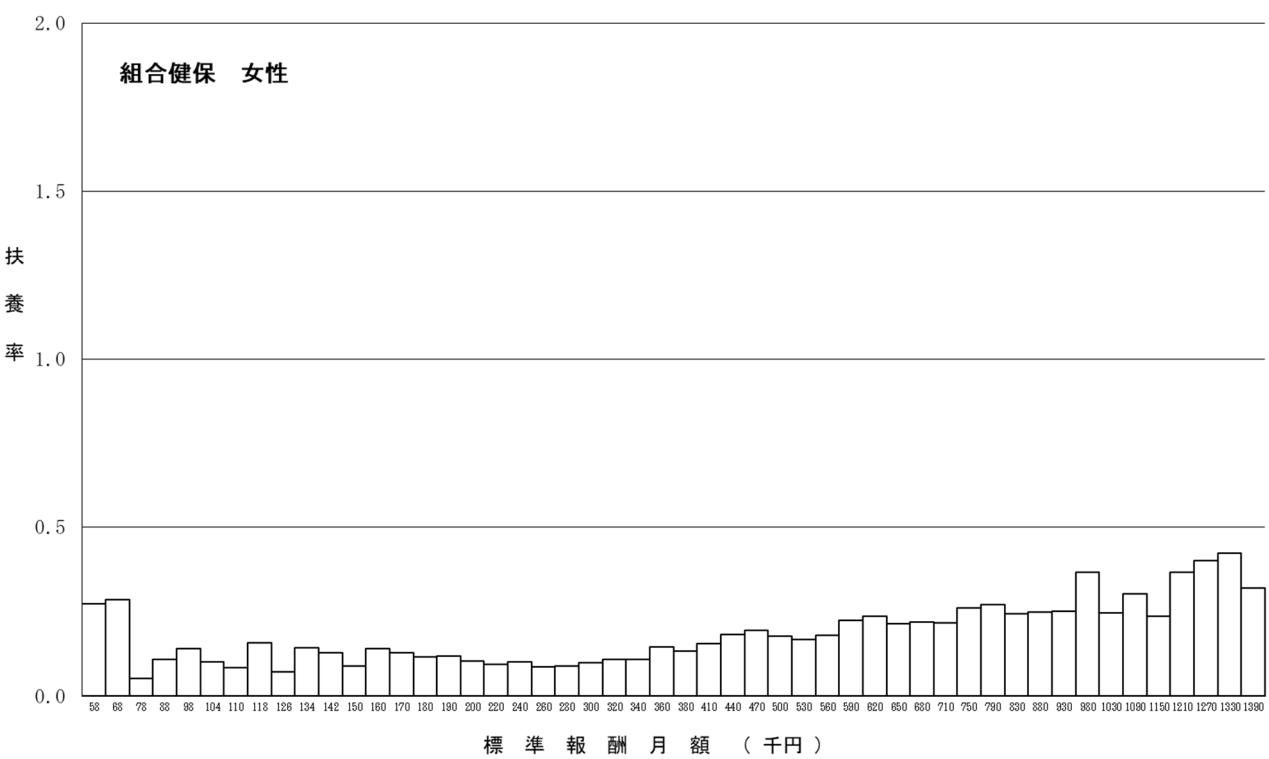
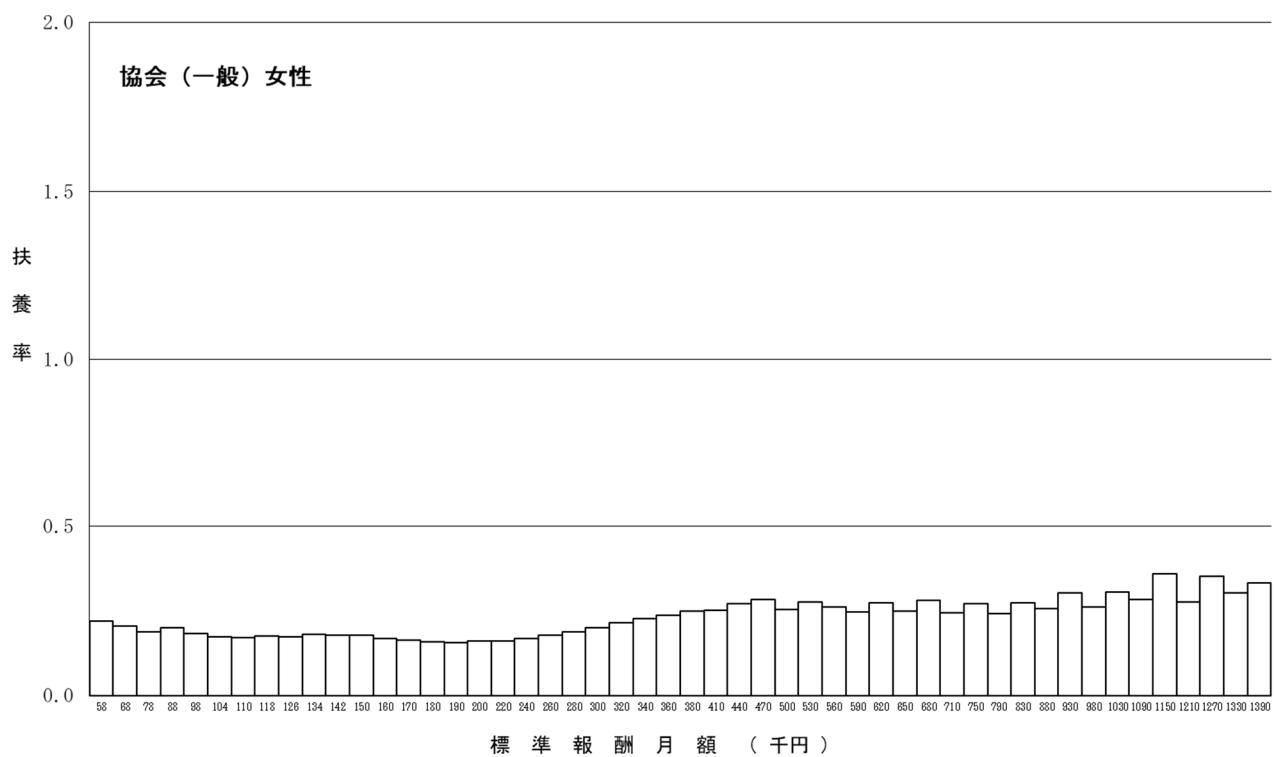
標準報酬月額	協会（一般）			組合健保		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	0.549	0.815	0.186	0.648	0.944	0.123
58,000円	0.728	0.965	0.219	0.440	0.571	0.273
68,000	0.630	0.903	0.205	0.222	0.000	0.286
78,000	0.491	0.774	0.188	0.125	0.231	0.053
88,000	0.450	0.708	0.200	0.114	0.133	0.110
98,000	0.567	0.834	0.185	0.190	0.284	0.141
104,000	0.281	0.487	0.173	0.154	0.298	0.102
110,000	0.288	0.512	0.171	0.141	0.325	0.084
118,000	0.307	0.539	0.177	0.166	0.202	0.156
126,000	0.248	0.426	0.173	0.124	0.282	0.072
134,000	0.256	0.437	0.180	0.169	0.246	0.143
142,000	0.244	0.405	0.180	0.150	0.231	0.127
150,000	0.319	0.559	0.178	0.120	0.219	0.089
160,000	0.227	0.363	0.168	0.165	0.243	0.140
170,000	0.218	0.339	0.164	0.156	0.237	0.129
180,000	0.220	0.338	0.160	0.146	0.230	0.117
190,000	0.205	0.299	0.157	0.157	0.255	0.118
200,000	0.266	0.421	0.161	0.135	0.200	0.104
220,000	0.233	0.337	0.160	0.149	0.246	0.093
240,000	0.271	0.391	0.167	0.166	0.253	0.101
260,000	0.346	0.496	0.179	0.185	0.293	0.087
280,000	0.407	0.570	0.188	0.241	0.371	0.088
300,000	0.540	0.731	0.201	0.287	0.425	0.098
320,000	0.600	0.787	0.216	0.353	0.502	0.109
340,000	0.701	0.890	0.228	0.431	0.607	0.108
360,000	0.794	0.982	0.237	0.547	0.733	0.145
380,000	0.891	1.076	0.249	0.637	0.838	0.132
410,000	0.978	1.165	0.253	0.786	0.993	0.154
440,000	1.076	1.248	0.272	0.901	1.092	0.183
470,000	1.152	1.308	0.283	1.015	1.207	0.194
500,000	1.140	1.325	0.255	1.123	1.309	0.177
530,000	1.245	1.391	0.276	1.220	1.412	0.168
560,000	1.235	1.389	0.263	1.268	1.427	0.179
590,000	1.207	1.384	0.248	1.332	1.493	0.223
620,000	1.279	1.421	0.274	1.354	1.502	0.237
650,000	1.253	1.414	0.249	1.382	1.524	0.214
680,000	1.275	1.418	0.280	1.480	1.633	0.220
710,000	1.199	1.381	0.245	1.499	1.661	0.215
750,000	1.265	1.422	0.273	1.450	1.592	0.261
790,000	1.177	1.369	0.241	1.452	1.615	0.271
830,000	1.228	1.376	0.273	1.527	1.690	0.243
880,000	1.202	1.370	0.257	1.492	1.657	0.248
930,000	1.247	1.401	0.304	1.564	1.700	0.250
980,000	1.124	1.321	0.262	1.428	1.571	0.367
1,030,000	1.226	1.379	0.305	1.457	1.614	0.246
1,090,000	1.197	1.360	0.285	1.431	1.571	0.302
1,150,000	1.243	1.397	0.360	1.406	1.529	0.235
1,210,000	1.185	1.355	0.277	1.378	1.536	0.366
1,270,000	1.298	1.448	0.352	1.371	1.513	0.400
1,330,000	1.230	1.395	0.302	1.349	1.468	0.423
1,390,000	1.299	1.444	0.333	1.461	1.569	0.320

（注）組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

図3 標準報酬月額別扶養率（令和6年10月1日現在）







6. 総報酬額階級別扶養率

被保険者の標準報酬月額の12ヶ月分に標準賞与額を加算したものを総報酬額とし、その総報酬額階級別にみた扶養率を示したものが表8である。男性についてみると、協会（一般）は概ね総報酬額階級250万円から850万円の間で、組合健保は概ね総報酬額階級1,300万円未満で、総報酬額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。

また、男性は総報酬額階級850万円未満における扶養率について、女性は概ね総報酬額階級1,200万円未満における扶養率については、協会（一般）の方が組合健保よりも高い。

表8 総報酬額階級別扶養率（令和6年10月1日現在）

総報酬額階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	0.549	0.815	0.186	0.648	0.944	0.123
～ 999,000 円	0.657	0.914	0.209	0.246	0.333	0.182
1,000,000 ～ 1,499,000	0.413	0.684	0.181	0.150	0.252	0.116
1,500,000 ～ 1,999,000	0.268	0.452	0.175	0.139	0.225	0.112
2,000,000 ～ 2,499,000	0.241	0.377	0.158	0.150	0.223	0.120
2,500,000 ～ 2,999,000	0.236	0.347	0.157	0.149	0.224	0.107
3,000,000 ～ 3,499,000	0.311	0.454	0.172	0.201	0.328	0.095
3,500,000 ～ 3,999,000	0.428	0.606	0.186	0.224	0.358	0.085
4,000,000 ～ 4,499,000	0.535	0.726	0.205	0.292	0.433	0.102
4,500,000 ～ 4,999,000	0.692	0.901	0.221	0.376	0.539	0.105
5,000,000 ～ 5,499,000	0.827	1.041	0.244	0.479	0.662	0.110
5,500,000 ～ 5,999,000	0.950	1.155	0.268	0.639	0.843	0.150
6,000,000 ～ 6,499,000	1.045	1.246	0.266	0.738	0.944	0.149
6,500,000 ～ 6,999,000	1.145	1.329	0.286	0.889	1.102	0.184
7,000,000 ～ 7,499,000	1.183	1.362	0.273	0.988	1.188	0.200
7,500,000 ～ 7,999,000	1.256	1.418	0.277	1.070	1.264	0.162
8,000,000 ～ 8,499,000	1.303	1.455	0.277	1.177	1.370	0.182
8,500,000 ～ 8,999,000	1.277	1.444	0.264	1.248	1.410	0.191
9,000,000 ～ 9,499,000	1.268	1.437	0.258	1.311	1.468	0.214
9,500,000 ～ 9,999,000	1.317	1.459	0.271	1.368	1.518	0.196
10,000,000 ～ 10,499,000	1.375	1.510	0.259	1.381	1.542	0.179
10,500,000 ～ 10,999,000	1.281	1.439	0.258	1.445	1.576	0.212
11,000,000 ～ 11,499,000	1.322	1.469	0.286	1.495	1.630	0.260
11,500,000 ～ 11,999,000	1.165	1.357	0.255	1.514	1.655	0.211
12,000,000 ～ 12,499,000	1.275	1.423	0.291	1.528	1.666	0.309
12,500,000 ～ 12,999,000	1.336	1.480	0.294	1.613	1.758	0.259
13,000,000 ～ 13,499,000	1.217	1.381	0.275	1.532	1.672	0.167
13,500,000 ～ 13,999,000	1.251	1.404	0.323	1.547	1.678	0.292
14,000,000 ～ 14,499,000	1.343	1.492	0.298	1.537	1.660	0.250
14,500,000 ～ 14,999,000	1.189	1.359	0.280	1.633	1.733	0.234
15,000,000 ～ 15,499,000	1.278	1.430	0.328	1.579	1.687	0.473
15,500,000 ～ 15,999,000	1.221	1.387	0.292	1.650	1.754	0.476
16,000,000 ～ 16,499,000	1.350	1.480	0.371	1.606	1.750	0.235
16,500,000 ～ 16,999,000	1.275	1.427	0.325	1.469	1.580	0.301
17,000,000 ～ 17,499,000	1.368	1.516	0.344	1.464	1.610	0.185
17,500,000 ～ 17,999,000	1.340	1.472	0.370	1.553	1.707	0.455
18,000,000 ～ 18,499,000	1.413	1.558	0.330	1.704	1.856	0.077
18,500,000 ～ 18,999,000	1.406	1.536	0.368	1.685	1.794	0.308
19,000,000 ～ 19,499,000	1.449	1.573	0.412	1.533	1.613	0.769
19,500,000 ～ 19,999,000	1.398	1.522	0.372	1.395	1.491	0.455
20,000,000 ～ 20,499,000	1.401	1.525	0.352	1.612	1.747	0.545
20,500,000 ～ 20,999,000	1.369	1.474	0.396	1.412	1.553	0.222
21,000,000 ～ 21,499,000	1.407	1.520	0.302	1.596	1.717	—
21,500,000 ～ 21,999,000	1.361	1.468	0.355	1.656	1.719	0.750
22,000,000 ～	1.403	1.500	0.378	1.452	1.528	0.227

(注1)組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少數となる箇所がある。

(注2)総報酬額は、標準報酬月額の12ヶ月分に標準賞与額(令和5年10月1日から令和6年9月30日までの1年間に支払われたもの)を加えたものとしている。

7. 年齢階級別平均標準報酬月額

まず、被保険者の平均標準報酬月額を年齢階級別に示したものが表9-1及び図4である。

男性の平均標準報酬月額は、75歳未満では山型をなしており、ピークは協会（一般）については50～54歳で410,022円、組合健保については55～59歳で564,792円である。これを20歳未満の平均標準報酬月額と比較すると、協会（一般）は約2.02倍、組合健保は約2.60倍である。また、協会（一般）、組合健保とともに50歳ごろまでの平均標準報酬月額は、年齢階級の上昇とともに増加するが、60歳を過ぎると概ね減少する傾向にある。

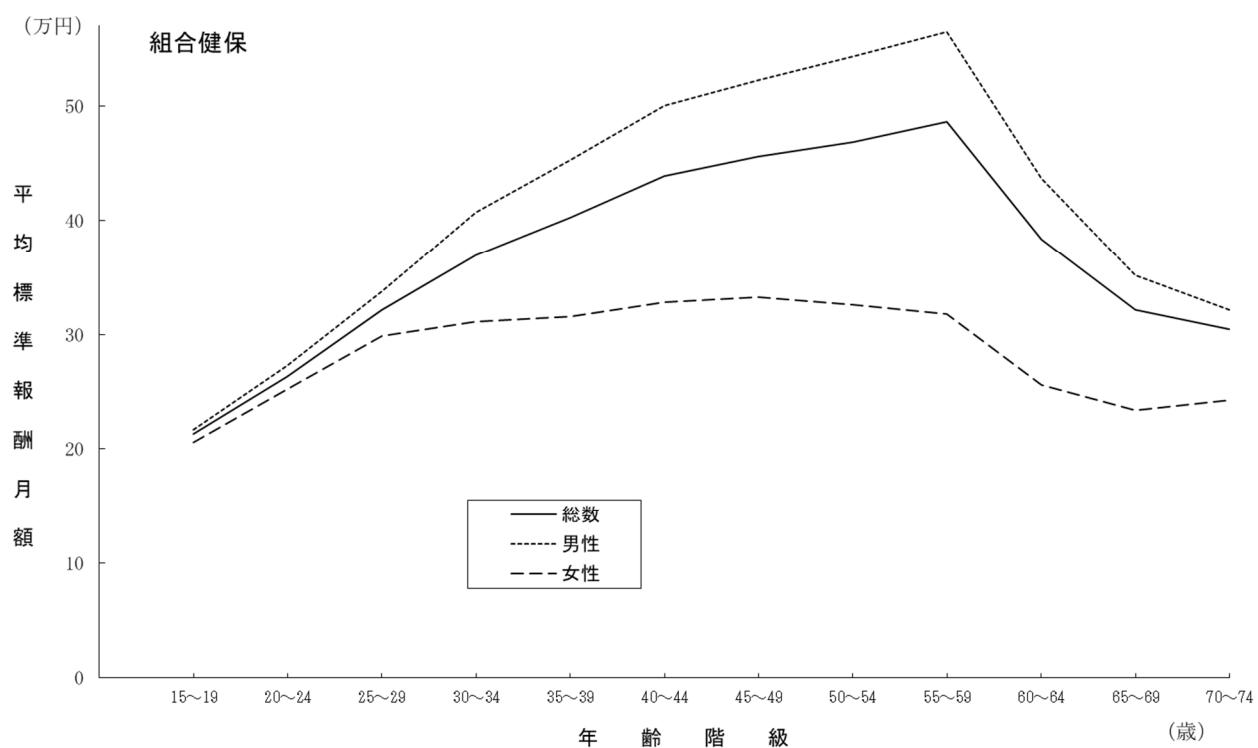
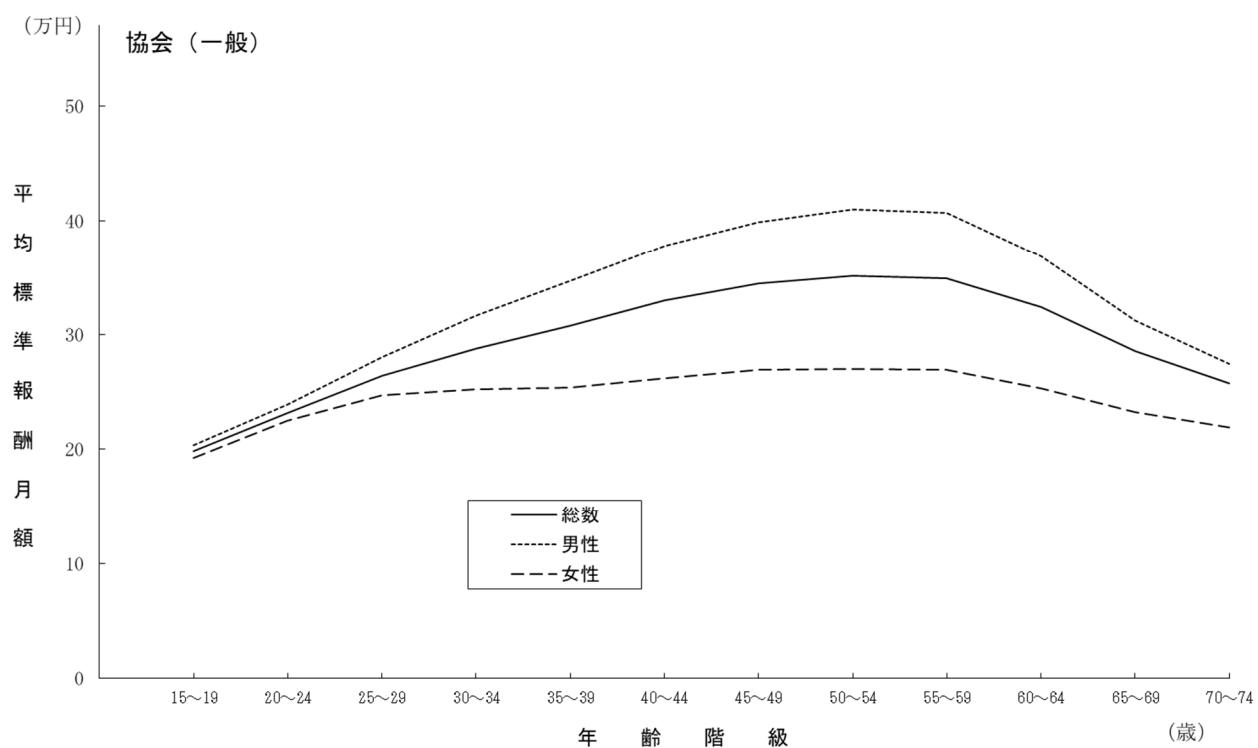
一方、女性の平均標準報酬月額は、男性と比べるとなだらかな分布である。

組合健保の協会（一般）に対する比率は、75歳未満では、男性が55～59歳、女性が40～44歳の階級で最も大きくなっている、それぞれ約1.39倍、約1.25倍である。また、年齢階級総数では、男性が約1.29倍、女性が約1.20倍である。

表9-1 年齢階級別平均標準報酬月額（令和6年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②/①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総 数	円 312,550	円 354,321	円 255,341	円 402,745	円 457,156	円 306,091	1.289	1.290	1.199
15～19歳	198,692	203,317	192,465	213,112	217,142	205,461	1.073	1.068	1.068
20～24	231,497	238,749	224,656	263,541	272,565	252,321	1.138	1.142	1.123
25～29	264,338	280,275	247,540	321,348	338,181	298,793	1.216	1.207	1.207
30～34	287,535	316,805	252,129	369,292	407,190	311,647	1.284	1.285	1.236
35～39	307,806	346,954	253,890	402,895	452,801	315,706	1.309	1.305	1.243
40～44	330,104	377,947	262,254	438,883	500,379	328,590	1.330	1.324	1.253
45～49	344,524	399,029	269,222	455,986	522,621	332,453	1.324	1.310	1.235
50～54	351,298	410,022	270,366	468,626	543,441	326,294	1.334	1.325	1.207
55～59	349,000	407,122	269,148	486,062	564,792	318,055	1.393	1.387	1.182
60～64	323,810	368,341	253,229	383,348	436,966	255,781	1.184	1.186	1.010
65～69	285,961	312,158	232,551	321,972	352,052	233,805	1.126	1.128	1.005
70～74	257,588	274,743	218,851	304,780	321,676	242,547	1.183	1.171	1.108
75歳以上	239,383	254,800	210,218	-	-	-	-	-	-
（再掲） 介護（2号）	341,036	394,153	265,840	452,078	520,006	318,358	1.326	1.319	1.198

図4 年齢階級別平均標準報酬月額（令和6年10月1日現在）



次に、令和6年の平均標準報酬月額の伸び率を示したものが表9-2である。

平均標準報酬月額の伸び率は、協会（一般）の総数で1.81%増、男性で1.79%増、女性で2.33%増、組合健保の総数で2.55%増、男性で2.89%増、女性で2.96%増である。この伸び率を報酬額変化分の要因と年齢構成の変化による分の要因に分解すると、報酬額変化分の影響が大きく寄与している。

なお、要因分解における報酬額変化分とは、年齢階級別の被保険者数を令和5年の調査客体数で固定し、年齢階級別の平均標準報酬月額のみを変動させてその伸び率を算出したものである。

表9-2 平均標準報酬月額の伸び率の要因分解

(1) 協会（一般）

	令和5年平均標準報酬月額(円)	令和6年平均標準報酬月額(円)	伸び率(%)	要因分解(%)	
				報酬額変化分	年齢構成の変化による分
総数	307,003	312,550	1.81	1.77	0.04
男性	348,102	354,321	1.79	1.77	0.02
女性	249,535	255,341	2.33	2.30	0.03

(注) 総数の伸び率1.81%のうち男女比率の変化分による影響は0.16%である。

(2) 組合健保

	令和5年平均標準報酬月額(円)	令和6年平均標準報酬月額(円)	伸び率(%)	要因分解(%)	
				報酬額変化分	年齢構成の変化による分
総数	392,723	402,745	2.55	2.67	▲ 0.12
男性	444,338	457,156	2.89	2.94	▲ 0.06
女性	297,294	306,091	2.96	3.22	▲ 0.26

(注) 総数の伸び率2.55%のうち男女比率の変化分による影響は▲0.35%である。

8. 年齢階級別平均標準賞与額

まず、令和5年10月1日から令和6年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を年齢階級別に示したものが表10及び図5である。

男性の平均標準賞与額は協会（一般）、組合健保ともに標準報酬月額と同様の山型をしており、ピーク時の平均標準賞与額は、協会（一般）が45～49歳の683,160円、組合健保が55～59歳の2,035,529円である。これを20歳未満の平均標準賞与額と比較すると、協会（一般）が約5.10倍、組合健保が約8.19倍であり、いずれにおいても平均標準報酬月額の場合より比率が大きく、特に組合健保で大きい。

一方、女性の平均標準賞与額は、男性と比べるとなだらかな分布である。また、組合健保においては、年齢の上昇に伴い男性との差は大きくなる傾向にあり、その中でも40～50歳代では男性よりもかなり低い金額である。

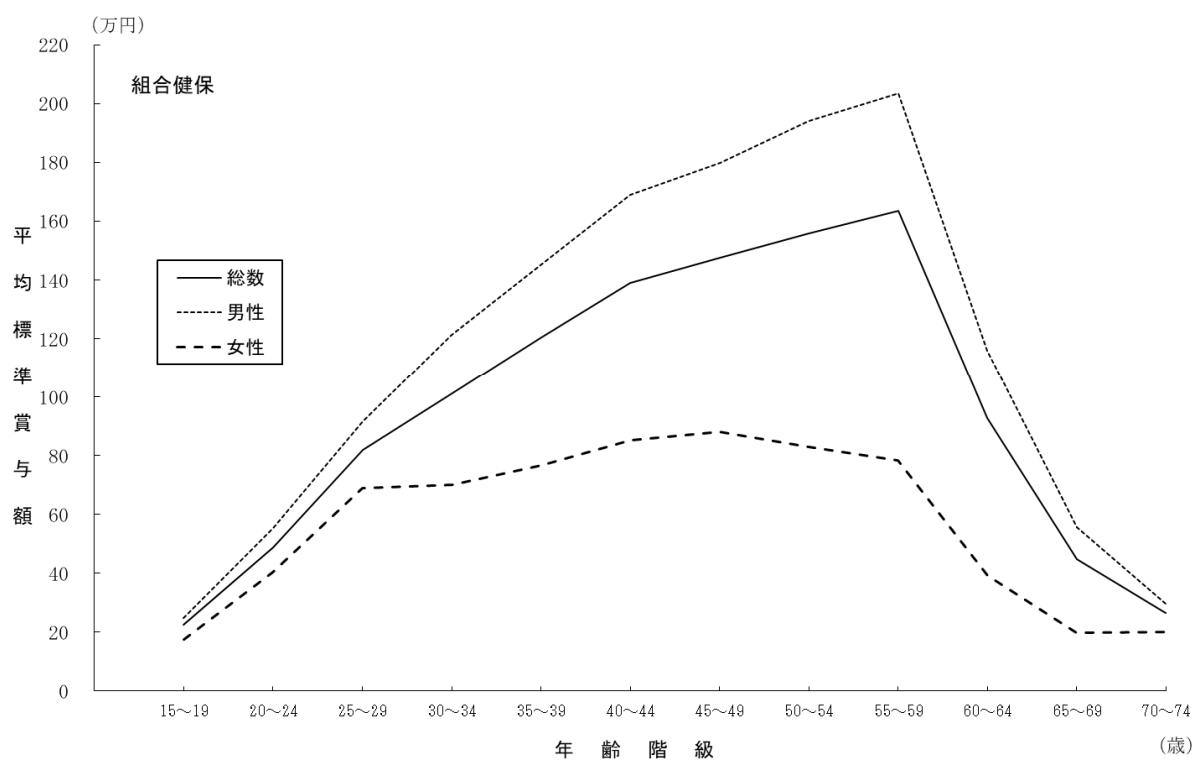
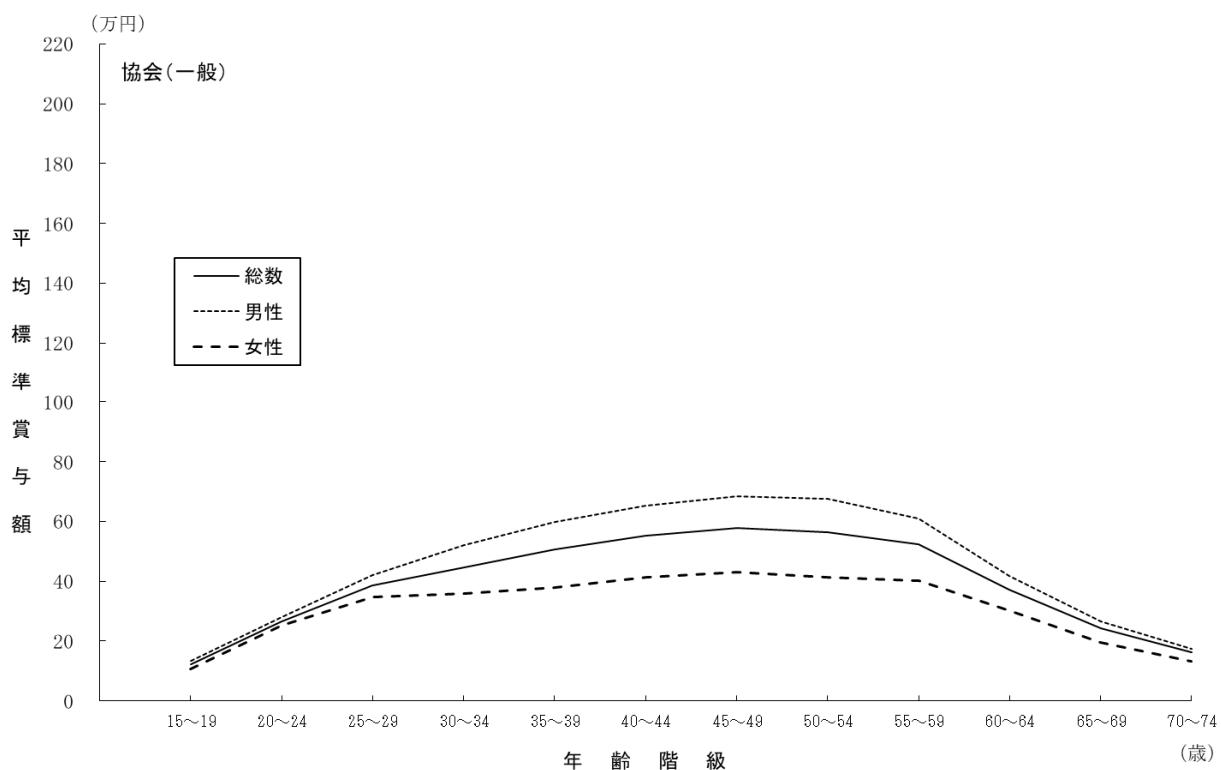
組合健保の協会（一般）に対する比率は、年齢階級総数では男性が約2.76倍、女性が約1.98倍であり、いずれにおいても平均標準報酬月額の場合より比率が大きい。

表10 年齢階級別平均標準賞与額（令和6年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②／①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総 数	円 458,383	円 531,366	円 359,001	円 1,190,310	円 1,465,603	円 709,727	2.597	2.758	1.977
15～19 歳	122,407	133,988	106,811	223,481	248,626	175,742	1.826	1.856	1.645
20～24	265,832	280,444	252,043	486,745	554,008	403,105	1.831	1.975	1.599
25～29	384,758	420,675	346,874	818,584	915,869	688,116	2.128	2.177	1.984
30～34	447,136	520,975	357,856	1,009,539	1,213,096	699,667	2.258	2.329	1.955
35～39	505,429	598,575	377,249	1,203,669	1,454,057	766,206	2.381	2.429	2.031
40～44	553,213	652,515	412,514	1,389,177	1,688,921	851,371	2.511	2.588	2.064
45～49	576,675	683,160	429,663	1,476,727	1,798,487	879,116	2.561	2.633	2.046
50～54	564,657	674,040	413,995	1,558,100	1,941,489	827,905	2.759	2.880	2.000
55～59	522,496	610,194	402,160	1,635,676	2,035,529	782,109	3.131	3.336	1.945
60～64	372,622	418,115	300,935	927,386	1,158,020	391,902	2.489	2.770	1.302
65～69	240,890	264,757	193,835	446,176	555,293	198,316	1.852	2.097	1.023
70～74	160,716	173,446	133,191	265,448	296,005	199,202	1.652	1.707	1.496
75歳以上	82,331	82,991	81,103	-	-	-	-	-	-
（再掲） 介護（2号）	527,525	618,706	398,669	1,440,930	1,774,690	786,025	2.731	2.868	1.972

（注）平均標準賞与額は、令和6年10月1日現在の被保険者について、令和5年10月1日から令和6年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

図5 年齢階級別平均標準賞与額（令和6年10月1日現在）



次に、平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較を示したものが表11及び図6である。年齢階級総数における平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率をみると、協会（一般）は約1.47ヶ月分、組合健保は約2.96ヶ月分である。

この比率を年齢階級別にみると、協会（一般）、組合健保ともに山型をなしており、ピークは協会（一般）が40～44歳の約1.68ヶ月分、組合健保が50～54歳の約3.37ヶ月分である。その後は年齢の上昇とともに減少傾向にある。

また、この比率を男女別でみると、協会（一般）の男性は40～44歳が、女性は45～49歳がピークであり、それぞれ約1.73ヶ月分、約1.60ヶ月分である。組合健保は男性が55～59歳の約3.60ヶ月分、女性が45～49歳の約2.64ヶ月分がピークである。

なお、図6をみると、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、協会（一般）においては男性と女性の間に大きな差は見られないが、組合健保においては男性の方が女性よりも高い。

表11 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（令和6年10月1日現在）

（1）協会（一般）

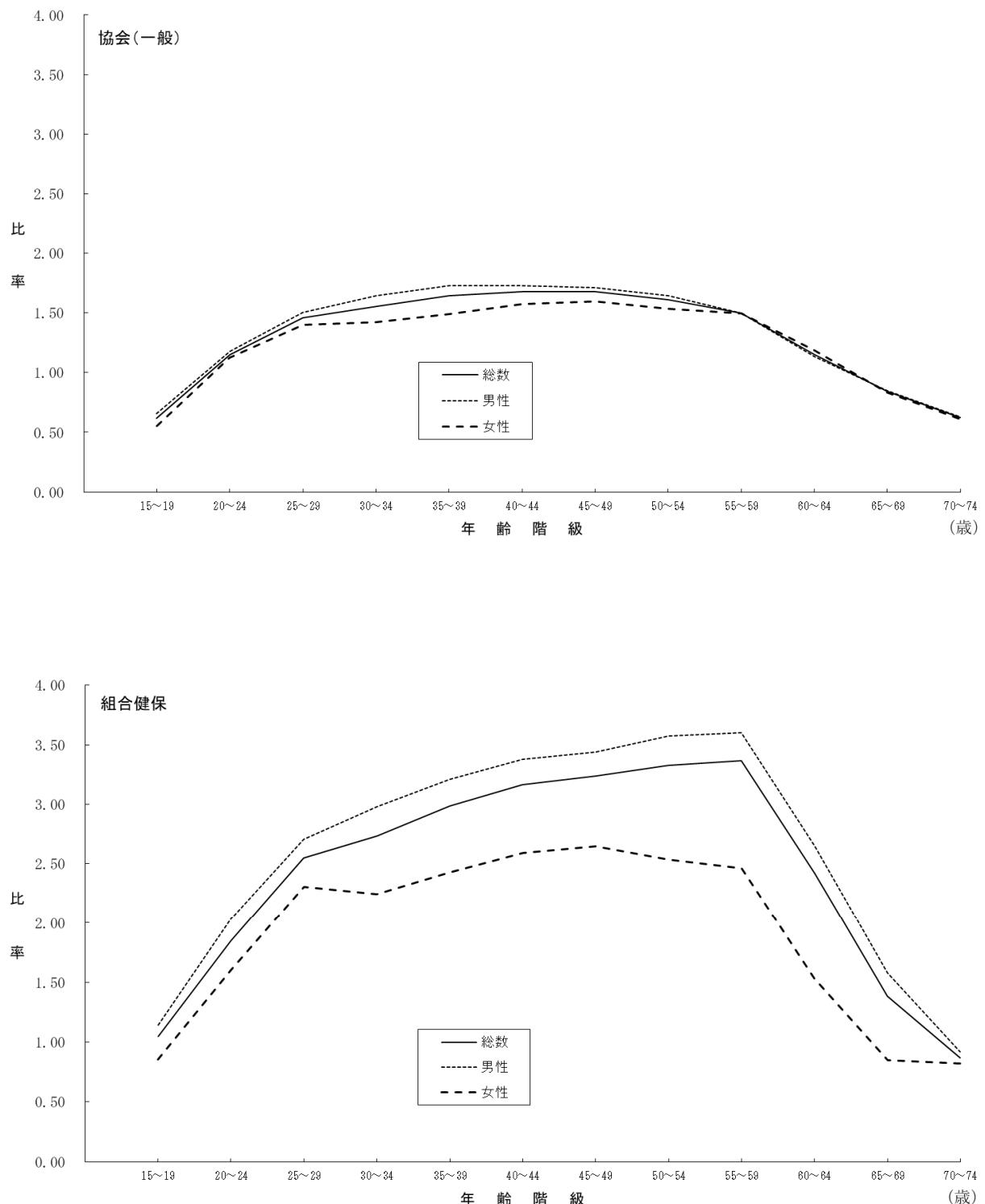
年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率 (②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総 数	円 312,550	円 354,321	円 255,341	円 458,383	円 531,366	円 359,001	1.467	1.500	1.406
15～19歳	198,692	203,317	192,465	122,407	133,988	106,811	0.616	0.659	0.555
20～24	231,497	238,749	224,656	265,832	280,444	252,043	1.148	1.175	1.122
25～29	264,338	280,275	247,540	384,758	420,675	346,874	1.456	1.501	1.401
30～34	287,535	316,805	252,129	447,136	520,975	357,856	1.555	1.644	1.419
35～39	307,806	346,954	253,890	505,429	598,575	377,249	1.642	1.725	1.486
40～44	330,104	377,947	262,254	553,213	652,515	412,514	1.676	1.726	1.573
45～49	344,524	399,029	269,222	576,675	683,160	429,663	1.674	1.712	1.596
50～54	351,298	410,022	270,366	564,657	674,040	413,995	1.607	1.644	1.531
55～59	349,000	407,122	269,148	522,496	610,194	402,160	1.497	1.499	1.494
60～64	323,810	368,341	253,229	372,622	418,115	300,935	1.151	1.135	1.188
65～69	285,961	312,158	232,551	240,890	264,757	193,835	0.842	0.848	0.834
70～74	257,588	274,743	218,851	160,716	173,446	133,191	0.624	0.631	0.609
75歳以上	239,383	254,800	210,218	82,331	82,991	81,103	0.344	0.326	0.386
（再掲） 介護（2号）	円 341,036	円 394,153	円 265,840	円 527,525	円 618,706	円 398,669	1.547	1.570	1.500

（2）組合健保

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率 (②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総 数	円 402,745	円 457,156	円 306,091	円 1,190,310	円 1,465,603	円 709,727	2.955	3.206	2.319
15～19歳	213,112	217,142	205,461	223,481	248,626	175,742	1.049	1.145	0.855
20～24	263,541	272,565	252,321	486,745	554,008	403,105	1.847	2.033	1.598
25～29	321,348	338,181	298,793	818,584	915,869	688,116	2.547	2.708	2.303
30～34	369,292	407,190	311,647	1,009,539	1,213,096	699,667	2.734	2.979	2.245
35～39	402,895	452,801	315,706	1,203,669	1,454,057	766,206	2.988	3.211	2.427
40～44	438,883	500,379	328,590	1,389,177	1,688,921	851,371	3.165	3.375	2.591
45～49	455,986	522,621	332,453	1,476,727	1,798,487	879,116	3.239	3.441	2.644
50～54	468,626	543,441	326,294	1,558,100	1,941,489	827,905	3.325	3.573	2.537
55～59	486,062	564,792	318,055	1,635,676	2,035,529	782,109	3.365	3.604	2.459
60～64	383,348	436,966	255,781	927,386	1,158,020	391,902	2.419	2.650	1.532
65～69	321,972	352,052	233,805	446,176	555,293	198,316	1.386	1.577	0.848
70～74	304,780	321,676	242,547	265,448	296,005	199,202	0.871	0.920	0.821
75歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（再掲） 介護（2号）	円 452,078	円 520,006	円 318,358	円 1,440,930	円 1,774,690	円 786,025	3.187	3.413	2.469

（注）平均標準賞与額は、令和6年10月1日現在の被保険者について、令和5年10月1日から令和6年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

図 6 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（令和 6 年 10 月 1 日現在）



9. 年齢階級別平均総報酬額

まず、被保険者の平均総報酬額（標準報酬月額の12ヶ月分に標準賞与額（令和5年10月1日から令和6年9月30日までの1年間に支払われたもの）を加えたもの。以下同じ。）を年齢階級別に示したものが表12-1及び図7である。

男性の平均総報酬額は協会（一般）、組合健保ともに標準報酬月額と同様の山型をなしており、ピークは協会（一般）が50～54歳で5,591,739円、組合健保が55～59歳で8,797,653円である。女性についても概ね男性とほぼ同様の傾向にあり、協会（一般）、組合健保ともには45～49歳がピークだが、男性と比べるとなだらかであり、年齢階級による格差があまりみられない。

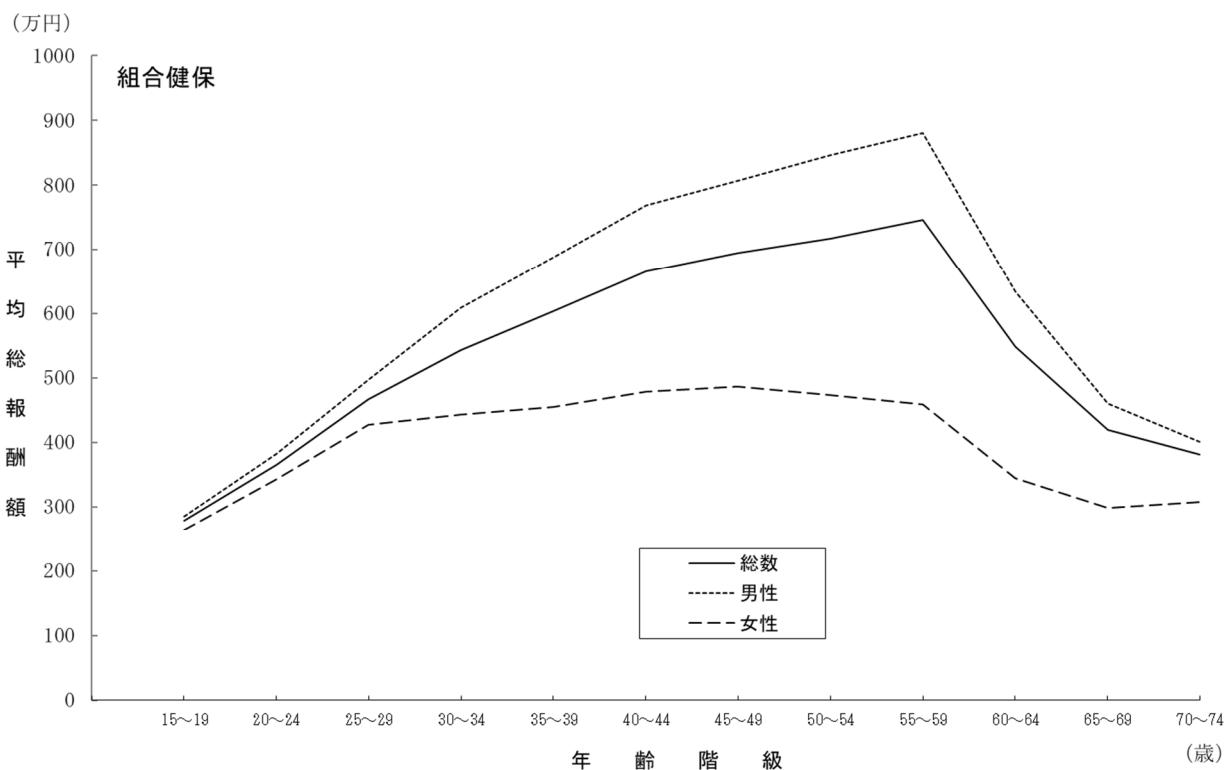
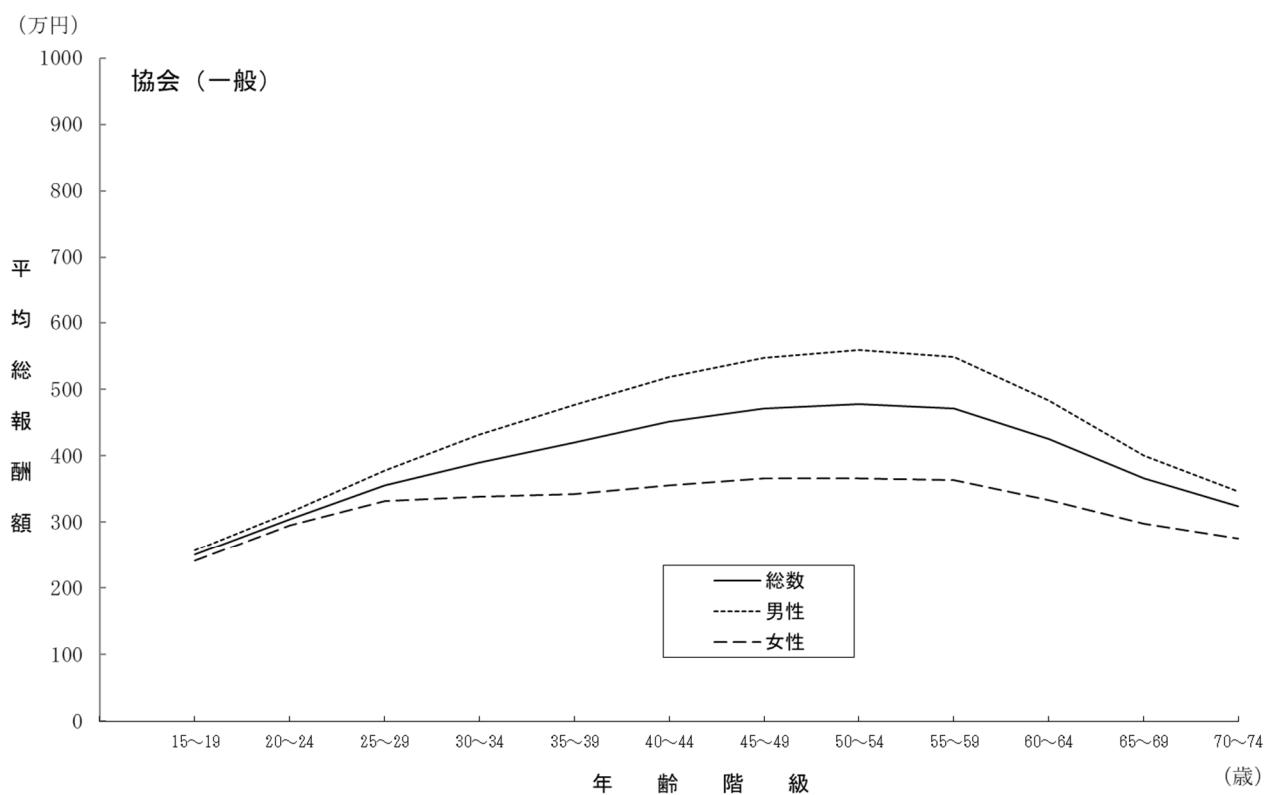
組合健保の協会（一般）に対する比率は、75歳未満では、男性が55～59歳の約1.60倍、女性が40～44歳の約1.35倍で最も大きくなっている、年齢階級総数では男性が約1.45倍、女性が約1.28倍となっている。

表12-1 年齢階級別平均総報酬額（令和6年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②／①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総 数	円 4,205,310	円 4,777,686	円 3,421,401	円 5,999,064	円 6,912,677	円 4,376,159	1.427	1.447	1.279
15～19	2,506,659	2,573,739	2,416,333	2,780,825	2,854,330	2,641,272	1.109	1.109	1.093
20～24	3,043,444	3,145,122	2,947,529	3,648,294	3,823,732	3,430,158	1.199	1.216	1.164
25～29	3,555,906	3,783,112	3,316,417	4,671,598	4,970,832	4,270,636	1.314	1.314	1.288
30～34	3,896,202	4,320,947	3,382,406	5,438,625	6,096,855	4,437,417	1.396	1.411	1.312
35～39	4,197,303	4,759,688	3,422,757	6,034,945	6,883,484	4,552,456	1.438	1.446	1.330
40～44	4,512,381	5,185,179	3,558,232	6,651,762	7,688,823	4,791,778	1.474	1.483	1.347
45～49	4,708,926	5,468,899	3,658,984	6,943,420	8,064,861	4,864,432	1.475	1.475	1.329
50～54	4,778,234	5,591,739	3,657,063	7,175,789	8,456,268	4,739,739	1.502	1.512	1.296
55～59	4,708,123	5,492,573	3,630,402	7,455,885	8,797,653	4,592,594	1.584	1.602	1.265
60～64	4,253,468	4,831,809	3,336,806	5,484,153	6,339,388	3,449,381	1.289	1.312	1.034
65～69	3,662,332	3,996,757	2,980,527	4,188,678	4,601,313	2,979,251	1.144	1.151	1.000
70～74	3,244,192	3,459,973	2,756,964	3,807,120	4,005,428	3,076,713	1.174	1.158	1.116
75歳以上	2,953,347	3,138,481	2,603,101	-	-	-	-	-	-
（再掲） 介護（2号）	4,617,182	5,344,846	3,587,056	6,851,389	7,995,019	4,600,090	1.484	1.496	1.282

(注)総報酬額は、標準報酬月額の12ヶ月分に標準賞与額（令和5年10月1日から令和6年9月30日までの1年間に支払われたもの）を加えたものとしている。

図7 年齢階級別平均総報酬額（令和6年10月1日現在）



次に、令和6年の平均総報酬額の伸び率を示したものが表12-2である。

平均総報酬額の伸び率は、協会（一般）の総数で2.04%増、男性で2.10%増、女性で2.41%増、組合健保の総数で2.53%増、男性で2.93%増、女性で2.92%増となっている。この伸び率を報酬額変化分の要因と年齢構成の変化による分の要因に分解すると、報酬額変化分の影響が大きく寄与している。

なお、要因分解における報酬額変化分とは、年齢階級別の被保険者数を令和5年の調査客体数で固定し、年齢階級別の平均総報酬額のみを変動させてその伸び率を算出したものである。

表12-2 平均総報酬額の伸び率の要因分解

（1）協会（一般）

	令和5年 平均総報酬額 (円)	令和6年 平均総報酬額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額 変化分	年齢構成の 変化による分
総数	4,121,385	4,205,310	2.04	2.01	0.02
男性	4,679,492	4,777,686	2.10	2.10	▲ 0.00
女性	3,340,987	3,421,401	2.41	2.38	0.02

（注）総数の伸び率2.04%のうち男女比率の変化分による影響は0.17%である。

（2）組合健保

	令和5年 平均総報酬額 (円)	令和6年 平均総報酬額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額 変化分	年齢構成の 変化による分
総数	5,851,122	5,999,064	2.53	2.68	▲ 0.15
男性	6,716,019	6,912,677	2.93	3.00	▲ 0.07
女性	4,252,051	4,376,159	2.92	3.26	▲ 0.34

（注）総数の伸び率2.53%のうち男女比率の変化分による影響は▲0.39%である。

10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合

標準賞与額について、支給額が0円の被保険者の割合を年齢階級別に示したものが表13である。総数でみると、協会（一般）は0.382、組合健保は0.166となっており、協会（一般）の方が組合健保よりも割合が高い。

次に男女別、年齢階級別にみると、男性については、協会（一般）、組合健保とともに年齢の上昇に伴っていったん減少したのち、再び上昇する傾向にある。また、最も割合の低い年齢階級は、協会（一般）が35～39歳で0.325、組合健保が50～54歳で0.089である。逆に最も割合の高い年齢階級は、75歳未満では、協会（一般）、組合健保とともに70～74歳で、それぞれ0.641、0.495である。

女性についても、概ね男性と同じような傾向にある。最も割合の低い年齢階級は、協会（一般）、組合健保ともに45～49歳で、それぞれ0.358、0.214である。逆に最も割合の高い年齢階級は、75歳未満では、協会（一般）、組合健保ともに70～74歳で、それぞれ0.598、0.455となっている。

表13 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合（令和6年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総 数	0.382	0.382	0.383	0.166	0.126	0.236
15～19歳	0.452	0.435	0.473	0.241	0.198	0.322
20～24	0.398	0.397	0.399	0.216	0.178	0.263
25～29	0.362	0.357	0.368	0.171	0.135	0.219
30～34	0.353	0.337	0.373	0.166	0.120	0.236
35～39	0.344	0.325	0.370	0.153	0.107	0.235
40～44	0.343	0.330	0.360	0.138	0.095	0.216
45～49	0.344	0.334	0.358	0.139	0.099	0.214
50～54	0.360	0.353	0.370	0.135	0.089	0.221
55～59	0.377	0.383	0.369	0.138	0.098	0.223
60～64	0.422	0.439	0.395	0.223	0.194	0.289
65～69	0.517	0.535	0.482	0.368	0.359	0.388
70～74	0.627	0.641	0.598	0.482	0.495	0.455
75歳以上	0.804	0.818	0.777	—	—	—

（注1）標準賞与額（令和5年10月1日から令和6年9月30日の1年間に支払われたもの）0円の被保険者数を被保険者総数で除して算出している。

（注2）任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

1.1. 年齢階級別、被保険者期間別構成等

まず、被保険者期間（資格取得後令和6年10月1日までの期間）が1年未満か、1年以上かについて、年齢階級別に被保険者の総数に対する割合を示したものが表14である。

被保険者期間1年未満の割合は、年齢階級総数で協会(一般)が16.6%、組合健保が13.5%である。また、学卒者の新規加入の影響により、15～19歳で1年未満の被保険者の割合が高くなっている。その後は年齢の上昇に伴って減少する傾向にある。なお、定年後の再就職による加入の影響により、60代の1年未満の被保険者の割合は、前後の年齢階級の割合と比べて高くなっている。

表14 年齢階級別、被保険者期間別被保険者構成（令和6年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保			(単位：%)
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上	
総 数	100.0	16.6	83.4	100.0	13.5	86.5	
15～19歳	100.0	75.1	24.9	100.0	74.3	25.7	
20～24	100.0	41.1	58.9	100.0	40.1	59.9	
25～29	100.0	25.8	74.2	100.0	18.3	81.7	
30～34	100.0	19.5	80.5	100.0	13.4	86.6	
35～39	100.0	16.0	84.0	100.0	10.8	89.2	
40～44	100.0	14.0	86.0	100.0	9.4	90.6	
45～49	100.0	12.6	87.4	100.0	8.9	91.1	
50～54	100.0	11.7	88.3	100.0	7.3	92.7	
55～59	100.0	10.9	89.1	100.0	6.6	93.4	
60～64	100.0	13.6	86.4	100.0	18.3	81.7	
65～69	100.0	13.4	86.6	100.0	11.7	88.3	
70～74	100.0	10.6	89.4	100.0	6.9	93.1	
75歳以上	100.0	5.0	95.0	-	-	-	

次に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準報酬月額を比較したものが表15である。

平均標準報酬月額の被保険者期間による比率は、年齢階級総数では協会（一般）よりも組合健保の方がやや大きい。年齢階級別にみると、75歳未満では、協会（一般）、組合健保とともに20～24歳で最も小さく、協会（一般）は、50～54歳、組合健保は70～74歳で最も大きい。

表15 年齢階級別、被保険者期間別平均標準報酬月額（令和6年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ③	1年以上 ④	比率 ④/③
総 数	円 255,204	円 324,002	1.270	円 316,484	円 416,215	1.315
15～19歳	194,051	212,660	1.096	202,369	244,171	1.207
20～24	221,056	238,771	1.080	247,362	274,361	1.109
25～29	246,511	270,544	1.097	291,638	328,004	1.125
30～34	263,520	293,340	1.113	332,283	375,023	1.129
35～39	269,967	314,998	1.167	359,002	408,187	1.137
40～44	274,452	339,156	1.236	373,606	445,675	1.193
45～49	274,822	354,546	1.290	364,493	464,934	1.276
50～54	273,542	361,555	1.322	376,965	475,875	1.262
55～59	272,705	358,304	1.314	382,724	493,366	1.289
60～64	266,889	332,759	1.247	330,607	395,186	1.195
65～69	232,563	294,256	1.265	280,814	327,431	1.166
70～74	212,735	262,888	1.236	208,720	311,902	1.494
75歳以上	207,374	241,077	1.163	—	—	—

最後に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準賞与額を比較したものが表16である。平均標準賞与額の被保険者期間による比率は、年齢階級総数では組合健保よりも協会（一般）の方が大きい。年齢階級別にみると、75歳未満では、協会（一般）、組合健保とともに60～64歳で最も小さく、協会（一般）は20～24歳、組合健保は15歳～19歳で最も大きい。

表16 年齢階級別、被保険者期間別平均標準賞与額（令和6年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ③	1年以上 ④	比率 ④/③
総 数	円 61,278	円 535,299	8.736	円 282,333	円 1,334,433	4.726
15～19歳	36,768	380,019	10.336	67,650	673,996	9.963
20～24	39,039	423,443	10.847	84,173	756,550	8.988
25～29	50,837	500,167	9.839	150,258	968,463	6.445
30～34	59,988	539,659	8.996	224,324	1,131,297	5.043
35～39	65,855	587,674	8.924	291,833	1,313,750	4.502
40～44	69,942	630,319	9.012	330,447	1,499,615	4.538
45～49	71,036	647,903	9.121	358,067	1,586,354	4.430
50～54	68,499	628,626	9.177	433,036	1,647,088	3.804
55～59	64,954	576,552	8.876	497,188	1,716,532	3.452
60～64	111,557	410,825	3.683	717,832	976,072	1.360
65～69	49,843	265,113	5.319	232,451	482,150	2.074
70～74	32,209	172,245	5.348	80,736	290,030	3.592
75歳以上	20,772	85,145	4.099	-	-	-

（注）平均標準賞与額は、令和6年10月1日現在の被保険者について、令和5年10月1日から令和6年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特退職被保険者を除いて算出している。

12. 業態別被保険者構成割合、扶養率等

業態別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表17である。

業態別にみた被保険者の構成割合について、高い順にみると、協会（一般）は医療・福祉の18.1%、製造業の15.8%、卸売業・小売業の13.6%、組合健保は製造業の30.8%、卸売業・小売業の17.0%、情報通信業の11.9%である。

扶養率の高い業態は、協会（一般）、組合健保とともに、電気・ガス・熱供給・水道業で、それぞれ0.798、1.039である。逆に低い業態は、協会（一般）は、医療・福祉で0.398、組合健保は宿泊業、飲食サービス業で、0.326である。

平均標準報酬月額の最も高い業態は、協会（一般）は情報通信業で373,871円、組合健保は電気・ガス・熱供給・水道業で539,983円である。逆に最も低い業態は、協会（一般）はサービス業で278,404円、組合健保は宿泊業、飲食サービス業で291,183円である。また、最高額と最低額との比率は、協会（一般）が約1.34倍、組合健保が約1.85倍である。

また、平均標準賞与額の最も高い業態は、協会（一般）、組合健保とともに公務で、それぞれ1,057,679円、2,289,000円である。逆に最も低い業態は、協会（一般）、組合健保とともに宿泊業、飲食サービス業で、それぞれ210,039円、432,638円である。また、最高額と最低額との比率は、協会（一般）が約5.03倍、組合健保が約5.29倍である。

表17 業態別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（令和6年10月1日現在）

業態別	協会（一般）				組合健保			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
総数	%		円	円	%		円	円
農林水産業	100.0	0.549	312,550	458,383	100.0	0.648	402,745	1,190,310
鉱業、採石業、砂利採取業	1.0	0.624	292,764	400,368	0.3	0.631	340,667	1,172,760
建設業	0.1	0.744	348,680	628,453	0.0	0.686	523,216	1,612,647
製造業	10.6	0.779	361,927	501,123	3.3	0.831	446,601	1,754,087
食料品	15.8	0.610	313,425	608,641	30.8	0.823	427,778	1,538,166
織維工業・織維製品	3.3	0.451	272,650	439,004	2.1	0.598	371,208	1,128,660
木材・木製品	0.7	0.420	261,624	345,618	0.5	0.494	324,365	738,109
化学生工業	0.5	0.675	305,452	470,242	0.2	0.534	347,755	969,027
金属工業	1.6	0.654	327,586	744,077	6.1	0.813	442,637	1,561,422
機械器具	2.0	0.721	343,221	685,170	2.3	0.827	410,381	1,453,827
その他の	5.2	0.665	328,929	715,405	16.6	0.878	441,457	1,665,663
電気・ガス・熱供給・水道業	2.5	0.625	318,297	564,381	3.2	0.763	396,837	1,305,472
情報通信業	0.4	0.798	354,054	817,834	1.1	1.039	539,983	1,573,560
運輸業、郵便業	2.5	0.530	373,871	454,143	11.9	0.536	439,007	1,029,197
卸売業、小売業	6.7	0.652	324,379	328,545	6.8	0.726	384,450	974,605
金融業、保険業	13.6	0.584	312,448	481,384	17.0	0.512	337,985	849,218
不動産業、物品賃貸業	0.6	0.721	375,797	622,648	7.0	0.618	446,207	1,426,556
学術研究、専門・技術サービス業	2.9	0.623	330,149	400,963	2.0	0.668	428,683	1,344,339
宿泊業、飲食サービス業	4.8	0.581	355,258	510,873	2.2	0.596	495,079	1,216,148
生活関連サービス業、娯楽業	3.8	0.458	279,927	210,039	1.2	0.326	291,183	432,638
教育、学習支援業	3.1	0.462	288,616	244,000	1.0	0.389	323,826	620,496
医療、福祉	1.3	0.401	290,033	465,848	0.3	0.475	437,594	1,358,372
複合サービス業	18.1	0.398	295,406	524,704	4.9	0.386	376,213	779,002
サードパーティ業務	0.7	0.584	278,459	705,067	0.7	0.500	321,668	877,042
公務	12.9	0.413	278,404	275,470	7.4	0.519	368,254	891,641
任意継続分	0.1	0.549	309,018	1,057,679	0.0	0.750	532,917	2,289,000
特例退職分	0.8	0.729	237,734	-	1.3	0.619	324,011	-
	0.8	0.737	301,904	-

（注）平均標準賞与額は、令和6年10月1日現在の被保険者について、令和5年10月1日から令和6年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

1 3. 規模別被保険者構成割合、扶養率等

事業所の従業員数（規模）別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表18である。

被保険者の構成割合は、協会（一般）では規模100～299人の16.1%で最も高く、規模100人未満の割合は約59%である。一方、組合健保では規模1,000人以上の55.3%で最も高く、規模100人未満の割合は約10%と、協会（一般）とは逆の傾向にある。

扶養率は、協会（一般）では規模5人未満で最も高く、規模が大きくなるにつれて減少する傾向にある。一方、組合健保では規模1,000人以上で最も高くなっているものの、規模の違いによる明確な傾向はみられない。

平均標準報酬月額は、協会（一般）では、規模5～9人でピークを迎えたのち規模が大きくなるにつれて減少する傾向にあるが、組合健保では、規模5～9人でピークを迎えたのち下降し、規模500人以上から再び上昇している。

また、平均標準賞与額は、協会（一般）、組合健保とともに規模が大きくなるにつれて概ね高くなる傾向にあり、協会（一般）は規模500～999人の610,673円、組合健保は規模1,000人以上の1,336,976円で最も高い。

表18 事業所の規模別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（令和6年10月1日現在）

規 模 別	協会（一般）				組合健保			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
総 数	100.0	0.549	312,550	458,383	100.0	0.648	402,745	1,190,310
1～4人	10.9	0.729	312,449	170,496	0.2	0.528	408,332	401,270
5～9	9.5	0.614	339,698	337,458	0.5	0.659	440,930	616,652
10～19	11.1	0.590	338,158	426,982	1.1	0.582	420,018	731,343
20～29	7.1	0.561	327,825	486,093	1.1	0.610	411,034	746,723
30～49	8.9	0.555	321,620	512,837	2.1	0.579	400,318	798,049
50～99	11.3	0.544	313,543	546,970	4.7	0.604	388,381	864,293
100～299	16.1	0.515	302,961	573,456	13.1	0.606	381,975	972,453
300～499	6.1	0.495	301,672	587,178	8.1	0.605	379,341	1,045,987
500～999	6.2	0.494	304,838	610,673	11.8	0.631	395,241	1,165,790
1,000人以上	11.7	0.377	277,208	404,077	55.3	0.677	416,317	1,336,976
任意継続分	0.8	0.729	237,734	-	1.3	0.619	324,011	-
特例退職分	0.8	0.737	301,904	-

（注）平均標準賞与額は、令和6年10月1日現在の被保険者について、令和5年10月1日から令和6年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

14. 被保険者数の推移について

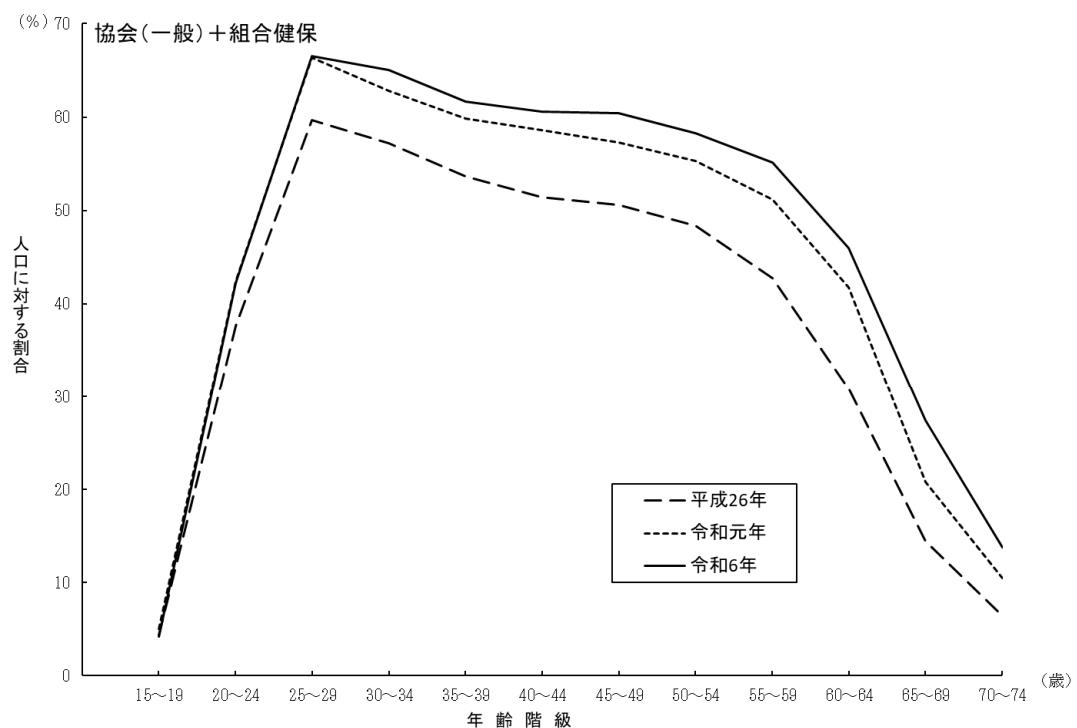
1) 被保険者数の総人口に対する割合について

総人口に対する被保険者数の割合（以下「被保険者割合」という。）の推移を、男女計について年齢階級別に示したものが図8-1、8-2である。

協会（一般）と組合健保の計でみると、平成26年から令和元年年にかけては全ての年齢階級で増加しており、令和元年から令和6年にかけては20代以降の全ての年齢階級で増加している。

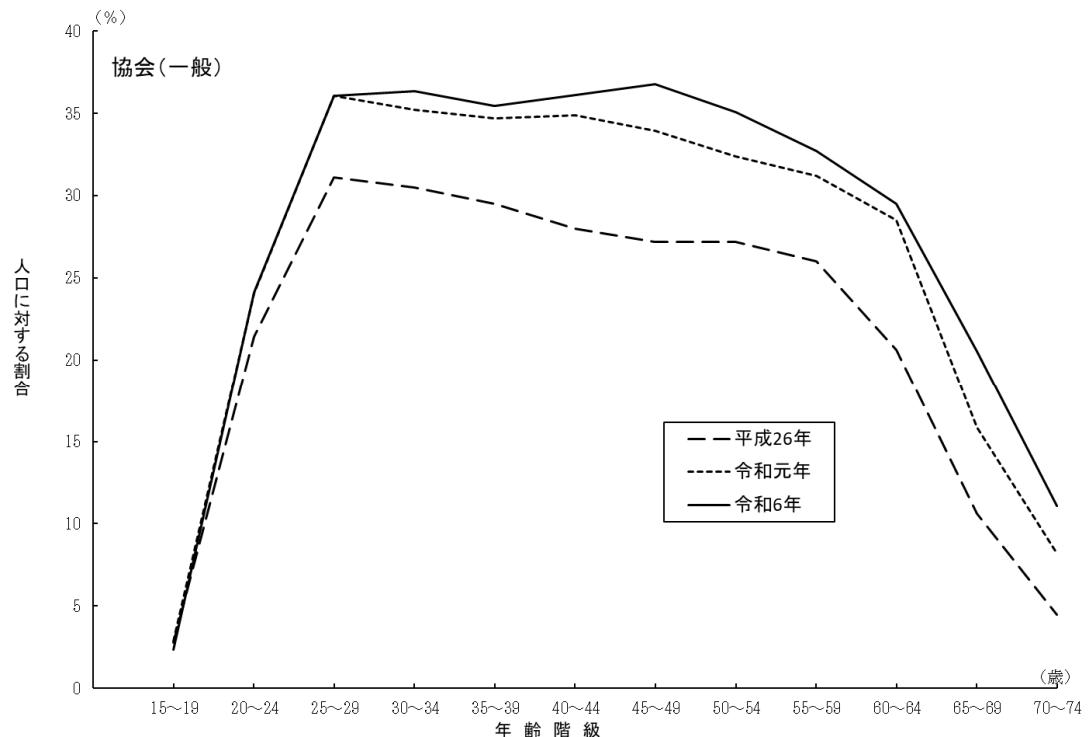
また、協会（一般）と組合健保のそれぞれについてみると、協会（一般）は、平成26年から令和元年年にかけては全ての年齢階級で増加しており、令和元年から令和6年にかけては20代以降の全ての年齢階級で増加している。一方、組合健保は、平成26年から令和元年年にかけては、全ての年齢階級で増加しており、令和元年から令和6年にかけては、30代以降の年齢階級で増加している。

図8-1 年齢階級別にみた被保険者数（協会（一般）+組合健保の男女計）の総人口に対する割合の推移（各年10月1日現在）

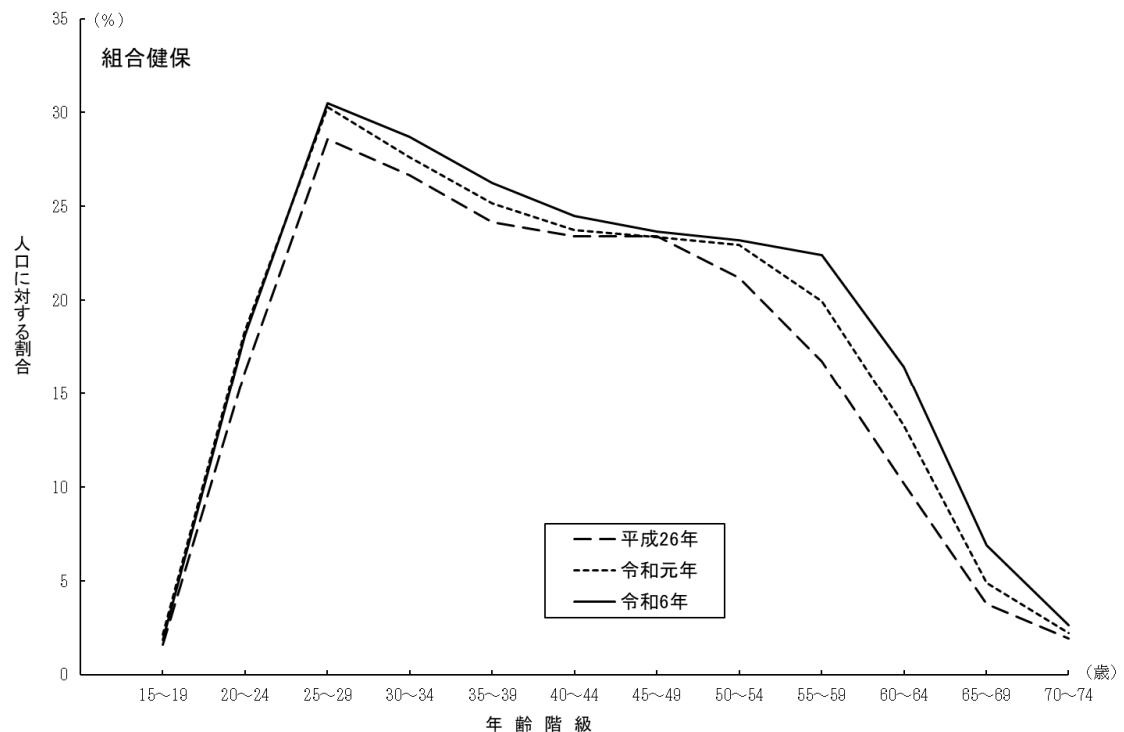


（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図8－2 年齢階級別にみた被保険者数（協会（一般）及び組合健保それぞれの男女計）の総人口に対する割合の推移（各年10月1日現在）



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



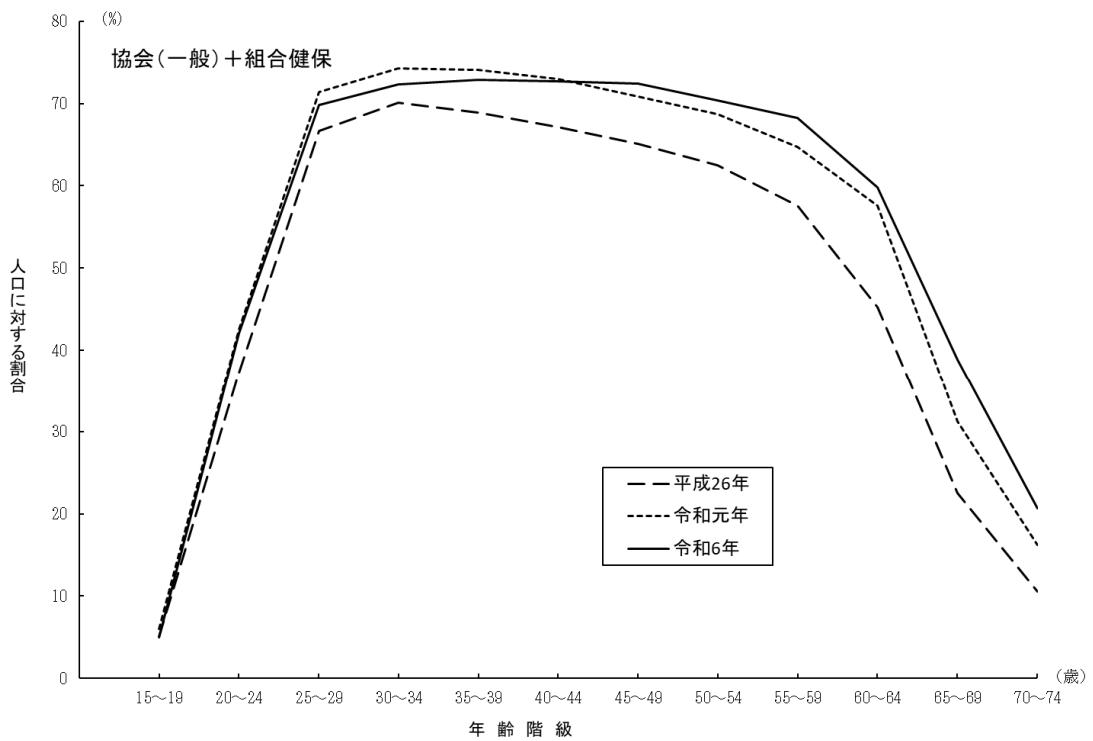
(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

男性人口に対する男性の被保険者割合の推移を年齢階級別に示したものが図9-1、9-2である。

協会（一般）と組合健保の計でみると、平成26年から令和元年年にかけては全ての年齢階級で増加しており、令和元年年から令和6年にかけては、20代前半及び40代以降の概ね全ての年齢階級で増加している。

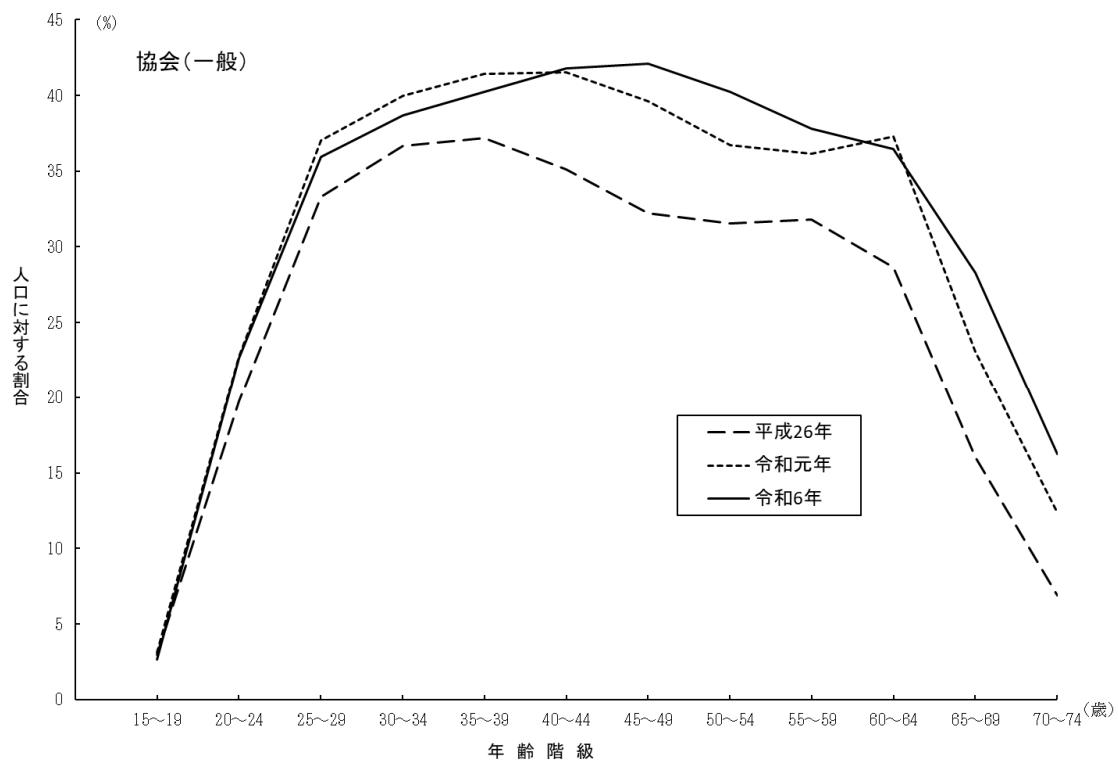
また、協会（一般）と組合健保のそれぞれについてみると、協会（一般）は、平成26年から令和元年年にかけては全ての年齢階級で増加し、令和元年年から令和6年にかけては、概ね全ての年齢階級で増加している。組合健保は、平成26年から令和元年年にかけては、40代以外の年齢階級で増加しており、令和元年年から令和6年にかけては、20代前半及び50代後半以降の全ての年齢階級で増加している。

図9-1 年齢階級別にみた男性被保険者数（協会（一般）+組合健保）の男性人口に対する割合の推移（各年10月1日現在）

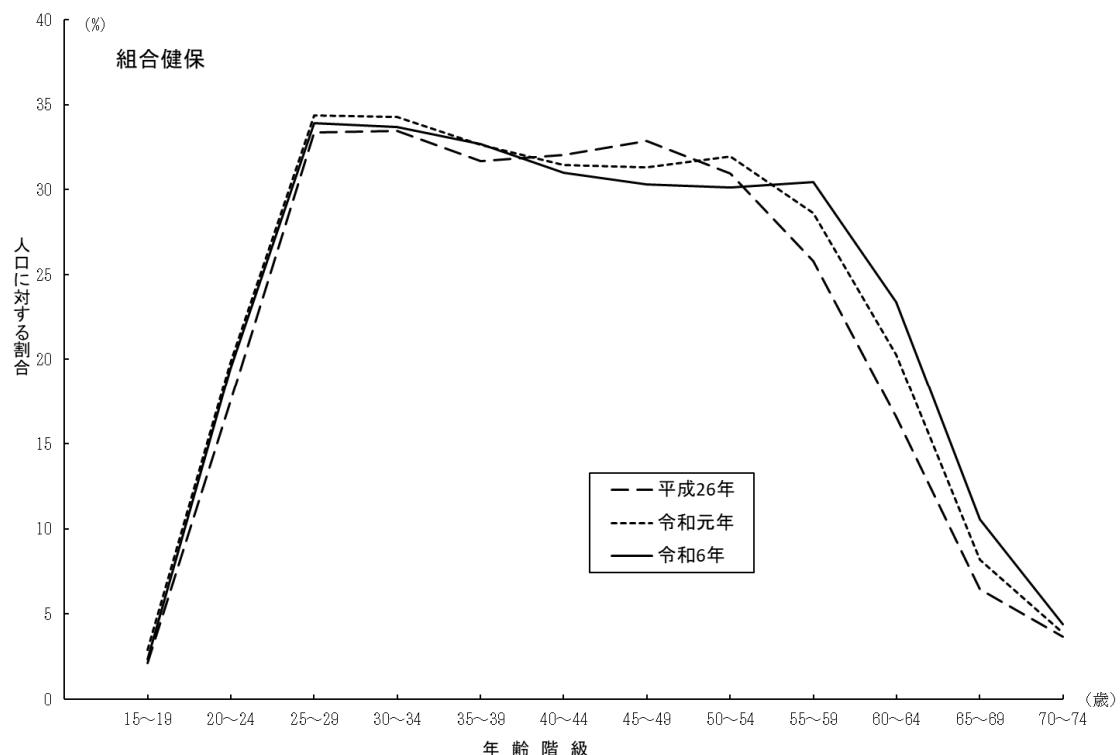


（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図9－2 年齢階級別にみた男性被保険者数（協会（一般）及び組合健保）の男性人口に対する割合の推移（各年10月1日現在）



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



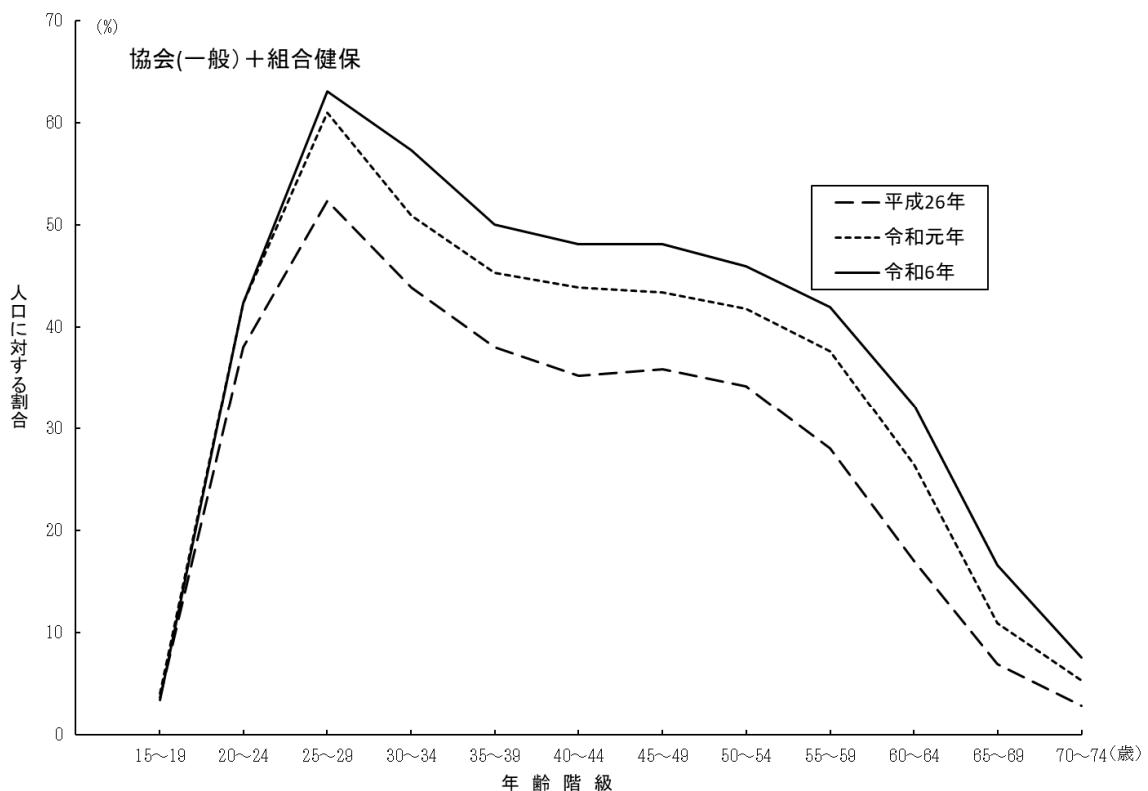
(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

女性人口に対する女性の被保険者割合の推移を年齢階級別に示したものが図10-1、10-2である。

協会（一般）と組合健保の計でみると、平成26年から令和元年年にかけては全ての年齢階級で増加しており、令和元年年から令和6年にかけては20代後半以降の全ての年齢階級で増加している。なお、20代後半から50代後半での増加の幅が男性よりも大きくなっているが、これはそれぞれの期間の雇用環境の変化があるとともに、被用者として就労する女性が増加したことが大きく影響しているものと考えられる。

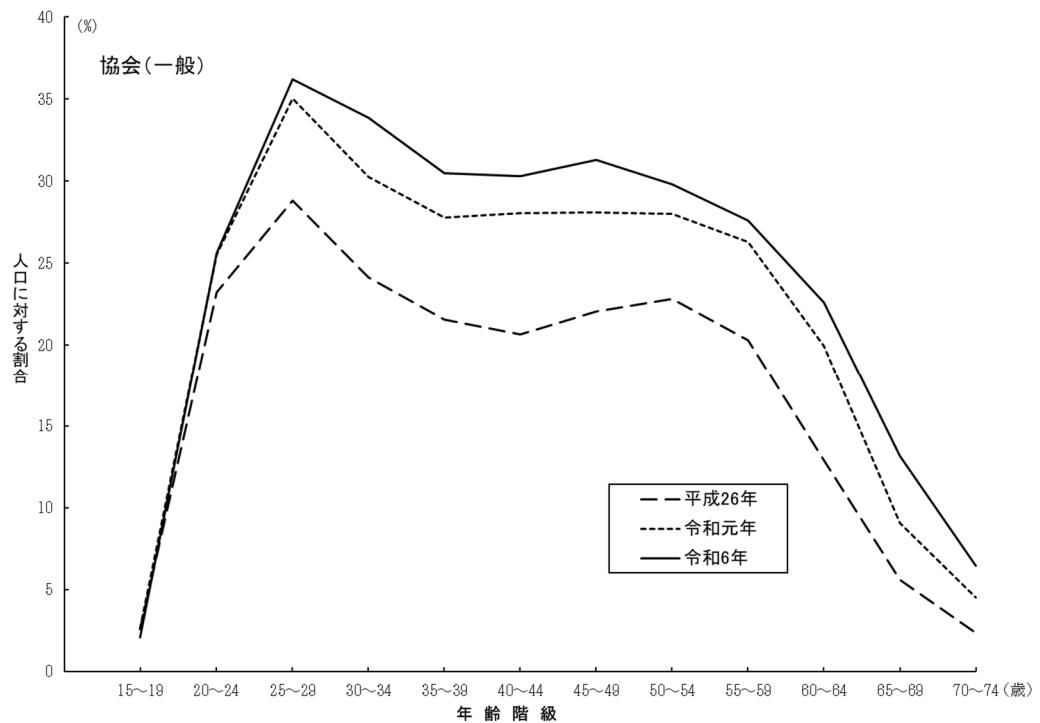
また、協会（一般）と組合健保のそれぞれを令和6年についてみると、協会（一般）、組合健保ともに20代後半でピークを迎えるが、組合健保はその後減少し続けるのに対して、協会（一般）は40代後半で再び増加した後に減少している。

図10-1 年齢階級別にみた女性被保険者数（協会（一般）+組合健保）の女性人口に対する割合の推移（各年10月1日現在）

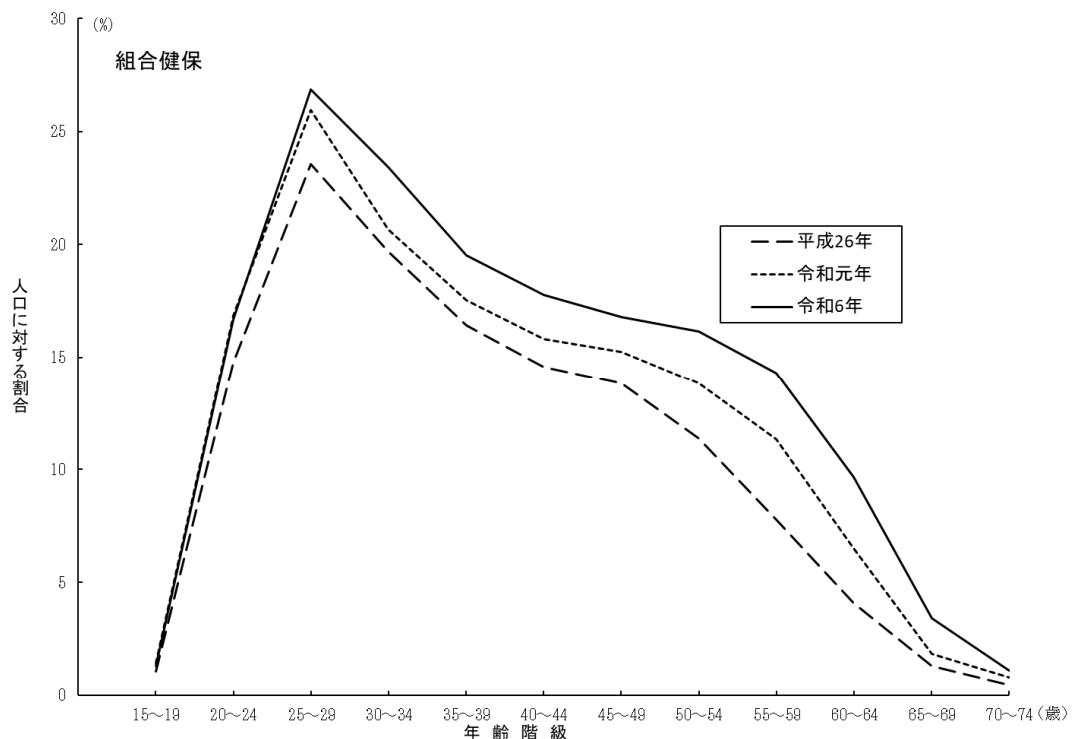


(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図10－2 年齢階級別にみた女性被保険者数（協会（一般）及び組合健保）の女性人口に対する割合の推移（各年10月1日現在）



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

2) コーホートでみた被保険者数の総人口に対する割合について

総人口に対する被保険者数の割合（以下「被保険者割合」という。）をコーホート別の推移で示したものが、表19である。

協会（一般）・組合健保計の被保険者割合をコーホートでみると、学卒者の新規加入の影響によって20代で大きく増加、定年退職の影響によって60代で大きく減少し、平成26年から令和元年年にかけては60歳未満のコーホートで増加し、令和元年年から令和6年にかけては20代及び40～54歳のコーホートで増加している。

表19 コーホートでみた被保険者数の総人口に対する割合（各年10月1日現在）

（1）協会（一般）・組合健保計（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成26年	令和元年	令和6年	平成26年→令和元年①	令和元年→令和6年②	差 ②-①
15～19歳	(%) 4.4	(%) 5.0	(%) 4.2	-	-	-
20～24	37.6	42.5	42.2	38.1	37.2	-0.9
25～29	59.7	66.3	66.6	28.7	24.1	-4.6
30～34	57.2	62.8	65.0	3.2	-1.3	-4.4
35～39	53.6	59.9	61.7	2.7	-1.1	-3.9
40～44	51.4	58.6	60.6	5.0	0.7	-4.3
45～49	50.6	57.3	60.4	5.9	1.8	-4.1
50～54	48.4	55.3	58.3	4.8	1.0	-3.8
55～59	42.7	51.2	55.1	2.8	-0.2	-3.0
60～64	30.8	41.8	45.9	-0.9	-5.2	-4.3
65～69	14.4	20.8	27.4	-10.1	-14.4	-4.3
70～74	6.4	10.4	13.7	-4.0	-7.0	-3.1

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会 (一般) (男女計)

年齢階級	総人口に対する割合			コー ホートでみた増減		
	平成26年	令和元年	令和6年	平成26年→令和元年①	令和元年→令和6年②	差 ②-①
15～19歳	(%) 2.8	(%) 2.9	(%) 2.4	-	-	-
20～24	21.4	24.1	24.1	21.3	21.2	-0.1
25～29	31.1	36.1	36.1	14.6	12.0	-2.6
30～34	30.5	35.2	36.4	4.1	0.3	-3.8
35～39	29.5	34.7	35.5	4.2	0.2	-4.0
40～44	28.0	34.9	36.1	5.4	1.4	-4.0
45～49	27.2	33.9	36.8	5.9	1.9	-4.1
50～54	27.2	32.4	35.1	5.2	1.2	-4.1
55～59	26.0	31.2	32.7	4.0	0.3	-3.7
60～64	20.6	28.5	29.5	2.5	-1.7	-4.2
65～69	10.6	15.8	20.5	-4.8	-8.0	-3.2
70～74	4.5	8.2	11.1	-2.4	-4.8	-2.3

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保 (男女計)

年齢階級	総人口に対する割合			コー ホートでみた増減		
	平成26年	令和元年	令和6年	平成26年→令和元年①	令和元年→令和6年②	差 ②-①
15～19歳	(%) 1.6	(%) 2.2	(%) 1.8	-	-	-
20～24	16.2	18.4	18.1	16.8	16.0	-0.8
25～29	28.6	30.3	30.5	14.1	12.1	-2.0
30～34	26.7	27.6	28.7	-1.0	-1.6	-0.6
35～39	24.2	25.2	26.2	-1.5	-1.4	0.1
40～44	23.4	23.7	24.5	-0.4	-0.7	-0.3
45～49	23.4	23.4	23.6	-0.1	-0.1	0.0
50～54	21.2	22.9	23.2	-0.4	-0.2	0.3
55～59	16.7	20.0	22.4	-1.2	-0.5	0.7
60～64	10.2	13.3	16.5	-3.4	-3.5	-0.1
65～69	3.8	4.9	6.9	-5.3	-6.4	-1.1
70～74	1.9	2.2	2.6	-1.5	-2.3	-0.7

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

男性人口に対する男性被保険者数の割合をコーホート別の推移で示したものが、表20である。

協会（一般）・組合健保計の、男性についての被保険者割合をコーホートでみると、男女計と同様に、学卒者の新規加入の影響によって20代で大きく増加し、定年退職の影響によって60代で大きく減少しており、平成26年から令和元年にかけては60歳未満のコーホートで増加し、令和元年から令和6年にかけては35歳未満のコーホートで増加している。

表20 コーントでみた男性被保険者数の男性人口に対する割合（各年10月1日現在）

（1）協会（一般）・組合健保計（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーントでみた増減		
	平成26年	令和元年	令和6年	平成26年→令和元年①	令和元年→令和6年②	差 ②-①
15～19歳	(%) 5.1	(%) 6.0	(%) 5.0	-	-	-
20～24	37.2	42.5	42.1	37.5	36.1	-1.3
25～29	66.7	71.4	69.9	34.1	27.3	-6.8
30～34	70.1	74.3	72.4	7.6	1.0	-6.6
35～39	68.9	74.1	72.9	4.0	-1.4	-5.3
40～44	67.2	73.0	72.7	4.1	-1.3	-5.4
45～49	65.1	70.9	72.4	3.7	-0.6	-4.3
50～54	62.5	68.7	70.4	3.6	-0.5	-4.1
55～59	57.6	64.7	68.3	2.2	-0.4	-2.6
60～64	45.2	57.6	59.8	0.0	-4.9	-4.9
65～69	22.5	31.3	38.8	-13.9	-18.7	-4.8
70～74	10.5	16.2	20.7	-6.3	-10.6	-4.3

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会 (一般) (男性)

年齢階級	総人口に対する割合			コー ホートでみた増減		
	平成26年	令和元年	令和6年	平成26年→令和元年①	令和元年→令和6年②	差 ②-①
15～19歳	(%) 3.0	(%) 3.1	(%) 2.7	-	-	-
20～24	19.7	22.7	22.7	19.8	19.6	-0.2
25～29	33.3	37.0	35.9	17.3	13.2	-4.1
30～34	36.7	40.0	38.7	6.7	1.7	-5.0
35～39	37.2	41.4	40.2	4.8	0.2	-4.5
40～44	35.1	41.5	41.8	4.3	0.3	-4.0
45～49	32.2	39.6	42.1	4.5	0.6	-3.9
50～54	31.5	36.7	40.3	4.5	0.7	-3.9
55～59	31.8	36.1	37.8	4.6	1.1	-3.5
60～64	28.6	37.3	36.5	5.5	0.3	-5.2
65～69	16.0	23.1	28.3	-5.6	-9.0	-3.4
70～74	6.9	12.3	16.3	-3.7	-6.8	-3.1

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保 (男性)

年齢階級	総人口に対する割合			コー ホートでみた増減		
	平成26年	令和元年	令和6年	平成26年→令和元年①	令和元年→令和6年②	差 ②-①
15～19歳	(%) 2.1	(%) 2.9	(%) 2.3	-	-	-
20～24	17.5	19.8	19.5	17.7	16.6	-1.1
25～29	33.4	34.4	33.9	16.9	14.1	-2.7
30～34	33.4	34.3	33.7	0.9	-0.7	-1.6
35～39	31.7	32.6	32.7	-0.8	-1.6	-0.8
40～44	32.1	31.4	31.0	-0.3	-1.6	-1.4
45～49	32.9	31.3	30.3	-0.8	-1.1	-0.4
50～54	31.0	32.0	30.1	-0.9	-1.2	-0.3
55～59	25.8	28.6	30.5	-2.4	-1.5	0.9
60～64	16.6	20.3	23.4	-5.5	-5.2	0.3
65～69	6.5	8.2	10.5	-8.4	-9.7	-1.3
70～74	3.7	3.9	4.4	-2.6	-3.8	-1.2

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

女性人口に対する女性被保険者数の割合をコーホート別の推移で示したものが、表21である。

協会（一般）・組合健保計の、女性についての被保険者割合をコーホートでみると、学卒者の新規加入の影響により20代で大きく増加した後、30代前半で減少し、定年退職の影響によって60代で大きく減少している。

表21 コーントでみた女性被保険者数の女性人口に対する割合（各年10月1日現在）

（1）協会（一般）・組合健保計（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーントでみた増減		
	平成26年	令和元年	令和6年	平成26年→令和元年①	令和元年→令和6年②	差 ②-①
15～19歳	(%) 3.6	(%) 4.0	(%) 3.4	-	-	-
20～24	38.0	42.4	42.3	38.8	38.3	-0.5
25～29	52.4	61.0	63.0	23.0	20.7	-2.3
30～34	43.8	50.9	57.3	-1.4	-3.7	-2.2
35～39	38.0	45.3	50.0	1.5	-0.9	-2.4
40～44	35.2	43.9	48.1	5.9	2.8	-3.1
45～49	35.9	43.3	48.1	8.1	4.2	-3.9
50～54	34.2	41.8	45.9	5.9	2.6	-3.3
55～59	28.0	37.6	41.9	3.4	0.1	-3.3
60～64	17.0	26.4	32.3	-1.6	-5.3	-3.7
65～69	6.9	10.9	16.6	-6.1	-9.8	-3.8
70～74	2.8	5.3	7.5	-1.6	-3.4	-1.7

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会 (一般) (女性)

年齢階級	総人口に対する割合			コー ホートでみた増減		
	平成26年	令和元年	令和6年	平成26年→令和元年①	令和元年→令和6年②	差 ②-①
15～19歳	(%) 2.6	(%) 2.6	(%) 2.1	-	-	-
20～24	23.2	25.5	25.6	22.9	23.0	0.1
25～29	28.8	35.0	36.2	11.8	10.7	-1.1
30～34	24.1	30.2	33.9	1.5	-1.2	-2.6
35～39	21.6	27.8	30.5	3.6	0.2	-3.4
40～44	20.7	28.1	30.3	6.5	2.6	-3.9
45～49	22.1	28.1	31.3	7.5	3.2	-4.2
50～54	22.8	28.0	29.8	5.9	1.7	-4.2
55～59	20.3	26.3	27.6	3.4	-0.4	-3.8
60～64	12.9	19.9	22.6	-0.4	-3.7	-3.3
65～69	5.6	9.1	13.2	-3.9	-6.8	-2.9
70～74	2.4	4.5	6.4	-1.1	-2.6	-1.5

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保 (女性)

年齢階級	総人口に対する割合			コー ホートでみた増減		
	平成26年	令和元年	令和6年	平成26年→令和元年①	令和元年→令和6年②	差 ②-①
15～19歳	(%) 1.0	(%) 1.4	(%) 1.3	-	-	-
20～24	14.8	16.9	16.7	15.8	15.3	-0.5
25～29	23.6	25.9	26.9	11.2	10.0	-1.2
30～34	19.7	20.7	23.4	-2.9	-2.5	0.4
35～39	16.4	17.5	19.5	-2.2	-1.2	1.0
40～44	14.6	15.8	17.8	-0.6	0.2	0.8
45～49	13.8	15.2	16.8	0.7	1.0	0.3
50～54	11.4	13.8	16.1	0.0	0.9	0.9
55～59	7.8	11.3	14.3	0.0	0.5	0.5
60～64	4.1	6.5	9.7	-1.3	-1.7	-0.4
65～69	1.3	1.8	3.4	-2.2	-3.1	-0.9
70～74	0.4	0.8	1.1	-0.5	-0.8	-0.3

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

15. コーホートによる続柄別扶養率の分析について

1) 子の場合

各年度の男女の被保険者における子の扶養率、コーホートでみた場合の扶養率の増減及びその差を示したものが表22である。

まず、各年度の子の扶養率について、男性被保険者について同じ年齢階級でみると、協会（一般）、組合健保ともに出生率の減少や未婚率の増加の影響で60歳未満の年齢階級では概ね年々減少している。また、令和6年における扶養率のピークは、協会（一般）、組合健保ともに40代前半となっている。女性被保険者について同じ年齢階級でみると、平成26年から令和元年にかけて扶養率が協会（一般）は40代及び50代で減少し、組合健保は45～64歳で減少している。令和元年から令和6年にかけて協会（一般）は概ね減少しており、組合健保でも概ね減少している。また、令和6年における扶養率のピークは、協会（一般）、組合健保ともに40代前半となっている。

次に、その特徴をコーホートで①20代から30代、②40代以降の年齢階級別にみると次のようになる。

① 20代から30代

この年代は、結婚に伴う子の誕生によって扶養率が増加している。

令和元年から令和6年におけるコーホートでみた扶養率の増加は、男性については協会（一般）、組合健保ともに30代前半、女性については協会（一般）、組合健保ともに30代後半で最も大きい。

② 40代以降

40代以降は男女ともに、子の成長により概ね扶養率は減少している。

令和元年から令和6年におけるコーホートでみた扶養率は、協会（一般）、組合健保の男女ともに40代後半以降で概ね減少している。

また、コーホートでみた扶養率の増減の差をみると、男性について、協会（一般）では20代及び30代で減少しており、それ以降は増加している。なお、40代後半以降においては、コーホートでみた扶養率は減少しているが平成26年から令和元年にかけての扶養率の減少に比べて令和元年から令和6年にかけての扶養率の減少は小さくなっている。組合健保では、概ね年齢階級による明確な傾向は見られない。女性について、協会（一般）では、30代後半まで減少し、以降は増加している。組合健保では、30代後半から50代前半、60代後半から70代前半で減少している。

表22-1 男性被保険者における子の扶養率（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	扶養率			ユーホートでみた扶養率の増減		
	平成26年	令和元年	令和6年	平成26年→令和元年①	令和元年→令和6年②	差②-①
総 数	0.633	0.566	0.520	-	-	-
15～19歳	0.012	0.009	0.005	-	-	-
20～24	0.075	0.066	0.038	0.054	0.029	-0.026
25～29	0.281	0.217	0.178	0.141	0.112	-0.029
30～34	0.661	0.579	0.479	0.298	0.262	-0.036
35～39	0.952	0.913	0.822	0.252	0.244	-0.008
40～44	1.047	1.017	0.999	0.065	0.086	0.021
45～49	1.018	0.913	0.921	-0.134	-0.096	0.038
50～54	0.809	0.679	0.666	-0.339	-0.247	0.091
55～59	0.466	0.404	0.374	-0.405	-0.305	0.099
60～64	0.215	0.200	0.187	-0.267	-0.217	0.050
65～69	0.125	0.116	0.111	-0.098	-0.089	0.009
70～74	0.081	0.082	0.079	-0.043	-0.037	0.006

(注) 総数については75歳以上を除いて算出している。

(2) 組合健保

年齢階級	扶養率			ユーホートでみた扶養率の増減		
	平成26年	令和元年	令和6年	平成26年→令和元年①	令和元年→令和6年②	差②-①
総 数	0.715	0.673	0.619	-	-	-
15～19歳	0.006	0.007	0.002	-	-	-
20～24	0.046	0.029	0.020	0.023	0.013	-0.009
25～29	0.196	0.166	0.122	0.121	0.093	-0.027
30～34	0.608	0.600	0.513	0.404	0.346	-0.058
35～39	0.970	0.981	0.933	0.373	0.333	-0.041
40～44	1.137	1.132	1.143	0.162	0.162	-0.001
45～49	1.149	1.086	1.089	-0.051	-0.044	0.007
50～54	0.977	0.900	0.835	-0.249	-0.251	-0.002
55～59	0.531	0.496	0.477	-0.481	-0.422	0.059
60～64	0.207	0.198	0.199	-0.333	-0.297	0.036
65～69	0.095	0.095	0.098	-0.112	-0.101	0.011
70～74	0.071	0.072	0.068	-0.023	-0.027	-0.004

(注) 総数については75歳以上を除いて算出している。

表22-2 女性被保険者における子の扶養率（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成26年	令和元年	令和6年	平成26年→令和元年①	令和元年→令和6年②	差②-①
総 数	0.180	0.168	0.159	-	-	-
15～19歳	0.003	0.004	0.003	-	-	-
20～24	0.014	0.017	0.013	0.014	0.009	-0.004
25～29	0.058	0.057	0.054	0.043	0.037	-0.006
30～34	0.169	0.160	0.141	0.101	0.084	-0.017
35～39	0.296	0.290	0.270	0.121	0.110	-0.011
40～44	0.369	0.333	0.338	0.037	0.048	0.011
45～49	0.320	0.284	0.283	-0.085	-0.050	0.035
50～54	0.199	0.184	0.185	-0.136	-0.098	0.038
55～59	0.100	0.095	0.097	-0.103	-0.087	0.016
60～64	0.053	0.053	0.052	-0.048	-0.044	0.004
65～69	0.036	0.037	0.038	-0.017	-0.015	0.002
70～74	0.030	0.031	0.031	-0.006	-0.005	0.001

(注) 総数については75歳以上を除いて算出している。

(2) 組合健保

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成26年	令和元年	令和6年	平成26年→令和元年①	令和元年→令和6年②	差②-①
総 数	0.118	0.110	0.109	-	-	-
15～19歳	0.000	0.003	0.000	-	-	-
20～24	0.008	0.014	0.009	0.014	0.007	-0.007
25～29	0.029	0.029	0.028	0.021	0.014	-0.007
30～34	0.085	0.087	0.080	0.058	0.050	-0.008
35～39	0.153	0.170	0.172	0.085	0.085	0.000
40～44	0.210	0.211	0.219	0.058	0.050	-0.008
45～49	0.238	0.196	0.206	-0.014	-0.005	0.009
50～54	0.165	0.135	0.133	-0.103	-0.063	0.040
55～59	0.069	0.061	0.079	-0.105	-0.056	0.049
60～64	0.031	0.025	0.035	-0.044	-0.025	0.019
65～69	0.018	0.032	0.020	0.000	-0.005	-0.006
70～74	0.016	0.026	0.034	0.007	0.003	-0.005

(注) 総数については75歳以上を除いて算出している。

2) 配偶者の場合

各年度の男性被保険者における配偶者の扶養率、コーホートでみた場合の扶養率の増減を示したものが表23である。

まず、各年度の配偶者の扶養率について、同じ年齢階級でみると、被用者として就労する女性の増加、非婚男性の増加などの影響により減少傾向にある。コーホートでみると次のようになる。

令和元年年から令和6年におけるコーホートでみた扶養率の増減は、協会（一般）は30代後半まで増加し、40代から50代で減少した後、60代では増加している。組合健保は30代後半まで増加し、その後は概ね減少している。

この変化の要因は、それぞれ40代以降の減少は配偶者が働き始めるため、60代以降の増加は働いていた配偶者が退職するため、70代前半の減少は75歳以上の配偶者が後期高齢者医療制度に適用され被扶養者でなくなるためと考えられる。

また、コーホートでみた扶養率の増減の差をみると、協会（一般）は40代以降で、60代前半を除き増加している。組合健保は50代後半を除き、全ての年齢階級で減少している。

表23 男性被保険者における配偶者の扶養率（各年10月1日現在）

（1）協会（一般）

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成26年	令和元年	令和6年	平成26年→令和元年①	令和元年→令和6年②	差②-①
総数	0.388	0.330	0.272	-	-	-
15～19歳	0.015	0.011	0.006	-	-	-
20～24	0.059	0.043	0.022	0.028	0.011	-0.017
25～29	0.165	0.110	0.072	0.051	0.029	-0.022
30～34	0.306	0.229	0.157	0.064	0.047	-0.017
35～39	0.383	0.316	0.236	0.011	0.007	-0.004
40～44	0.410	0.342	0.280	-0.041	-0.036	0.005
45～49	0.407	0.341	0.283	-0.068	-0.059	0.009
50～54	0.414	0.342	0.290	-0.065	-0.052	0.013
55～59	0.457	0.378	0.315	-0.037	-0.027	0.010
60～64	0.564	0.471	0.386	0.015	0.008	-0.006
65～69	0.625	0.560	0.479	-0.005	0.008	0.013
70～74	0.576	0.552	0.502	-0.072	-0.058	0.014

（注）総数については75歳以上を除いて算出している。

（2）組合健保

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成26年	令和元年	令和6年	平成26年→令和元年①	令和元年→令和6年②	差②-①
総数	0.448	0.388	0.317	-	-	-
15～19歳	0.003	0.006	0.002	-	-	-
20～24	0.040	0.021	0.010	0.018	0.004	-0.014
25～29	0.141	0.092	0.051	0.053	0.030	-0.023
30～34	0.318	0.249	0.160	0.108	0.068	-0.040
35～39	0.446	0.369	0.274	0.051	0.025	-0.025
40～44	0.512	0.434	0.346	-0.012	-0.023	-0.011
45～49	0.534	0.459	0.369	-0.053	-0.065	-0.012
50～54	0.564	0.486	0.393	-0.049	-0.066	-0.017
55～59	0.597	0.529	0.457	-0.035	-0.028	0.007
60～64	0.668	0.602	0.512	0.005	-0.017	-0.022
65～69	0.706	0.685	0.614	0.017	0.012	-0.005
70～74	0.615	0.733	0.629	0.027	-0.056	-0.082

（注）総数については75歳以上を除いて算出している。

(参考) 事業所の業態別・規模別事業所数、被保険者数の構成割合

厚生年金保険業態別規模別適用状況調を用いて、協会（一般）の任意継続被保険者以外の被保険者について、事業所の業態分類別、規模別に事業所数及び被保険者数の構成割合を示したものが表24である。

事業所数については、事業所規模5人未満の事業所が全体の約7割、50人未満の事業所が全体の約97%を占めている。これを業態別にみると、いずれの業態も事業所規模5人未満の事業所の割合が最も高くなっている。特に不動産業・物品賃貸業については、事業所規模5人未満の事業所が9割、50人未満で約99%を占めている。

また、被保険者数については、事業所規模10～49人が最も高くなっている。これを業態別にみると、多くの業態で10～49人が最も高い割合を占めているが、不動産業・物品賃貸業は事業所規模5人未満、医療・福祉については、100～299人、複合サービス業及びサービス業については、1,000人以上の割合の方が高くなっている。

表24 事業所の業態分類別・規模別構成割合（協会（一般）、令和6年9月1日現在）

(1) 事業所数

	計	1～4人	5～9	10～49	50～99	100～299	300～499	500～999	1000人以上
総 数	100.0%	70.7%	13.7%	12.8%	1.5%	0.9%	0.2%	0.1%	0.0%
農林水産業	100.0%	68.1%	18.6%	12.3%	0.7%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
鉱業・採石業・砂利採取業	100.0%	49.5%	20.0%	27.2%	2.5%	0.7%	0.1%	0.0%	0.0%
建設業	100.0%	68.3%	17.8%	12.9%	0.7%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
製造業	100.0%	55.5%	16.4%	22.1%	3.5%	2.1%	0.3%	0.1%	0.1%
食料品	100.0%	53.2%	15.9%	22.2%	4.5%	3.2%	0.6%	0.3%	0.1%
織維工業・織維製品	100.0%	63.5%	13.6%	19.0%	2.5%	1.2%	0.1%	0.1%	0.0%
木材・木製品	100.0%	64.8%	16.1%	16.5%	1.5%	0.9%	0.1%	0.0%	0.0%
化学工業	100.0%	50.0%	16.4%	26.1%	4.2%	2.6%	0.4%	0.2%	0.0%
金属工業	100.0%	53.3%	18.5%	23.3%	3.1%	1.5%	0.2%	0.1%	0.0%
機械器具	100.0%	50.7%	17.2%	24.6%	4.2%	2.6%	0.4%	0.2%	0.1%
その他	100.0%	61.9%	15.0%	18.8%	2.6%	1.4%	0.2%	0.1%	0.0%
電気・ガス・熱供給・水道	100.0%	73.4%	12.9%	11.4%	1.4%	0.8%	0.1%	0.1%	0.1%
情報通信業	100.0%	77.5%	10.0%	10.5%	1.2%	0.6%	0.1%	0.0%	0.0%
運輸業・郵便業	100.0%	43.1%	17.4%	31.1%	4.8%	2.8%	0.4%	0.2%	0.1%
卸売業・小売業	100.0%	73.9%	13.2%	10.8%	1.2%	0.7%	0.1%	0.1%	0.0%
金融業・保険業	100.0%	80.0%	11.5%	7.0%	0.7%	0.6%	0.1%	0.1%	0.0%
不動産業・物品賃貸業	100.0%	92.4%	4.3%	2.8%	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
学術研究・専門・技術サービス	100.0%	82.5%	9.8%	6.8%	0.6%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
宿泊業・飲食サービス業	100.0%	77.4%	11.8%	9.0%	1.0%	0.6%	0.1%	0.1%	0.0%
生活関連サービス業・娯楽	100.0%	75.7%	12.1%	10.3%	1.1%	0.6%	0.1%	0.1%	0.0%
教育・学習支援業	100.0%	69.5%	10.9%	16.8%	1.8%	0.8%	0.1%	0.1%	0.1%
医療・福祉	100.0%	49.4%	20.0%	22.8%	4.0%	3.0%	0.5%	0.3%	0.1%
複合サービス業	100.0%	75.5%	11.1%	9.5%	1.4%	1.4%	0.6%	0.4%	0.2%
サービス業	100.0%	67.2%	14.9%	13.8%	1.9%	1.4%	0.3%	0.2%	0.1%
公務	100.0%	73.7%	12.7%	11.0%	1.7%	0.7%	0.0%	0.1%	0.1%

(2) 被保険者数

	計	1~4人	5~9	10~49	50~99	100~299	300~499	500~999	1000人以上
総 数	100.0%	11.0%	9.6%	27.4%	11.4%	16.3%	6.2%	6.3%	11.8%
農 林 水 産 業	100.0%	20.9%	20.7%	37.7%	8.0%	6.3%	1.9%	1.2%	3.3%
鉱業・採石業・砂利採取業	100.0%	7.4%	12.5%	49.3%	15.5%	10.8%	2.8%	1.7%	0.0%
建 設 業	100.0%	19.3%	21.0%	41.8%	8.0%	5.8%	1.5%	1.2%	1.4%
製 造 業	100.0%	5.8%	7.0%	29.9%	15.4%	21.6%	7.0%	6.1%	7.2%
食 料 品	100.0%	3.8%	4.6%	21.3%	13.7%	23.4%	10.1%	9.5%	13.6%
織 綿 工 業・織 綿 製 品	100.0%	9.1%	9.1%	38.8%	16.9%	18.1%	3.6%	4.4%	0.0%
木 材・木 製 品	100.0%	12.2%	12.3%	38.1%	12.4%	17.3%	3.7%	1.7%	2.4%
化 学 工 業	100.0%	4.5%	6.0%	30.4%	16.1%	23.8%	7.6%	7.2%	4.3%
金 属 工 業	100.0%	7.4%	9.6%	37.8%	16.5%	18.9%	5.1%	4.0%	0.7%
機 械 器 具	100.0%	4.6%	6.2%	28.4%	15.8%	22.5%	7.1%	6.1%	9.3%
そ の 他	100.0%	8.2%	8.5%	33.5%	15.8%	19.7%	5.7%	4.1%	4.6%
電 気・ガス・熱 供 給・水 道	100.0%	12.7%	10.5%	27.4%	12.1%	15.8%	4.5%	5.7%	11.3%
情 報 通 信 業	100.0%	15.6%	10.0%	32.2%	13.0%	15.5%	5.1%	3.6%	4.9%
運 輸 業・郵 便 業	100.0%	3.0%	5.3%	29.8%	14.6%	20.3%	7.0%	7.2%	12.9%
卸 売 業・小 売 業	100.0%	13.5%	10.5%	26.0%	10.1%	13.5%	4.8%	6.4%	15.2%
金 融 業・保 険 業	100.0%	19.8%	12.8%	22.0%	8.2%	18.0%	7.4%	7.8%	4.1%
不 動 産 業・物 品 貸 貸 業	100.0%	38.3%	10.0%	19.6%	7.6%	9.7%	3.3%	4.2%	7.3%
学術研究・専門・技術サービス	100.0%	26.1%	14.8%	29.5%	9.6%	10.1%	3.4%	3.5%	3.1%
宿 泊 業・飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0%	15.3%	10.1%	23.9%	8.9%	12.3%	5.2%	6.1%	18.2%
生活関連サービス業・娯 楽	100.0%	16.0%	11.3%	29.5%	10.9%	13.7%	5.5%	5.3%	7.9%
教 育・学 習 支 援 業	100.0%	9.8%	7.0%	35.5%	11.8%	13.1%	4.7%	7.0%	11.0%
医 療・福 祉	100.0%	3.8%	6.6%	24.0%	13.8%	24.5%	9.8%	9.2%	8.3%
複 合 サ ー ビ ス 業	100.0%	7.3%	4.8%	12.7%	6.2%	16.7%	14.8%	16.5%	21.0%
サ ー ビ ス 業	100.0%	6.5%	6.0%	17.3%	8.3%	14.6%	7.3%	8.2%	31.9%
公 務	100.0%	12.4%	9.9%	26.3%	14.8%	16.4%	0.0%	11.2%	9.0%

資料出所: 厚生年金保険 業態別規模別適用状況調(令和6年9月1日現在) (厚生労働省年金局)

第3章 調査結果の概要（船員保険被保険者実態調査）

本調査では、船員保険の全ての被保険者（58,117人）及び異動者（52,467人）について集計を行った。

1. 加入者の年齢構成

船員保険の加入者の年齢構成について、わが国の総人口の年齢構成と比較したものが表1、図1-1及び図1-2である。

船員保険の加入者の年齢構成を総人口の年齢構成と比較すると、20歳未満では総人口の15.6%に対し24.4%、20～39歳では総人口の21.0%に対し27.7%、40～64歳では総人口の34.1%に対し36.5%と、65歳未満では総人口より船員保険の方が高いが、65～74歳では、総人口の12.5%に対して10.3%と、船員保険の方が低い。

また、年齢構成を年齢階級別にみると、45歳未満及び55～69歳では船員保険が総人口を上回っているが、それ以外の年齢階級では逆に総人口を下回っている。

さらに、船員保険の強制適用の加入者の年齢構成について、適用区分別（船舶種別）に比較してみると、どの適用区分においても概ね同じような構成割合だが、汽船等については55～59歳、漁船（い）については25～29歳、漁船（ろ）については20～24歳で割合が高い。

表1 総人口及び船員保険加入者の年齢構成（令和6年10月1日現在）

（単位：%）

年齢階級	総人口	船員保険	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船（い）	(再掲) 漁船（ろ）
総数	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (72.9)	100.0 (2.3)	100.0 (22.4)
0～4歳	3.2	5.5	5.8	4.3	5.0
5～9	3.8	6.1	6.3	4.7	6.1
10～14	4.2	6.5	6.5	5.1	6.9
15～19	4.4	6.3	6.4	5.3	6.8
20～24	5.1	7.9	7.3	8.5	10.2
25～29	5.3	6.9	6.7	8.7	7.9
30～34	5.2	6.5	6.6	6.9	6.4
35～39	5.5	6.4	6.6	6.8	6.0
40～44	6.2	6.7	6.7	7.6	7.0
45～49	7.1	6.9	7.3	7.9	5.7
50～54	7.9	7.4	7.8	8.0	6.2
55～59	6.9	7.8	8.1	7.5	6.7
60～64	6.1	7.7	7.5	7.8	7.2
65～69	5.9	6.2	5.6	6.8	6.3
70～74	6.6	4.1	3.6	3.2	4.2
75歳以上	16.8	1.2	1.1	0.8	1.4
(再掲)					
0～19	15.6	24.4	25.0	19.4	24.8
うち未就学児	4.3	7.3	7.7	5.7	6.7
20～39	21.0	27.7	27.2	31.0	30.5
40～64	34.1	36.5	37.5	38.8	32.8
65～74	12.5	10.3	9.2	10.1	10.4
平均年齢（歳）	...	38.0	37.7	39.0	37.1

（注1）「総人口」は、総務省統計局「令和6年10月1日現在推計人口」を用いている。

（注2）カッコ内は総数に対する割合である。

図1－1 船員保険加入者の年齢構成（令和6年10月1日現在）

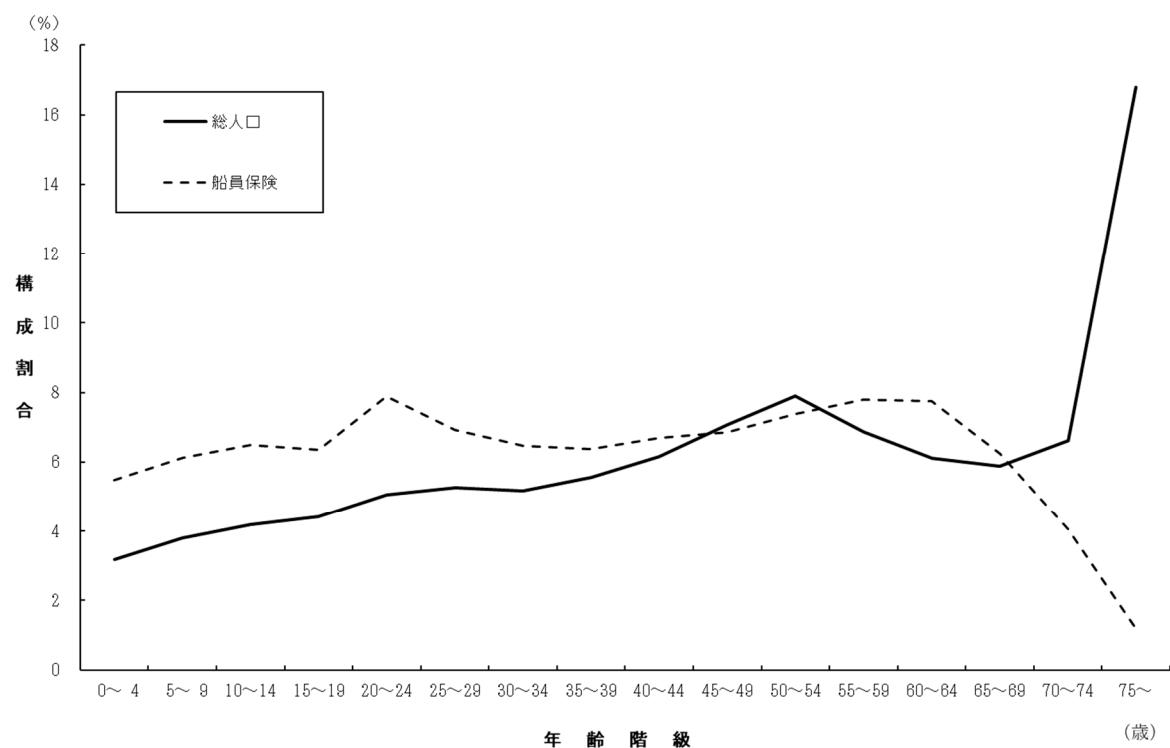
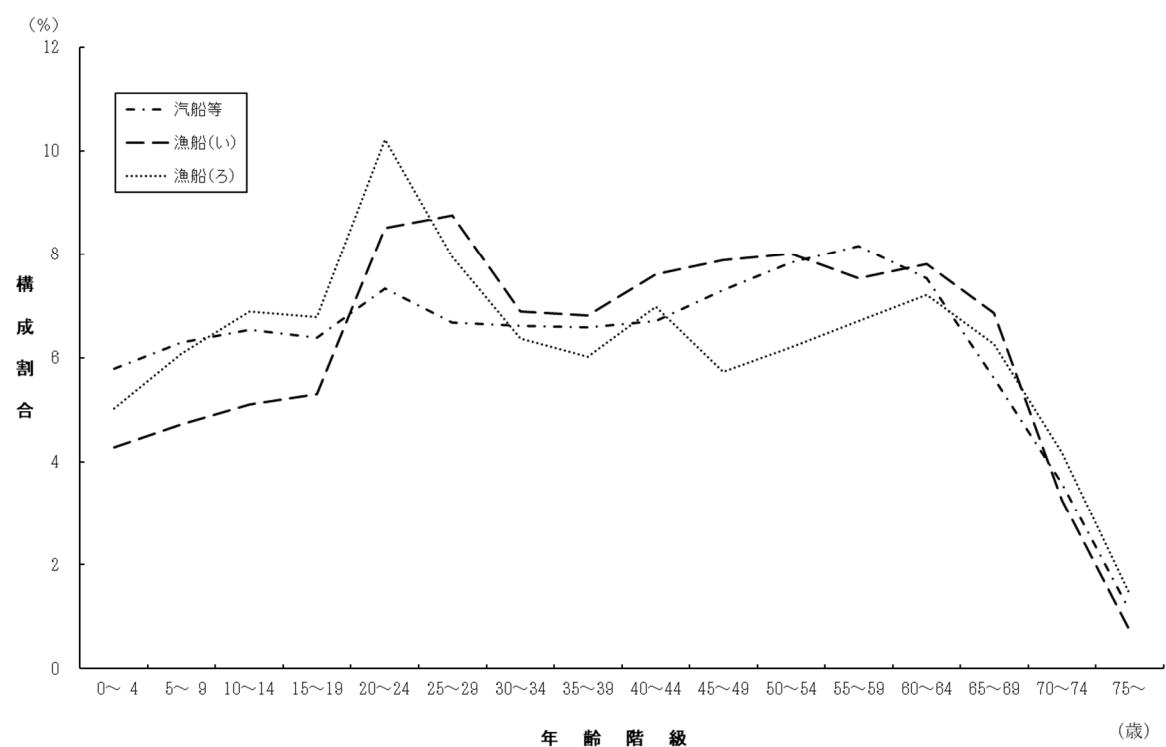


図1－2 船員保険強制適用加入者の年齢構成（令和6年10月1日現在）



2. 被保険者の年齢構成

被保険者の年齢階級別構成割合及び平均年齢について、令和2年～令和6年までの調査結果を示したものが表2である。

まず、20歳未満の構成割合は令和3年以降横ばいであり、令和6年は1.2%である。20～39歳の構成割合は増加傾向が続いている、令和6年は37.6%である。40～64歳の構成割合は減少傾向にあり、令和6年は46.4%である。65～74歳の年齢構成は令和4年から減少傾向にあり、令和6年は12.6%である。

次に、令和6年の年齢構成を男女別にみると、男性は25～29歳の割合が最も高く10.3%、続いて55～59歳の9.9%、60～64歳の9.6%である。女性は20～24歳の割合が最も高く27.6%、続いて25～29歳の20.3%であり、20代で5割弱を占めている。

また、船舶種別にみると、汽船等は55～59歳の割合が最も高く10.4%、漁船（い）は25～29歳の割合が最も高く11.6%、漁船（ろ）は20～24歳の割合が最も高く14.2%である。

最後に、被保険者の平均年齢は低下傾向にあり、令和6年には46.2歳である。男女別の平均年齢は、男性が46.5歳、女性が34.9歳であり、船舶種別の平均年齢は、汽船等が46.4歳、漁船（い）が44.9歳、漁船（ろ）が44.3歳である。

表2 被保険者の年齢構成（各年10月1日現在）

年齢階級	令和2年	3年	4年	5年	令和6年					
					総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船（い）	(再掲) 漁船（ろ）
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (97.8)	100.0 (2.2)	100.0 (71.2)	100.0 (2.7)	100.0 (23.5)
15～19歳	1.5	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	4.0	0.8	1.1	2.5
20～24	9.8	9.9	10.1	9.8	9.9	9.5	27.6	8.7	10.2	14.2
25～29	8.7	8.8	9.4	10.1	10.5	10.3	20.3	10.3	11.6	11.9
30～34	8.0	8.3	8.5	8.7	9.0	9.0	10.4	9.4	8.8	8.4
35～39	8.4	8.4	8.4	8.3	8.3	8.3	7.0	8.7	9.2	7.4
40～44	8.7	8.7	8.5	8.7	8.7	8.8	7.7	8.8	9.9	9.1
45～49	9.3	9.4	9.3	9.2	9.1	9.1	5.9	9.8	9.9	7.3
50～54	9.5	9.7	9.5	9.5	9.3	9.4	6.2	10.1	10.0	7.5
55～59	10.6	10.0	10.0	9.8	9.8	9.9	4.5	10.4	9.2	8.2
60～64	10.8	10.4	10.1	9.8	9.5	9.6	2.2	9.4	8.8	8.7
65～69	8.7	8.5	8.1	7.8	7.6	7.7	1.6	6.9	7.0	7.4
70～74	4.9	5.4	5.2	5.2	5.0	5.1	1.4	4.5	3.2	4.8
75歳以上	1.1	1.2	1.6	1.8	2.2	2.2	1.3	2.1	1.2	2.6
(再掲)										
20～39歳	34.8	35.4	36.4	36.9	37.6	37.0	65.2	37.2	39.7	41.9
40～64	48.9	48.3	47.5	47.0	46.4	46.9	26.5	48.6	47.8	40.9
65～74	13.6	13.9	13.3	13.0	12.6	12.8	3.1	11.3	10.2	12.1
平均年齢（歳）	46.9	46.8	46.6	46.5	46.2	46.5	34.9	46.4	44.9	44.3

(注1) 令和5年以前の数値は、男女総数のものである。

(注2) カッコ内は総数に対する割合である。

3. 被扶養者の年齢構成

まず、被扶養者の年齢構成について、令和2年～令和6年までの調査結果を示したもののが表3である。

被扶養者の20歳未満の割合は増加傾向にあり、令和6年は50.8%である。20～39歳の割合は減少傾向にあり、令和6年は16.3%である。40～64歳の割合も減少傾向にあり、令和6年には25.2%である。65～74歳の割合は令和4年から減少傾向にあり、令和6年には7.7%である。

また、適用区分別（船舶種別）にみると、どの適用区分においても概ね適用区分総数とほぼ同じ傾向にある。

表3 被扶養者の年齢構成（各年10月1日現在）

年齢階級	令和2年	3年	4年	5年	令和6年			
					総数	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (74.8)	100.0 (1.8)	100.0 (21.2)
0～4歳	11.3	11.3	11.5	11.6	11.7	12.0	11.6	11.3
5～9	12.1	12.4	12.6	12.9	13.1	13.1	12.7	13.7
10～14	11.7	12.3	12.9	13.3	13.8	13.6	13.8	15.5
15～19	11.4	11.3	11.5	11.7	12.2	12.4	12.4	12.1
20～24	6.0	5.9	5.8	5.7	5.6	5.8	5.7	5.1
25～29	3.1	3.0	2.9	2.9	2.8	2.7	4.0	2.9
30～34	3.9	3.9	3.7	3.7	3.6	3.6	3.6	3.8
35～39	4.5	4.5	4.5	4.4	4.3	4.3	2.8	4.3
40～44	4.5	4.4	4.4	4.4	4.4	4.5	3.7	4.3
45～49	4.9	4.8	4.7	4.5	4.4	4.6	4.5	3.7
50～54	5.3	5.4	5.4	5.3	5.2	5.4	4.6	4.5
55～59	6.1	5.7	5.7	5.7	5.5	5.7	4.6	4.8
60～64	6.3	6.2	6.0	5.8	5.8	5.4	6.1	5.4
65～69	5.3	5.2	4.8	4.7	4.7	4.2	6.6	4.8
70～74	3.6	3.8	3.5	3.3	3.0	2.6	3.3	3.4
75歳以上	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0
(再掲)								
0～19歳	46.5	47.3	48.4	49.5	50.8	51.1	50.5	52.8
うち未就学児	14.9	15.1	15.2	15.3	15.5	15.9	15.5	15.2
20～39	17.4	17.2	17.1	16.7	16.3	16.4	16.0	16.2
40～64	27.1	26.5	26.2	25.7	25.2	25.6	23.5	22.7
65～74	8.9	9.0	8.3	8.0	7.7	6.9	9.9	8.3

(注) カッコ内は総数に対する割合である。

次に、令和6年における被扶養者の続柄別の年齢構成を示したものが表4である。

被扶養者全体に占める子の割合は57.9%である。また、子の大半は20歳未満で、20歳以上の子の割合は7.5%である。配偶者の割合は38.5%であり、60～64歳の割合が最も高い。直系尊属は2.4%であり、60歳以上が大半を占めており、年齢の上昇とともに割合も増加している。その他の被扶養者（兄弟姉妹等）は1.2%であり、年齢階級で大きな違いはみられない。

表4 被扶養者の続柄別年齢構成（令和6年10月1日現在）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他	(単位：%)
総 数	100.0	57.9	38.5	2.4	1.2	
0～4歳	11.7	11.6	•	—	0.1	
5～9	13.1	13.0	•	—	0.1	
10～14	13.8	13.7	•	—	0.1	
15～19	12.2	12.0	0.0	—	0.1	
20～24	5.6	5.1	0.4	—	0.1	
25～29	2.8	1.1	1.7	—	0.0	
30～34	3.6	0.6	3.0	—	0.0	
35～39	4.3	0.4	3.8	0.0	0.0	
40～44	4.4	0.2	4.1	0.0	0.0	
45～49	4.4	0.1	4.2	0.0	0.1	
50～54	5.2	0.0	4.9	0.1	0.1	
55～59	5.5	0.0	5.3	0.2	0.1	
60～64	5.8	—	5.3	0.4	0.1	
65～69	4.7	—	4.0	0.7	0.1	
70～74	3.0	0.0	1.8	1.1	0.1	
75歳以上	0.0	—	0.0	0.0	0.0	
(再掲) 未就学児	15.5	15.4	•	—	0.1	

4. 年齢階級別扶養率

まず、被保険者の年齢階級別にみた被保険者1人当たり被扶養者数（扶養率）の令和2年～令和6年の調査結果を示したものが表5であり、令和6年の総数及び船舶種別の状況をグラフにしたものが図2である。

年齢階級総数における扶養率は減少傾向にあり、令和6年は0.881となっている。また、近年の扶養率の動きを年齢階級別に見ると、ピークとなる年齢階級は直近5年は全て40～44歳である。

令和6年の年齢階級別扶養率を男女別にみると、男性の扶養率は、年齢の上昇とともに概ね増加し、40～44歳の1.722がピークである。それ以降は減少傾向に転じ、平均扶養率は0.899となっている。女性の扶養率のピークも40～44歳の0.255であり、平均扶養率は0.068である。

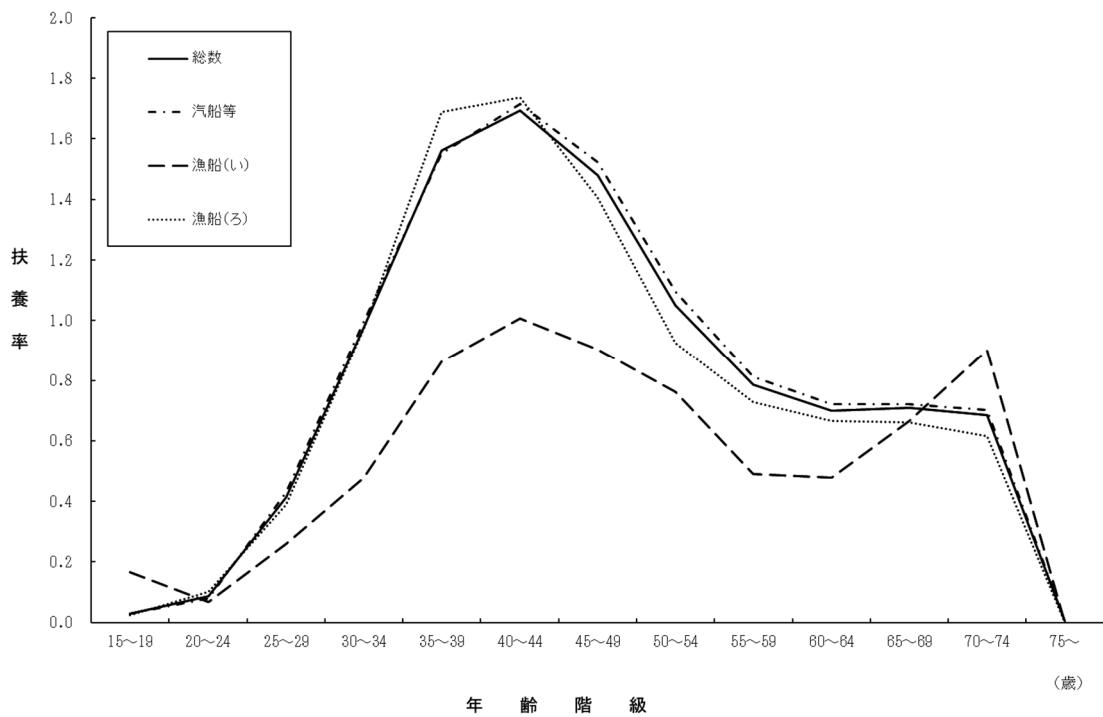
また、船舶種別にみると、平均扶養率は汽船等が0.925、漁船（い）が0.588、漁船（ろ）が0.794となっている。年齢階級別扶養率は年齢の上昇とともに概ね増加し、すべて船舶種別で40～44歳をピークに、その後は低下傾向に転じている。

表5 被保険者の年齢階級別扶養率（各年10月1日現在）

年齢階級	令和2年	3年	4年	5年	令和6年					
					総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	0.997	0.976	0.945	0.912	0.881	0.899	0.068	0.925	0.588	0.794
15～19歳	0.031	0.038	0.025	0.031	0.030	0.032	0.000	0.029	0.167	0.023
20～24	0.143	0.125	0.098	0.092	0.087	0.091	0.023	0.080	0.068	0.101
25～29	0.552	0.536	0.494	0.440	0.415	0.431	0.042	0.430	0.261	0.389
30～34	1.224	1.157	1.118	1.073	0.979	1.003	0.053	0.998	0.479	0.974
35～39	1.716	1.693	1.669	1.618	1.560	1.587	0.157	1.553	0.863	1.689
40～44	1.813	1.783	1.762	1.713	1.694	1.722	0.255	1.716	1.006	1.736
45～49	1.502	1.508	1.510	1.481	1.480	1.499	0.160	1.523	0.904	1.406
50～54	1.139	1.105	1.091	1.072	1.050	1.064	0.101	1.095	0.761	0.924
55～59	0.888	0.857	0.836	0.821	0.785	0.793	0.018	0.812	0.490	0.728
60～64	0.803	0.768	0.739	0.713	0.700	0.703	0.036	0.720	0.479	0.667
65～69	0.797	0.788	0.763	0.727	0.708	0.711	0.000	0.721	0.667	0.661
70～74	0.783	0.755	0.728	0.705	0.684	0.688	0.000	0.702	0.902	0.616
75歳以上	0.005	0.017	0.011	0.007	0.006	0.006	0.000	0.007	0.000	0.000

(注) 令和5年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

図2 被保険者の年齢階級別扶養率（令和6年10月1日現在）



次に、令和6年における被保険者の年齢階級別扶養率を続柄別に示したものが表6である。年齢階級総数における続柄別の扶養率をみると、子は0.510、配偶者は0.339、直系尊属は0.022、その他は0.011となっている。

被保険者の年齢階級別にみると、子及び直系尊属の扶養率は山型をなしており、ピークはともに40~44歳で、それぞれ1.223、0.061である。配偶者の扶養率は35~54歳で横ばいとなっているものの、概ね年齢の上昇とともに増加する傾向にあり、ピークは65~69歳の0.586である。

表6 被保険者の年齢階級別、続柄別扶養率（令和6年10月1日現在）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総 数	0.881	0.510	0.339	0.022	0.011
15~19歳	0.030	0.011	0.013	0.004	0.001
20~24	0.087	0.043	0.031	0.009	0.004
25~29	0.415	0.270	0.123	0.017	0.006
30~34	0.979	0.685	0.253	0.033	0.008
35~39	1.560	1.124	0.379	0.050	0.007
40~44	1.694	1.223	0.398	0.061	0.013
45~49	1.480	1.028	0.388	0.052	0.012
50~54	1.050	0.634	0.384	0.017	0.015
55~59	0.785	0.346	0.424	0.001	0.014
60~64	0.700	0.180	0.502	0.000	0.017
65~69	0.708	0.106	0.586	-	0.016
70~74	0.684	0.091	0.584	-	0.009
75歳以上	0.006	-	0.006	-	-

5. 標準報酬月額別扶養率

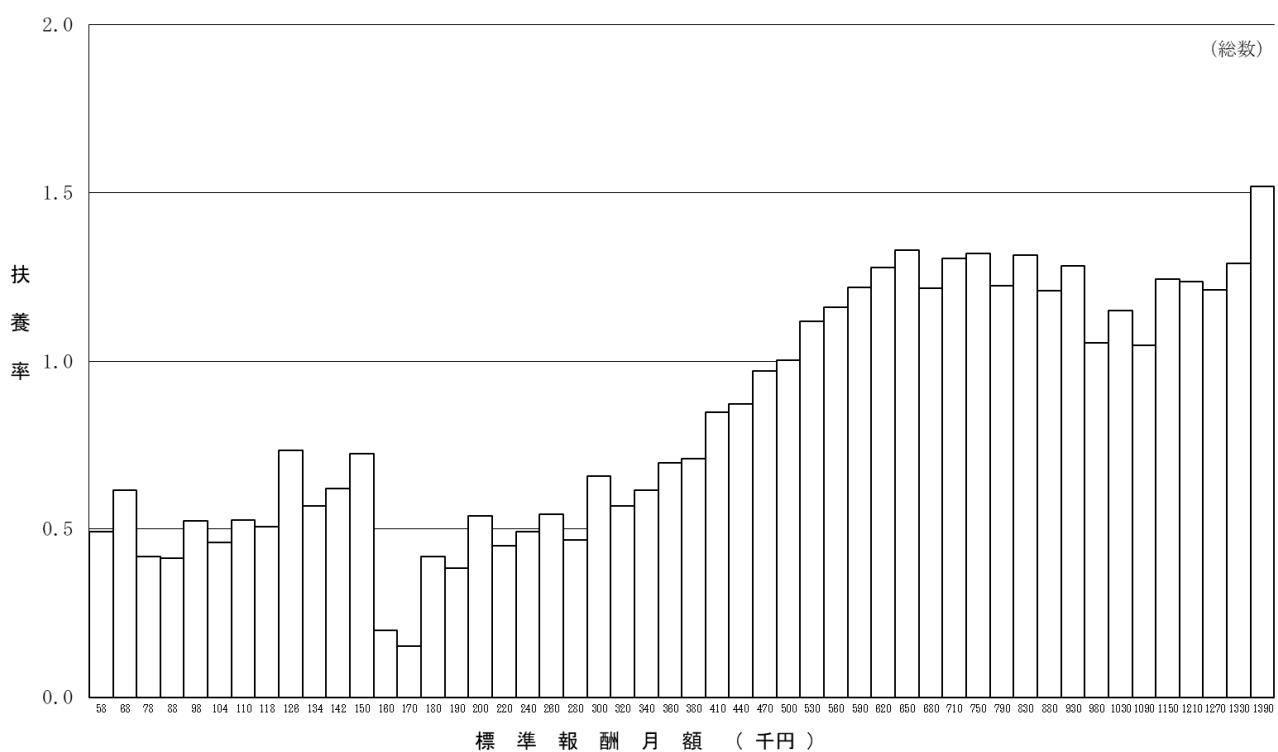
標準報酬月額別にみた扶養率を示したものが表7及び図3である。

男性についてみると、標準報酬月額32万円程度から65万円程度の間で、標準報酬月額の上昇に伴い扶養率も上昇する傾向にある。また扶養率のピークは、標準報酬月額139万円の1.535である。

表7 標準報酬月額別扶養率（令和6年10月1日現在）

標準報酬月額	総 数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総 数	0.881	0.899	0.068	0.925	0.588	0.794
58,000 円	0.491	0.495	0.000	0.441	0.625	0.404
68,000	0.615	0.615	-	0.500	0.750	0.750
78,000	0.418	0.446	0.000	0.214	0.000	0.571
88,000	0.413	0.442	0.000	0.538	1.000	0.271
98,000	0.524	0.536	0.200	0.623	-	0.404
104,000	0.458	0.485	0.000	0.150	-	0.580
110,000	0.526	0.537	0.000	0.263	1.000	0.609
118,000	0.506	0.481	1.000	0.500	1.000	0.439
126,000	0.732	0.759	0.000	0.407	0.000	0.938
134,000	0.568	0.611	0.167	0.421	0.000	0.667
142,000	0.618	0.633	0.000	0.371	0.429	0.747
150,000	0.723	0.759	0.100	0.543	0.611	0.834
160,000	0.199	0.201	0.000	0.407	0.400	0.159
170,000	0.152	0.152	0.000	0.370	0.500	0.125
180,000	0.417	0.421	0.286	0.472	0.714	0.357
190,000	0.383	0.404	0.091	0.291	0.333	0.435
200,000	0.538	0.553	0.078	0.469	0.185	0.565
220,000	0.449	0.481	0.063	0.347	0.382	0.496
240,000	0.491	0.519	0.013	0.479	0.136	0.497
260,000	0.543	0.562	0.064	0.517	0.241	0.615
280,000	0.468	0.497	0.030	0.414	0.427	0.637
300,000	0.656	0.685	0.116	0.604	0.331	0.885
320,000	0.568	0.598	0.046	0.546	0.368	0.710
340,000	0.615	0.633	0.059	0.607	0.646	0.633
360,000	0.695	0.712	0.045	0.657	0.608	0.896
380,000	0.708	0.727	0.047	0.703	0.443	0.874
410,000	0.846	0.861	0.014	0.861	0.542	0.808
440,000	0.871	0.881	0.138	0.887	0.444	0.987
470,000	0.970	0.979	0.000	0.992	0.659	0.861
500,000	1.004	1.012	0.033	1.015	0.803	0.951
530,000	1.119	1.124	0.222	1.157	0.870	0.936
560,000	1.160	1.166	0.000	1.210	0.794	0.905
590,000	1.220	1.226	0.167	1.262	0.475	1.088
620,000	1.278	1.286	0.000	1.354	1.133	0.935
650,000	1.329	1.336	0.222	1.359	1.111	1.229
680,000	1.216	1.221	0.000	1.261	1.227	1.022
710,000	1.304	1.307	0.000	1.368	1.071	1.110
750,000	1.320	1.325	0.000	1.393	1.389	1.114
790,000	1.223	1.228	0.000	1.255	1.833	1.101
830,000	1.316	1.322	0.000	1.408	0.750	1.189
880,000	1.210	1.217	0.000	1.190	2.600	1.203
930,000	1.284	1.295	0.000	1.425	1.000	1.158
980,000	1.053	1.061	0.000	1.145	0.429	0.973
1,030,000	1.150	1.178	0.143	0.771	2.000	1.387
1,090,000	1.047	1.056	0.000	1.071	0.000	1.028
1,150,000	1.245	1.258	0.000	1.145	-	1.304
1,210,000	1.235	1.242	0.000	1.081	-	1.336
1,270,000	1.212	1.231	0.000	1.020	1.000	1.342
1,330,000	1.291	1.302	0.000	1.436	-	1.218
1,390,000	1.520	1.535	0.000	1.777	1.143	1.269

図3 標準報酬月額別扶養率（令和6年10月1日現在）



6. 総報酬額階級別扶養率

被保険者の標準報酬月額の12ヶ月分に標準賞与額（令和5年10月1日から令和6年9月30日までの1年間に支払われたもの）を加えたものを総報酬額とし、その総報酬額階級別に扶養率を示したものが表8である。

男性についてみると、総報酬額200万円程度から1,000万円程度の間で、総報酬額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。扶養率のピークは、1,800万円以上1,850万円未満の2,267である。

表8 総報酬額階級別扶養率（令和6年10月1日現在）

総報酬額階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	0.881	0.899	0.068	0.925	0.588	0.794
～ 999,000 円	0.492	0.503	0.000	0.412	0.667	0.515
1,000,000 ～ 1,499,000	0.482	0.492	0.231	0.494	1.000	0.462
1,500,000 ～ 1,999,000	0.491	0.505	0.105	0.440	0.500	0.491
2,000,000 ～ 2,499,000	0.412	0.419	0.125	0.447	0.579	0.380
2,500,000 ～ 2,999,000	0.480	0.503	0.056	0.457	0.321	0.462
3,000,000 ～ 3,499,000	0.521	0.545	0.037	0.467	0.303	0.625
3,500,000 ～ 3,999,000	0.581	0.604	0.111	0.551	0.215	0.719
4,000,000 ～ 4,499,000	0.597	0.623	0.056	0.571	0.285	0.765
4,500,000 ～ 4,999,000	0.683	0.709	0.040	0.677	0.415	0.781
5,000,000 ～ 5,499,000	0.697	0.712	0.050	0.674	0.500	0.799
5,500,000 ～ 5,999,000	0.809	0.823	0.062	0.823	0.533	0.779
6,000,000 ～ 6,499,000	0.869	0.880	0.017	0.874	0.500	0.900
6,500,000 ～ 6,999,000	0.995	1.004	0.114	1.009	0.645	0.949
7,000,000 ～ 7,499,000	1.040	1.048	0.061	1.048	0.857	1.025
7,500,000 ～ 7,999,000	1.216	1.223	0.100	1.221	1.143	1.190
8,000,000 ～ 8,499,000	1.266	1.273	0.133	1.274	0.957	1.260
8,500,000 ～ 8,999,000	1.278	1.283	0.111	1.309	1.139	1.131
9,000,000 ～ 9,499,000	1.300	1.306	0.000	1.348	1.316	1.157
9,500,000 ～ 9,999,000	1.307	1.312	0.000	1.325	1.333	1.233
10,000,000 ～ 10,499,000	1.400	1.404	0.333	1.409	1.250	1.207
10,500,000 ～ 10,999,000	1.299	1.303	0.000	1.338	1.842	1.156
11,000,000 ～ 11,499,000	1.361	1.366	0.000	1.439	1.556	1.176
11,500,000 ～ 11,999,000	1.233	1.241	0.000	1.354	0.889	0.989
12,000,000 ～ 12,499,000	1.244	1.263	0.125	1.138	1.769	1.401
12,500,000 ～ 12,999,000	1.423	1.423	-	1.419	2.000	1.400
13,000,000 ～ 13,499,000	1.140	1.147	0.000	1.181	1.000	1.063
13,500,000 ～ 13,999,000	1.341	1.353	0.000	1.330	1.250	1.353
14,000,000 ～ 14,499,000	1.619	1.619	-	1.659	-	0.000
14,500,000 ～ 14,999,000	1.270	1.276	0.000	1.228	2.000	1.301
15,000,000 ～ 15,499,000	1.329	1.347	0.000	1.318	1.000	1.350
15,500,000 ～ 15,999,000	1.316	1.326	0.000	1.482	-	1.200
16,000,000 ～ 16,499,000	1.606	1.606	-	1.625	-	1.000
16,500,000 ～ 16,999,000	1.539	1.554	0.000	1.807	1.143	1.273
17,000,000 ～ 17,499,000	1.667	1.667	-	2.429	-	0.600
17,500,000 ～ 17,999,000	2.071	2.071	-	2.167	-	1.500
18,000,000 ～ 18,499,000	2.267	2.267	-	2.500	-	1.333
18,500,000 ～ 18,999,000	1.154	1.154	-	1.273	-	0.500
19,000,000 ～ 19,499,000	2.000	2.000	-	2.000	-	-
19,500,000 ～ 19,999,000	0.667	0.667	-	0.667	-	-
20,000,000 ～ 20,499,000	0.857	0.857	-	1.000	-	0.500
20,500,000 ～ 20,999,000	0.667	0.667	-	1.000	-	0.500
21,000,000 ～ 21,499,000	-	-	-	-	-	-
21,500,000 ～ 21,999,000	0.750	1.000	0.000	0.500	-	1.000
22,000,000 ～	1.455	1.455	-	1.286	-	1.750

(注)総報酬額は、標準報酬月額の12ヶ月分に標準賞与額（令和5年10月1日から令和6年9月30日までの12ヶ月間に支払われたもの）を加えたものとしている。

7. 年齢階級別平均標準報酬月額

被保険者の年齢階級別にみた平均標準報酬月額を示したものが表9及び図4である。

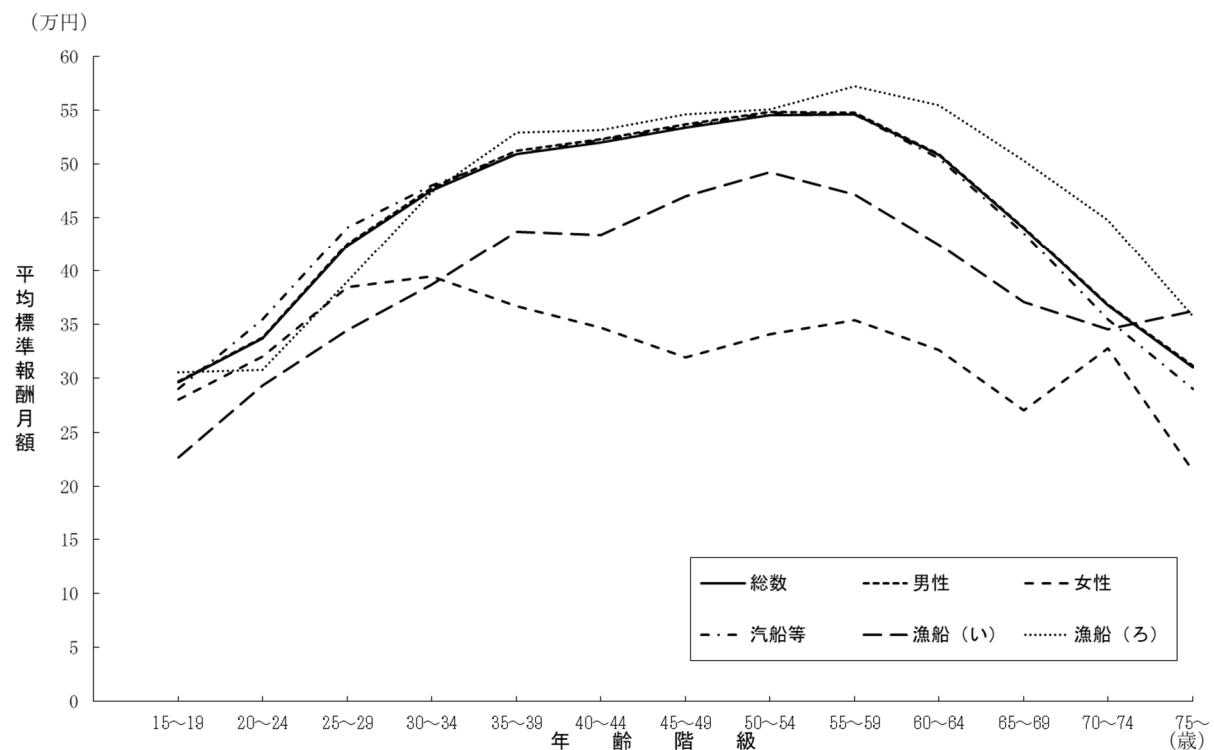
男性の平均標準報酬月額は山型をなしており、ピークは50～54歳の547,993円となっている。また、50～54歳まで年齢階級の上昇とともに増加し、その後は年齢階級の上昇とともに減少する傾向にある。一方、女性の平均標準報酬月額のピークは55～59歳で、354,316円である。

また、船舶種別にみると、概ね男性と同様に山型をなしており、ピークは汽船等が50～54歳で547,768円、漁船(い)が50～54歳で491,889円、漁船(ろ)が55～59歳の571,683円である。

表9 年齢階級別平均標準報酬月額（令和6年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総 数	円 470,935	円 473,742	円 345,686	円 478,407	円 407,017	円 469,355
15～19歳	296,243	297,458	280,588	290,156	226,667	306,052
20～24	337,005	338,111	320,051	354,616	293,049	308,029
25～29	423,900	425,618	385,012	440,393	345,054	390,397
30～34	475,282	477,372	394,636	479,867	387,286	473,457
35～39	509,340	512,029	366,989	509,041	437,260	529,081
40～44	519,620	523,009	347,388	521,880	433,771	531,455
45～49	533,613	536,703	319,493	535,260	469,682	545,613
50～54	544,976	547,993	340,785	547,768	491,899	550,344
55～59	545,742	547,680	354,316	545,771	471,429	571,683
60～64	508,044	508,971	326,571	505,141	424,429	554,277
65～69	440,148	440,965	270,381	435,307	370,991	503,156
70～74	368,072	368,320	328,000	354,857	345,529	447,590
75歳以上	310,291	311,530	214,625	290,380	362,316	358,080

図4 年齢階級別平均標準報酬月額（令和6年10月1日現在）



8. 年齢階級別平均標準賞与額

まず、令和5年10月1日から令和6年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を年齢階級別に示したものが表10及び図5である。

年齢階級別にみると、男性の平均標準賞与額は、標準報酬月額と同様に山型をなしており、ピークは45～49歳の927,009円である。これを20歳未満の平均標準賞与額と比較すると約6.43倍であり、平均標準報酬月額の場合よりも比率が大きい。女性の平均標準賞与額も概ね山型をなしており、ピークは25～29歳の597,370円である。

船舶種別にみても、男性及び女性と同様に概ね山型をなしており、ピークは汽船等が45～49歳の1,094,898円、漁船（い）が40～44歳の930,656円、漁船（ろ）が55～59歳の288,830円である。

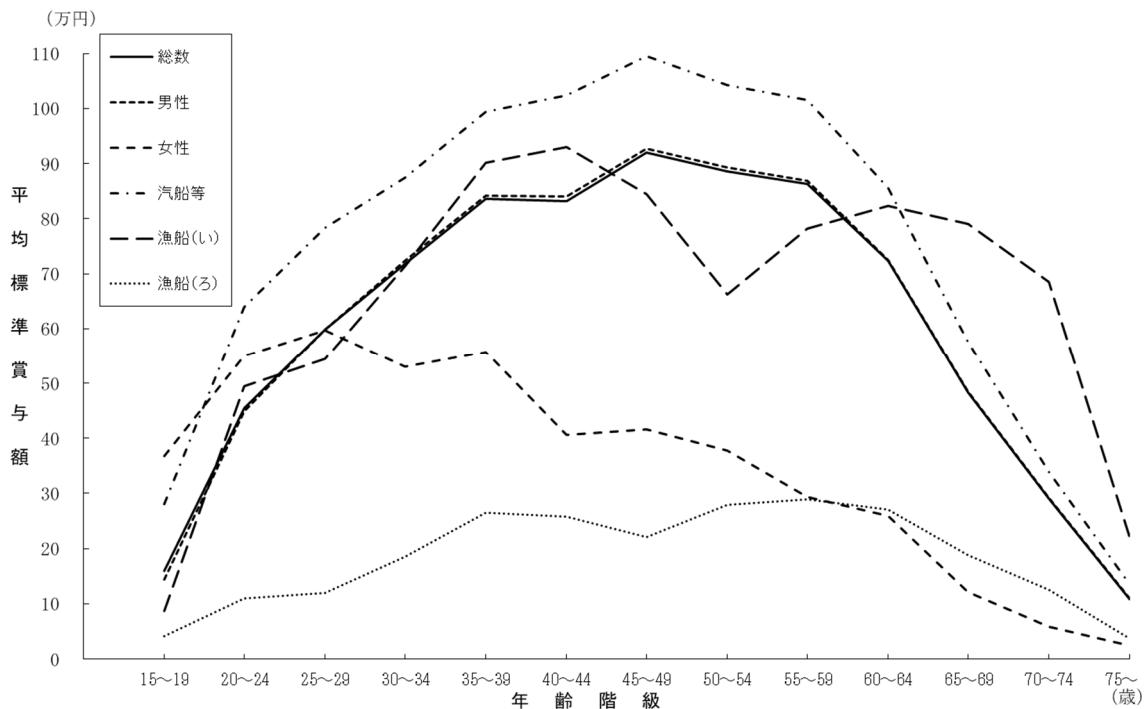
なお、漁船（ろ）については、大多数の被保険者が賞与の支給を受けていないことに注意を要する（表13参照）。

表10 年齢階級別平均標準賞与額（令和6年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船（い）	(再掲) 漁船（ろ）
総 数	円 691,926	円 696,687	円 482,959	円 854,631	円 725,688	円 194,891
15～19 歳	160,209	144,114	367,549	280,709	87,389	42,125
20～24	454,844	448,639	549,911	639,242	494,858	109,912
25～29	598,086	598,117	597,370	782,901	544,011	119,454
30～34	718,294	723,042	530,438	874,761	714,314	185,480
35～39	836,775	842,046	557,386	993,591	901,603	265,471
40～44	831,926	840,390	405,786	1,024,529	930,656	257,292
45～49	919,678	927,009	416,173	1,094,898	844,847	221,077
50～54	885,536	892,934	377,026	1,043,293	661,962	279,682
55～59	863,388	869,271	293,035	1,015,746	782,510	288,830
60～64	723,156	725,645	259,964	856,419	822,664	271,460
65～69	482,605	484,438	120,850	575,107	790,595	188,013
70～74	291,225	292,788	58,824	338,449	684,980	125,961
75歳以上	109,052	110,143	25,000	135,386	220,789	36,774

(注) 平均標準賞与額は、令和6年10月1日現在の被保険者について、令和5年10月1日から令和6年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

図5 年齢階級別平均標準賞与額（令和6年10月1日現在）



次に、平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較を示したものが表11及び図6である。

年齢階級総数における、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率をみると、約1.47ヶ月分である。この比率を年齢階級別にみると、山型をなしており、ピークは45~49歳の約1.72ヶ月分である。

男女別でみると、男性は45~49歳、女性は20~24歳がピークであり、ピーク時の平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、男性が約1.73ヶ月分、女性が約1.72ヶ月分である。

また図6をみると、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、20代後半まで女性の方が高いが、それ以降は男性の方が概ね高い。

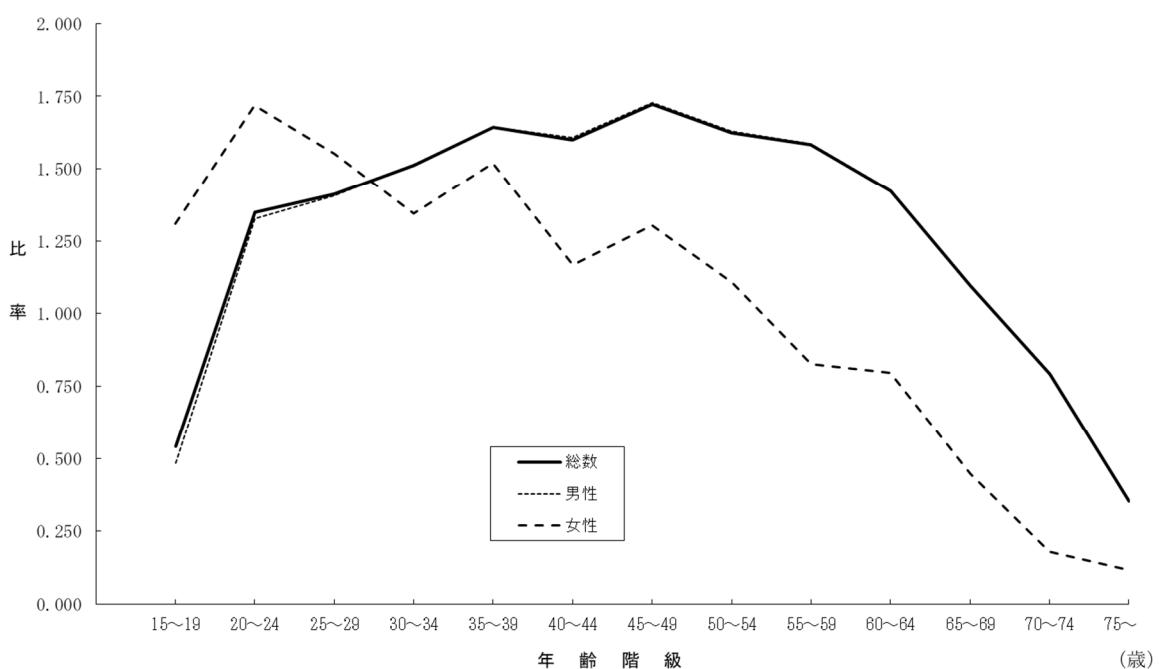
表11 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（令和6年10月1日現在）

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率 (②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総 数	円 470,935	円 473,742	円 345,686	円 691,926	円 696,687	円 482,959	1.469	1.471	1.397
15~19歳	296,243	297,458	280,588	160,209	144,114	367,549	0.541	0.484	1.310
20~24	337,005	338,111	320,051	454,844	448,639	549,911	1.350	1.327	1.718
25~29	423,900	425,618	385,012	598,086	598,117	597,370	1.411	1.405	1.552
30~34	475,282	477,372	394,636	718,294	723,042	530,438	1.511	1.515	1.344
35~39	509,340	512,029	366,989	836,775	842,046	557,386	1.643	1.645	1.519
40~44	519,620	523,009	347,388	831,926	840,390	405,786	1.601	1.607	1.168
45~49	533,613	536,703	319,493	919,678	927,009	416,173	1.723	1.727	1.303
50~54	544,976	547,993	340,785	885,536	892,934	377,026	1.625	1.629	1.106
55~59	545,742	547,680	354,316	863,388	869,271	293,035	1.582	1.587	0.827
60~64	508,044	508,971	326,571	723,156	725,645	259,964	1.423	1.426	0.796
65~69	440,148	440,965	270,381	482,605	484,438	120,850	1.096	1.099	0.447
70~74	368,072	368,320	328,000	291,225	292,788	58,824	0.791	0.795	0.179
75歳以上	310,291	311,530	214,625	109,052	110,143	25,000	0.351	0.354	0.116

(注) 平均標準賞与額は、令和6年10月1日現在の被保険者について、令和5年10月1日から令和6年

9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

図 6 平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（令和6年10月1日現在）



9. 年齢階級別平均総報酬額

被保険者の平均総報酬額を年齢階級別に示したものが表12及び図7である。

年齢階級別にみると、男性の平均総報酬額は、標準報酬月額と同様に山型をなしており、ピークは50～54歳の7,459,835円である。女性の平均総報酬額のピークは30～34歳の5,250,000である。

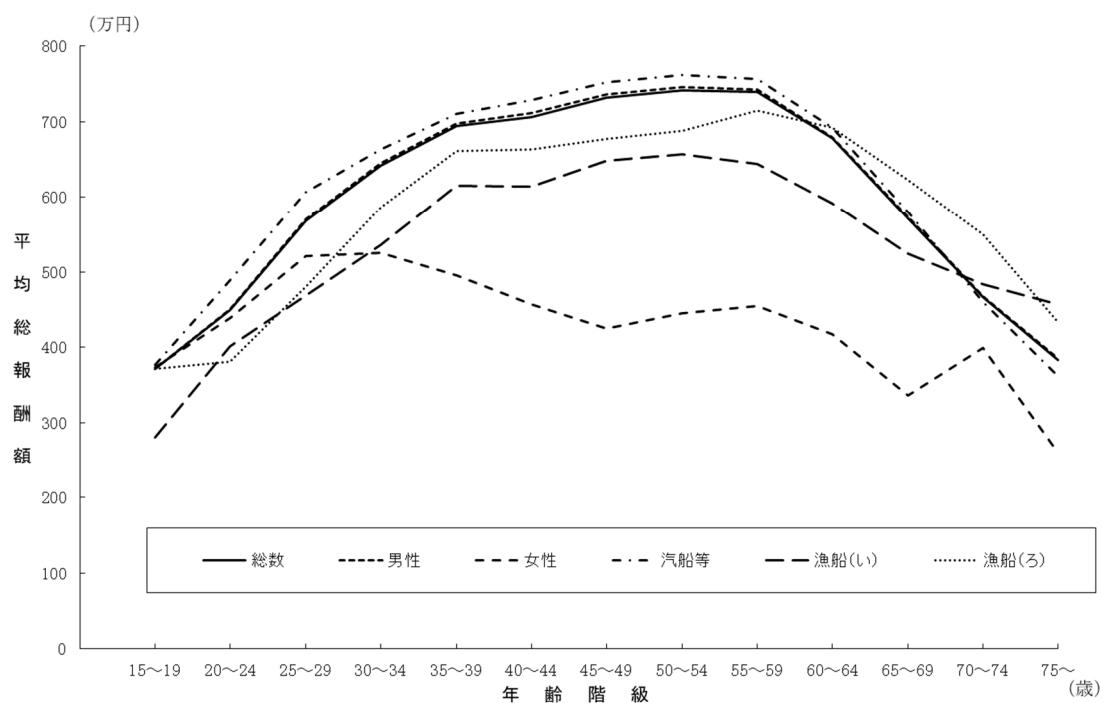
船舶種別でみても山型をなしており、ピークは汽船等が50～54歳で7,616,503円、漁船(い)が50～54歳で6,564,755、漁船(ろ)が55～59歳で7,149,026円である。

表12 年齢階級別平均総報酬額（令和6年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総 数	円 6,325,778	円 6,363,861	円 4,626,642	円 6,595,515	円 5,609,891	円 5,827,151
15～19	3,715,124	3,713,612	3,734,608	3,762,576	2,807,389	3,714,755
20～24	4,497,164	4,504,218	4,388,960	4,894,638	4,011,451	3,806,257
25～29	5,681,075	5,701,761	5,212,896	6,067,611	4,684,663	4,804,216
30～34	6,417,275	6,447,534	5,250,000	6,633,169	5,361,743	5,866,967
35～39	6,940,482	6,977,992	4,954,989	7,102,081	6,148,726	6,614,438
40～44	7,059,824	7,108,733	4,574,439	7,287,088	6,135,904	6,634,752
45～49	7,315,015	7,359,246	4,250,093	7,518,021	6,481,025	6,768,435
50～54	7,416,114	7,459,835	4,456,899	7,616,503	6,564,755	6,883,806
55～59	7,396,497	7,425,369	4,544,825	7,565,003	6,439,653	7,149,026
60～64	6,784,348	6,797,666	4,178,821	6,918,113	5,915,807	6,922,781
65～69	5,718,190	5,729,532	3,359,667	5,798,786	5,242,486	6,225,890
70～74	4,670,700	4,674,911	3,991,556	4,596,733	4,831,333	5,497,043
75歳以上	3,832,369	3,848,329	2,600,500	3,619,941	4,568,579	4,333,734

(注) 総報酬額は、標準報酬月額の12ヶ月間に標準賞与額（令和5年10月1日から令和6年9月30日までの12ヶ月間に支払われたもの）を加えたものとしている。

図7 年齢階級別平均総報酬額（令和6年10月1日現在）



10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合

標準賞与額について、支給額が0円の被保険者の割合を年齢階級別に示したものが表13である。総数でみると、被保険者が賞与を受けていない割合は、0.411である。

男女別、年齢階級別にみると、男性については、35～39歳まで、年齢の上昇に伴つていたん減少した後、しばらくは概ね横ばいだが、60歳以降で上昇している。最も割合が低いのは45～49歳で0.340であり、逆に最も割合が高いのは、75歳以上で0.833である。女性については、最も割合が低いのは、15～19歳で0.196となっており、逆に最も割合が高いのは、70～74歳で0.941である。

船舶種別にみると、汽船等及び漁船（い）は約3割の被保険者が賞与を受けておらず、漁船（ろ）は約9割の被保険者が賞与の支給を受けていない。また、年齢階級別にみると、最も割合が低いのは、汽船等が20～24歳で0.176、漁船（い）が60～64歳で0.243、漁船（ろ）が55～59歳の0.850であり、逆に最も割合が高いのは、汽船等、漁船（い）及び漁船（ろ）のいずれも75歳以上でそれぞれ0.782、0.737、0.971である。

表13 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合（令和6年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船（い）	(再掲) 漁船（ろ）
総 数	0.411	0.412	0.364	0.255	0.349	0.891
15～19歳	0.588	0.618	0.196	0.239	0.611	0.939
20～24	0.440	0.454	0.237	0.176	0.389	0.935
25～29	0.410	0.416	0.280	0.221	0.391	0.908
30～34	0.362	0.363	0.313	0.209	0.329	0.887
35～39	0.343	0.342	0.352	0.192	0.329	0.884
40～44	0.365	0.363	0.439	0.196	0.280	0.867
45～49	0.343	0.340	0.547	0.205	0.408	0.890
50～54	0.353	0.350	0.545	0.230	0.390	0.845
55～59	0.359	0.357	0.526	0.233	0.320	0.850
60～64	0.393	0.392	0.714	0.258	0.243	0.857
65～69	0.520	0.519	0.800	0.395	0.288	0.900
70～74	0.659	0.657	0.941	0.577	0.353	0.917
75歳以上	0.834	0.833	0.938	0.782	0.737	0.971

(注1)標準賞与額(令和5年10月1日から令和6年9月30日の1年間に支払われたもの)0円の被保険者を被保険者総数で除して算出している。

(注2)疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

11. 年齢階級別、被保険者期間別構成等

まず、被保険者期間（資格取得後令和6年10月1日までの期間）が1年未満か、1年以上かについて、年齢階級別に被保険者の総数に対する割合を示したものが表14である。

被保険者期間1年未満の割合は、年齢階級総数で19.7%となっている。学卒者の新規加入の影響により、15～19歳で1年未満の被保険者が多く、概ね40代までは年齢の上昇に伴い減少傾向にある。また、定年後の再就職による加入の影響により、65歳以上の各年齢区分の1年未満の被保険者の割合はやや高い。

また、適用区分別（船舶種別）にみると、被保険者期間1年未満の割合は汽船等が16.4%、漁船（い）が13.8%、漁船（ろ）が31.3%となっている。各年齢区分において、汽船等及び漁船（い）よりも漁船（ろ）の方が1年未満の被保険者割合が概ね高い。

表14 年齢階級別、被保険者期間別被保険者構成（令和6年10月1日現在）

年齢階級	総数			(再掲) 汽船等		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総 数	100.0	19.7	80.3	100.0	16.4	83.6
15～19歳	100.0	79.8	20.2	100.0	79.5	20.5
20～24	100.0	34.1	65.9	100.0	34.8	65.2
25～29	100.0	25.3	74.7	100.0	19.3	80.7
30～34	100.0	20.2	79.8	100.0	15.6	84.4
35～39	100.0	17.2	82.8	100.0	13.5	86.5
40～44	100.0	15.7	84.3	100.0	12.1	87.9
45～49	100.0	14.6	85.4	100.0	12.1	87.9
50～54	100.0	15.1	84.9	100.0	12.8	87.2
55～59	100.0	14.4	85.6	100.0	11.6	88.4
60～64	100.0	14.2	85.8	100.0	12.6	87.4
65～69	100.0	16.0	84.0	100.0	13.6	86.4
70～74	100.0	18.0	82.0	100.0	16.4	83.6
75歳以上	100.0	23.8	76.2	100.0	20.8	79.2
年齢階級			(再掲) 漁船（い）			(再掲) 漁船（ろ）
年齢階級	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
	100.0	13.8	86.2	100.0	31.3	68.7
総 数	100.0	83.3	16.7	100.0	79.9	20.1
15～19歳	100.0	29.0	71.0	100.0	33.5	66.5
20～24	100.0	16.8	83.2	100.0	42.5	57.5
25～29	100.0	15.0	85.0	100.0	36.4	63.6
30～34	100.0	10.3	89.7	100.0	30.4	69.6
35～39	100.0	6.4	93.6	100.0	26.4	73.6
40～44	100.0	8.9	91.1	100.0	25.5	74.5
45～49	100.0	8.8	91.2	100.0	25.1	74.9
50～54	100.0	8.2	91.8	100.0	25.2	74.8
55～59	100.0	11.4	88.6	100.0	21.5	78.5
60～64	100.0	9.9	90.1	100.0	26.7	73.3
65～69	100.0	17.6	82.4	100.0	27.7	72.3
70～74	100.0	26.3	73.7	100.0	31.1	68.9

次に、被保険者期間が1年未満の被保険者と、1年以上の被保険者の年齢階級別平均標準報酬月額について比較したものが表15である。平均標準報酬月額の、被保険者期間1年未満の被保険者に対する被保険者1年以上の被保険者の比率は、総数をみると、40～64歳では概ね増加し、65歳以降は徐々に低下する傾向にある。

また、船舶種別にみると、年齢階級総数の比率は漁船（い）が1.198と最も大きい。年齢階級別の状況は、汽船等については75歳以上の0.950で最小、70～74歳の1.198で最大、漁船（い）については75歳以上の0.618で最小、55～59歳の1.483で最大、漁船（ろ）については75歳以上の0.594で最小、15～19歳の1.310で最大である。

表15 年齢階級別、被保険者期間別平均標準報酬月額（令和6年10月1日現在）

年齢階級	総数			(再掲) 汽船等		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
総 数	円 432,654	円 480,334	1.110	円 420,820	円 489,695	1.164
15～19歳	287,830	329,483	1.145	290,486	288,873	0.994
20～24	337,976	336,503	0.996	344,665	359,931	1.044
25～29	380,144	438,750	1.154	402,450	449,452	1.117
30～34	443,442	483,320	1.090	449,603	485,468	1.080
35～39	507,105	509,803	1.005	480,883	513,444	1.068
40～44	527,643	518,130	0.982	511,578	523,304	1.023
45～49	517,101	536,438	1.037	498,216	540,348	1.085
50～54	530,388	547,574	1.032	508,636	553,510	1.088
55～59	521,109	549,874	1.055	490,888	553,001	1.127
60～64	485,059	511,848	1.055	446,939	513,553	1.149
65～69	424,277	443,161	1.045	378,591	444,202	1.173
70～74	364,792	368,790	1.011	304,541	364,738	1.198
75歳以上	376,087	289,717	0.770	302,273	287,257	0.950
(再掲) 漁船（い）						
年齢階級	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
総 数	円 347,582	円 416,554	1.198	円 461,182	円 473,085	1.026
15～19歳	234,000	190,000	0.812	288,102	377,333	1.310
20～24	291,574	293,652	1.007	328,291	297,819	0.907
25～29	329,677	348,170	1.056	356,081	415,767	1.168
30～34	340,000	395,630	1.164	440,614	492,244	1.117
35～39	382,667	443,511	1.159	566,843	512,549	0.904
40～44	470,000	431,306	0.918	564,006	519,799	0.922
45～49	407,143	475,804	1.169	568,625	537,727	0.946
50～54	500,143	491,103	0.982	583,691	539,141	0.924
55～59	326,667	484,296	1.483	598,254	562,731	0.941
60～64	313,125	438,790	1.401	579,043	547,486	0.946
65～69	429,273	364,580	0.849	507,252	501,662	0.989
70～74	286,667	358,143	1.249	488,389	431,932	0.884
75歳以上	504,000	311,714	0.618	496,972	295,261	0.594

被保険者期間が1年未満の被保険者と、1年以上の被保険者の年齢階級別平均標準賞与額について比較したものが表16である。平均標準賞与額の、被保険者期間1年未満の被保険者に対する被保険者1年以上の被保険者の比率は、総数をみると75歳以上の14.463が最大である。

また、船舶種別にみると、年齢階級総数の比率は漁船（ろ）が最も大きくなっている。

表16 年齢階級別、被保険者期間別平均標準賞与額（令和6年10月1日現在）

年齢階級	総数			(再掲) 汽船等		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
総 数	円 146,887	円 827,517	5.634	円 232,240	円 976,632	4.205
15～19歳	79,211	480,238	6.063	148,953	792,887	5.323
20～24	159,295	608,475	3.820	232,286	856,573	3.688
25～29	123,046	759,993	6.176	216,676	918,092	4.237
30～34	150,553	861,873	5.725	247,059	990,931	4.011
35～39	176,329	972,079	5.513	282,887	1,104,738	3.905
40～44	191,119	949,299	4.967	328,898	1,120,697	3.407
45～49	218,955	1,039,107	4.746	336,876	1,199,007	3.559
50～54	220,491	1,003,326	4.550	319,854	1,149,447	3.594
55～59	160,711	980,403	6.100	241,408	1,117,745	4.630
60～64	155,770	820,215	5.266	230,810	946,838	4.102
65～69	73,177	565,334	7.726	120,288	646,444	5.374
70～74	38,238	351,824	9.201	35,422	397,955	11.235
75歳以上	9,684	140,053	14.463	14,257	167,189	11.727
(再掲) 漁船（い）						
年齢階級	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円 119,077	円 823,028	6.912	円 13,020	円 277,887	21.343
総 数	52,667	261,000	4.956	10,412	168,058	16.140
15～19歳	54,681	674,757	12.340	26,340	152,021	5.771
20～24	102,387	633,490	6.187	12,617	198,440	15.728
25～29	106,095	821,647	7.744	11,621	284,930	24.518
30～34	167,533	985,656	5.883	7,173	378,545	52.772
35～39	101,000	987,095	9.773	8,622	346,335	40.169
40～44	58,786	921,804	15.681	1,547	296,311	191.554
45～49	266,071	700,186	2.632	12,780	369,341	28.900
50～54	182,250	835,867	4.586	16,654	380,527	22.849
55～59	229,438	899,210	3.919	5,776	344,309	59.605
60～64	105,091	866,000	8.240	4,526	254,961	56.333
65～69	261,111	775,810	2.971	31,833	162,087	5.092
70～74	-	299,643	-	2,450	52,299	21.350

(注) 平均標準賞与額は、令和6年10月1日現在の被保険者について、令和5年10月1日から令和6年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

12. 規模別被保険者構成割合、扶養率等

船舶所有者が使用する被保険者数（以下「規模」という。）別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表17である。

被保険者の構成割合について、適用区分総数においては規模50～99人が最も多く18.1%であり、規模100人未満は約8割である。適用区分別にみると、被保険者の構成割合が最も高いのは、汽船等が規模50～99人の20.2%、漁船（い）が規模30～49人の30.5%、漁船（ろ）が規模10～19人の20.5%である。

規模別の扶養率について、適用区分総数においては規模の違いによるはつきりとした傾向はみられないが、漁船（い）は、規模20～29人の0.818が最大である。

平均標準報酬月額については、どの適用区分においても規模が大きくなるにつれて概ね増加傾向にある。同様に、平均標準賞与額も規模が大きくなるにつれて概ね増加傾向にあるが、適用区分総数及び汽船等については、規模300～499人で、漁船（い）では規模100～299人で大幅に下落している。

表17 船舶所有者が使用する被保険者数別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（令和6年10月1日現在）

使用する被保険者数	総数				(再掲) 汽船等			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
総 数	100.0	0.881	470,935	691,926	100.0	0.925	478,407	854,631
1～4人	6.2	0.843	346,605	342,257	5.3	0.886	402,731	475,793
5～9	11.7	0.871	422,597	383,069	10.8	0.893	437,783	541,783
10～19	16.0	0.894	459,056	507,250	15.3	0.967	440,745	705,684
20～29	12.3	0.891	450,815	658,530	11.9	0.953	462,902	753,043
30～49	17.9	0.868	470,546	665,654	18.4	0.902	459,504	846,848
50～99	18.1	0.923	499,758	949,955	20.2	0.942	490,274	1,101,031
100～299	13.5	0.878	553,748	1,064,681	15.6	0.926	547,032	1,145,405
300～499	1.7	0.770	742,899	648,566	2.4	0.770	742,899	648,566
500～999	0.0	—	—	—	0.0	—	—	—
1,000人以上	0.0	—	—	—	0.0	—	—	—
疾病任継	2.5	0.756	343,391
使用する被保険者数	(再掲) 漁船（い）				(再掲) 漁船（ろ）			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
総 数	100.0	0.588	407,017	725,688	100.0	0.794	469,355	194,891
1～4人	5.5	0.402	297,678	482,989	9.9	0.802	258,934	117,088
5～9	4.8	0.519	338,442	532,377	16.5	0.837	395,190	61,452
10～19	8.0	0.669	385,102	507,654	20.5	0.738	503,934	57,244
20～29	7.6	0.818	410,992	792,430	15.3	0.749	424,572	427,559
30～49	30.5	0.592	394,676	781,177	17.1	0.817	522,346	50,491
50～99	20.2	0.769	429,346	1,146,882	13.5	0.863	555,035	230,321
100～299	23.4	0.381	449,678	440,161	7.3	0.757	636,513	773,591
300～499	0.0	—	—	—	0.0	—	—	—
500～999	0.0	—	—	—	0.0	—	—	—
1,000人以上	0.0	—	—	—	0.0	—	—	—
疾病任継

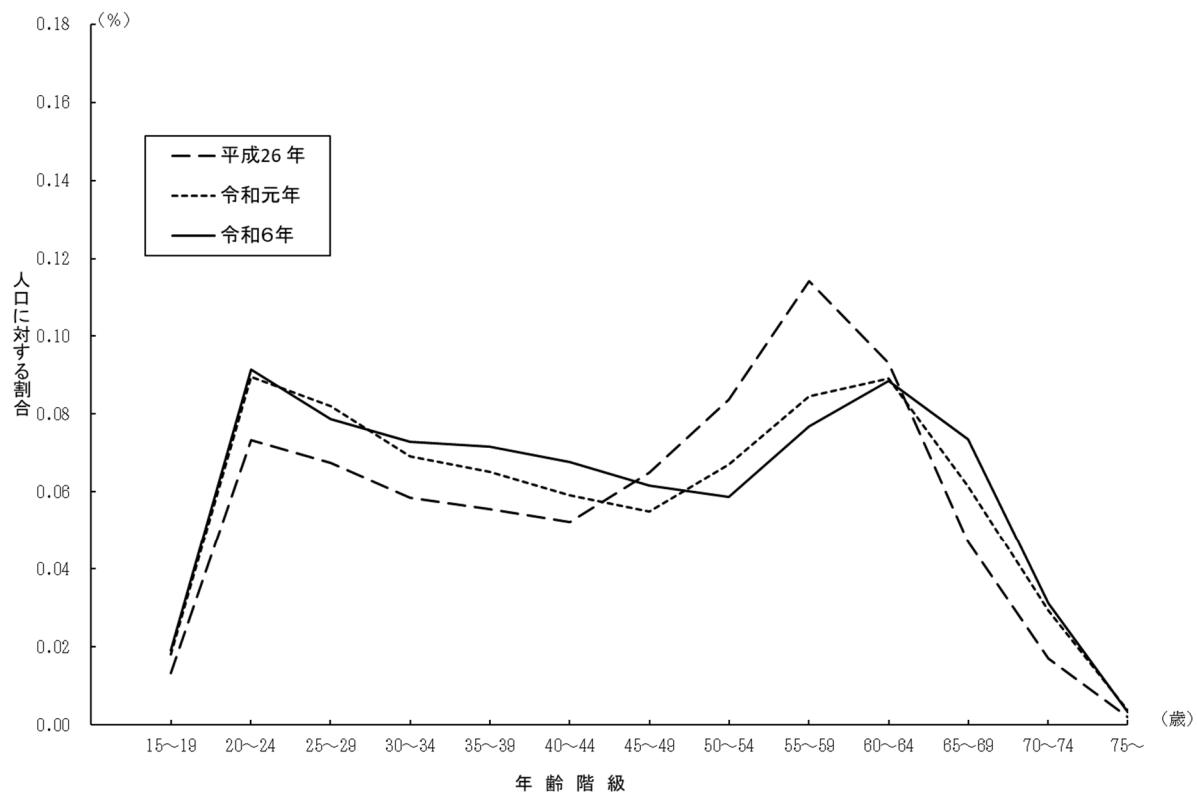
(注) 平均標準賞与額は、令和6年10月1日現在の被保険者について、令和5年10月1日から令和6年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

1 3. 被保険者数の推移について

まず、総人口に対する被保険者数の割合（以下「被保険者割合」という。）の推移を男女計について年齢階級別に示したものが図8である。

被保険者割合は、平成26年から令和元年にかけては、40代後半から60代前半で減少し、その他の年齢階級では増加している。令和元年から令和6年にかけては、20代後半及び50代前半から60代前半までは減少しており、その他の年齢階級では増加している。

図8 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)



次に、男女別の被保険者割合の推移を年齢階級別に示したものが図9-1、9-2である。

男性については、平成26年から令和元年にかけては、40代後半から60代前半まで減少し、その他の年齢階級では増加している。また、令和元年年から令和6年にかけては、20代後半、50代前半から60代前半までは減少し、その他の年齢階級では増加している。

女性については、平成26年から令和元年年にかけては60代前半から70代前半で減少している。また、令和元年年から令和6年にかけては、10代後半、20代後半及び50代で減少している。

図9-1 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)

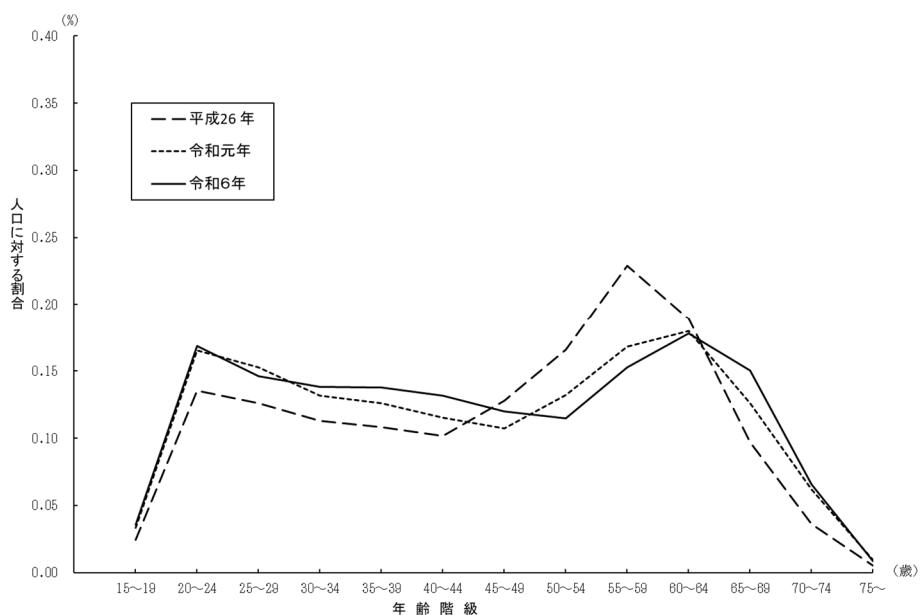


図9-2 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)

